

定期保守点検業務

共通仕様書（定期点検及び保守）及び別紙 9-2 に拠り、次の業務を行う。なお、（１）業務内容の No. 14、15 は、平成 27 年 4 月 1 日から業務が発生することに注意すること。平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの両業務の内容は、共通仕様書に示されている内容と同様であり、センターが別途民間事業者と契約を行っている。

（１） 業務内容

- ア 実施計画を別紙 9-3 を参考に作成する。
- イ 定期点検、法定点検を実施する（詳細は別紙 9-2 に記載）。
- ウ 官公庁への届出及び届出の代行を行う。

No.	業 務 内 容
1	電気設備点検
2	熱源設備点検
3	空調設備点検（中央監視装置、自動制御装置を除く）
4	衛生設備点検
5	防災設備点検
6	情報設備点検
7	殺虫消毒
8	検査・測定
9	駐車場管制設備点検
10	シャッター設備点検
11	高所作業台点検
12	自動ドア点検
13	機械式駐車場点検
14	エレベーター保守（平成 27 年 4 月 1 日以降）
15	空調設備点検（中央監視装置、自動制御装置） （平成 27 年 4 月 1 日以降）

（２） 人員配置

定期保守点検スタッフ 適正人数

※基本的に本業務は、設備管理業務を担うスタッフが行うことを想定しているが、再委託による実施も可能である。

以上

設 備 定 期 点 検 実 施 要 領

この要領に拠る他、この要領に記載のないものについては共通仕様書(定期点検等及び保守)に拠ることを基本とする。

ただし、これらに拠らず、業務効率化にかかる民間事業者からの提案を行うことができるものとする。提案内容を理由とともに提案書に明記すること。また、提案を行う場合、提案する内容に基づいて入札金額を積算すること。

1. 電気設備

(a)対象機器および数量

- (1) 高圧受変電設備 一式
- (2) 太陽光発電設備 一式
- (3) 電灯・動力盤設備
- (4) 照明操作盤設備
 - ア) 主操作盤 1 面
 - イ) 端末機器 124 個

※詳細は別添「機器一覧」を参照

(b)点検周期

- (1) 高圧受変電設備 年 1 回
- (2) 太陽光発電設備 年 1 回
- (3) 電灯・動力盤設備 年 1 回

※自家用電気工作物月例点検も本仕様を含む

(c)作業仕様

共通仕様書の記載に拠る。

※電気事業法に基づき実施。

2. 熱源設備

(a)対象機器および数量

- (1) 吸収式冷温水発生機 1 台
- (2) スクリュー式冷凍機 1 台
- (3) 膨張タンク 5 基

※詳細は別添「機器一覧」を参照

(b)点検周期

- (1) 吸収式冷温水発生機点検 年 4 回
- (2) スクリュー式冷凍機点検 年 4 回
- (3) 膨張タンク点検(第二種圧力容器) 年 1 回

(c)作業仕様

共通仕様書の記載に拠る。

3. 空調設備(中央監視装置・自動制御装置を除く)

(a)対象機器および数量

- (1) 空調機 エアハンドリングユニット 24 台
- (2) パッケージエアコン 7 台
- (3) 水冷設備パッケージ 185 台
- (4) ファンコイルユニット 93 台
- (5) 全熱交換器 5 台
- (6) 天井換気扇 127 台
- (7) 電気集塵機 9 台
- (8) 給排気ファン 76 台
- (9) 冷却塔 2 台
- (10) 空調設備フィルター
 - ア) 空調機用プレフィルター 136 枚
 - イ) パッケージエアコン用フィルター 9 枚
 - ウ) 水冷設備パッケージ用フィルター 122 枚
 - エ) ファンコイル用フィルター 150 枚
 - オ) 全熱交換器用フィルター 10 枚
 - カ) 集塵機用フィルター 11 枚
 - キ) フィルターユニット用フィルター 35 枚

計 473 枚

※詳細は別添「機器一覧」を参照

(b)点検周期

- (1) 空調機 エアハンドリングユニット点検 年 1 回
- (2) パッケージエアコン点検 年 2 回
- (3) 水冷設備パッケージ点検 年 2 回
- (4) ファンコイルユニット点検 年 1 回
- (5) 全熱交換器点検 年 1 回
- (6) 天井換気扇点検 年 1 回
- (7) 電気集塵機点検 年 1 回
- (8) 給排気ファン点検 年 1 回
- (9) ア) 冷却塔点検 年 1 回
 - イ) 冷却塔冷却水管殺菌洗浄 年 1 回(使用開始前の化学的洗浄)

※建築物における衛生的環境の確保に関する法に基づき実施

※横浜市レジオネラ症を防止するための技術的管理指針に基づき実施

(10) 空調設備フィルター洗浄 ※洗浄回数は下記のとおり

対象空調設備フィルター	枚数	回数
24 時間系統空調機及び水冷設備パッケージ	174 枚	年 12 回
24 時間系統を除く空調機	100 枚	年 9 回
パッケージエアコン、ファンコイルユニット他	199 枚	年 4 回

(c)作業仕様

共通仕様書の記載に拠る。

4. 衛生設備

(a)対象機器および数量

- (1) 真空温水ボイラー(VEC ヒータ) 2 台
- (2) 加湿用硬水軟化装置(TS式自動型硬水軟化装置) 1 台
- (3) 雨水滅菌剤注入装置 1 台
- (4) 空調冷却水処理剤注入装置
 - ア) TS式冷却水処理装置 2 台
 - イ) 薬注ポンプ 3 台
 - ウ) 薬注タンク 1 台
- (5) ポンプ類
 - ア) 冷水 1 次ポンプ他 6 台
 - イ) 冷水 2 ポンプ 4 台
 - ウ) 温水 1 次ポンプ 2 台
 - エ) 温水 2 次ポンプ 2 台
 - オ) 冷温水 1 次ポンプ 1 台
 - カ) 熱源水1次ポンプ 2 台
 - キ) 冷却水ポンプ 1 台
 - ク) 温水ポンプ 1 台
 - ケ) 上水給水ポンプ 1 台
 - コ) 中水給水ポンプ 2 台
 - サ) 給湯昇温ポンプ 4 台
 - シ) 湧水排水ポンプ 6 台
 - ス) 雑排水ポンプ 4 台
 - セ) 雨水排水ポンプ 2 台

計 38 台

- (6) 業務用バイオ式生ごみ処理機 1 台

(7) 水槽類

- ア) 受水槽 1 槽
- イ) 沈砂槽 1 槽

- ウ) 湧水槽 2 槽
- エ) 雑排水槽 2 槽
- オ) 貯湯槽 2 基
- カ) 消火水槽 1 槽
- キ) 高置補助水槽 1 槽
- ク) ガソリントラップ 1 槽
- ケ) 雑用水槽 1 槽
- (8) 厨房設備清掃
 - ア) グリスフィルター 12 枚
 - イ) フード 6 箇所
 - ウ) フード内防火シャッター 6 枚
 - エ) フード内立上りダクト 6 箇所
 - オ) 排気ファン 2 台
 - カ) 排気ダクト 90 m²
 - キ) 吹出口防虫網 2 箇所
- (9) 吹出口・吸込口
 - ア) 吹出口 515 箇所
 - イ) 吸込口 515 箇所
- (10) 窓ガラス等
 - ア) 全館(ゴンドラ作業を含む) 2714.16 m²
 - イ) 南側壁面を除く全館(ゴンドラ作業を除く) 2580.88 m²
 - ウ) 企画展示室ショーケース
 - エ) サイン(2 階風除室上、4 階壁面)

※詳細は別添「機器一覧」を参照

(b)点検周期

- (1) 真空温水ボイラー点検 年 2 回
- (2) 加湿用硬水軟化装置点検 年 1 回
- (3) 雨水滅菌剤注入装置点検 年 1 回
- (4) 空調冷却水処理剤注入装置点検 年 1 回
- (5) ポンプ類点検 年 1 回
- (6) 生ごみ処理機点検 年 2 回
- (7) 水槽類清掃
 - ア) 受水槽清掃 年 1 回
 - イ) 沈砂槽清掃 年 1 回
 - ウ) 湧水槽清掃 年 1 回
 - エ) 雑排水槽清掃 年 2 回
 - オ) 貯湯槽清掃 年 1 回
 - カ) 消火水槽清掃 年 1 回

- キ) 高置補助水槽清掃 年 1 回
 - ク) ガソリントラップ清掃 年 1 回
 - ケ) 雑用水槽清掃 年 1 回
 - (8) 厨房設備清掃
 - ア) グリスフィルター清掃 年 12 回
 - イ) フード清掃 年 1 回
 - ウ) フード内防火シャッター清掃 年 1 回
 - エ) フード内立上りダクト清掃 年 1 回
 - オ) 排気ファン清掃 年 1 回
 - カ) 排気ダクト清掃 年 1 回
 - キ) 吹出口防虫網清掃 年 1 回
 - (9) 吹出口・吸込口清掃
 - ア) 吹出口清掃 年 1 回
 - イ) 吸込口清掃 年 1 回
 - (10) 窓ガラス等清掃
 - ア) 全館(ゴンドラ作業を含む) 年 2 回
 - イ) 南側壁面を除く全館(ゴンドラ作業を除く) 年 2 回
 - ウ) 企画展示室ショーケース 年 4 回
 - エ) サイン(2 階風除室、4 階壁面) 年 4 回
- ※ ただし全館とは、作業不能箇所 152.69 m²を除いたものとする。

(c)作業仕様

下記項目以外は共通仕様書の記載に拠る。

- (1) 雨水滅菌剤注入装置
- (2) 空調冷却水処理剤注入装置

1. 薬注ポンプ	1-1ポンプ本体の損傷・漏れの確認 1-2ポンプの動作確認 1-3チェック弁動作確認 1-4ブレードホース損傷・漏れ・詰りの確認 1-5制御盤内点検
2. 薬注タンク	2-1タンク本体の損傷・漏れの確認 2-2ホース類の損傷・漏れの確認

- (3) 生ごみ処理機

1. 発酵槽内	1-1投入物・量・確認 1-2槽内種菌状態の確認 1-3槽内温度確認 1-4攪拌腕・径／曲がり 1-5攪拌軸・径／曲がり
2. 駆動部	2-1ギアモータ点検

	2-2チェーン調節・注油 2-3軸受オイル／コンポスト漏れ 2-4ベアリング部グリースアップ
3. 空気循環経路	3-1吸い込み口清掃 3-2熱交換器分解清掃 3-3熱交換器入・出側清掃 3-4循環ファンモータ部点検清掃
4. 排水経路	4-1除湿タンク部清掃 4-2ブロアモータ部分分解清掃 4-3pH値測定 4-4脱臭槽詰まり確認 4-5pH調整材交換／清掃
5. 排出経路	5-1排出口詰まり確認／清掃 5-2ストッカー一部周辺点検清掃
6. 電気品	6-1攪拌時間／設定時間測定 6-2発酵槽サーモ設定値確認 6-3各種モータ電流値測定 6-4絶縁抵抗測定

除外事項(別見積)

- ① 上記点検内容に記載のない障害の修理・部品交換。
- ② オーバーホール。
- ③ 機器の更新。
- ④ その他記載ない一切の取扱い。

5. 防災設備

(a)対象機器および数量

- (1) 消防設備 一式
- (2) 直流電源設備
 - ア) 電源装置 1 台
 - イ) 制御弁式据置鉛蓄電池 54 個
- (3) ディーゼル発電設備
 - ア) 交流発電機 1 台
 - イ) ディーゼルエンジン 1 台

※詳細は別添「機器一覧」を参照

(b)点検周期

- (1) 消防設備点検 年 2 回(総合点検、機器点検)
- (2) 直流電源設備 年 2 回(総合点検、機器点検)
- (3) ディーゼル発電機点検 年 2 回(総合点検、機器点検)

(c)作業仕様

共通仕様書の記載に拠る。

※消防法に基づき実施。

6. 情報設備

(a)対象機器および数量

- (1) テレビ共聴設備 一式
- (2) 催物案内表示システム 一式
- (3) 防犯カメラ設備 一式

※詳細は別添「機器一覧」を参照

(b)点検周期

- (1) テレビ共聴設備点検 年 1 回
- (2) 催物案内表示システム設備点検 年 1 回
- (3) 防犯カメラ設備点検 年 1 回

(c)作業仕様

共通仕様書の記載に拠る。

7. ねずみ・昆虫等の調査

(a)対象機器および数量

- (1) 全館
- (2) 厨房等
- (3) 生息状況調査

※詳細は別添「機器一覧」を参照

(b)点検周期

- (1) 全館殺虫消毒 年 2 回
- (2) 厨房等殺虫消毒 年 4 回
- (3) 生息状況点検 年 10 回

(c)作業仕様

共通仕様書の記載に拠る。

※建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき実施。

8. 検査・測定

(a)対象機器および数量

- (1) 煤煙濃度
 - ア) 吸収式冷温水発生機 1 台
 - イ) 真空温水ボイラー 2 台
- (2) 空気環境(測定箇所 20 箇所)
- (3) 簡易専用水道
 - ア) 受水槽 1 基
- (4) 水質検査
 - ア) 飲料水 1 検体
 - イ) 給湯水 1 検体

- ウ) 冷水器 1 検体
- エ) 雑用水 1 検体
- (5) レジオネラ菌検査
 - ア) 冷却塔冷却水 3 検体(冷却塔 2 基)
 - イ) 中央循環式給湯水 1 検体(貯湯槽 2 基)
 - ウ) 雑用水 1 検体
- (6) 海外移住資料館室内環境分析
 - ア) 常設展示室
 - イ) 一般収蔵庫
 - ウ) 外気

※詳細は別添「機器一覧」を参照

(b)検査・測定周期

- (1) 煤煙濃度測定
 - ア) 吸収式冷温水発生機 年 2 回
 - イ) 真空温水ボイラー 年 1 回
- (2) 空気環境測定 年 6 回
- (3) 簡易専用水道検査 年 1 回
- (4) 水質検査
 - ア) 飲料水 年 2 回(10 項目を 1 回、27 項目を 1 回)
 - イ) 給湯水 年 2 回(10 項目を 1 回、27 項目を 1 回)
 - ウ) 冷水器 年 2 回(10 項目を 1 回、27 項目を 1 回)
 - エ) 雑用水 年 6 回(大腸菌、濁度)
- (5) レジオネラ菌検査
 - ア) 冷却塔冷却水 年 2 回(使用期間中 2 回以上)
 - イ) 中央循環式給湯水 年 1 回
 - ウ) 雑用水 年 1 回
- (6) 海外移住資料館室内環境分析

(c)作業仕様を参照

(c)作業仕様

共通仕様書の記載に拠る。

※建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき実施。

(1)海外移住資料館室内環境分析

i. 分析対象及び分析回数は次の通りとする。

常設展示室	アンモニア、酢酸濃度 及びホルムアルデヒド濃度測定	年1回
	塩分濃度の測定	年 1 回
一般収蔵庫	アンモニア、酢酸濃度 及びホルムアルデヒド濃度測定	年1回
	塩分濃度の測定	年 1 回

外気	アンモニア、酢酸濃度 及びホルムアルデヒド濃度測定	年1回
----	------------------------------	-----

ii. 点検内容は次の通りとする。

1. アンモニア・酢酸濃度測定	1-1超純水中に空気を捕集 1-2イオンクロマトグラフを用いての定量分析 1-3空気中の濃度に換算
2. ホルムアルデヒド濃度測定	2-1DNPH捕集管に空気を捕集 2-2高速クロマトグラフを用いての定量分析 2-3空気中の濃度に換算
3. 塩分濃度の測定	3-1超純水中に空気を捕集 3-2イオンクロマトグラフを用いての定量分析 3-3空気中の濃度に換算

9. 駐車場管制設備

(a)対象機器および数量

駐車場管制設備 一式

※詳細は別添「機器一覧」を参照

(b)点検周期

駐車場管制設備点検 年1回

(c)作業仕様

共通仕様書の記載に拠る。

10. シャッター

(a)対象機器および数量

(1) リングシャッター 一式 2枚

(2) コンビネーションシャッター 一式 1枚

(3) 防火シャッター 一式 44枚

※詳細は別添「機器一覧」を参照

(b)点検周期

各シャッター点検 年1回

(c)作業仕様

点検内容は次の通りとする。

1. 点検口の状況	1-1点検口の有無 1-2取付位置 1-3開閉操作
2. 降下位置障害	2-1障害物の有無 2-2シャッター芯と物品との距離
3. 操作障害	3-1押釦スイッチの取付位置

	3-2 随時閉鎖装置の取付位置
4. 警告表示・操作説明ラベル貼付	4-1 警告表示・操作説明ラベルの有無 4-2 貼付ラベルの汚損・損傷
5. 開閉機	5-1 油漏れの有無 5-2 錆・腐食の有無 5-3 異常音・異常過熱の有無 5-4 固定ボルトの緩み
6. ブレーキ装置	6-1 中間停止の状態確認 6-2 残留磁気の有無 6-3 異常音・異常過熱の有無
7. 手動操作	7-1 設置位置 7-2 操作方法の表示 7-3 操作状態
8. スプロケット・ローラーチェーン	8-1 芯ずれの有無 8-2 変形・汚損の有無 8-3 セットボルトの緩み 8-4 磨耗・錆の有無 8-5 ジョイント・たるみ状態
9. ロープ車・ワイヤーロープ	9-1 変形・汚損の有無 9-2 セットボルトの緩み 9-3 ワイヤーロープの磨耗・汚損 (キンク・ささくれ) 9-4 余巻・固定状態
10. 巻取シャフト・ブラケット	10-1 曲損・片寄りの有無 10-2 カラー・軸受の取り合い 10-3 変形・汚損の有無 10-4 固定ボルトの緩み 10-5 軸受の回転状態
11. スラット・吊元	11-1 変形・汚損の有無 11-2 片寄り・片下がりの有無 11-3 端金物・吊元ボルトの緩み
12. 座板	12-1 変形・汚損の有無 12-2 座板ビスの緩み
13. ケース・まぐさ・スモーカー	13-1 変形・汚損の有無 13-2 スモーカーの取付状態 13-3 回転状態
14. ガイドレール	14-1 変形・汚損の有無 14-2 錆の有無 14-3 呑口の状態
15. 制御盤	15-1 損傷の有無 15-2 接続端子の緩み
16. リミットスイッチ・エマージェンシースイッチ	16-1 チェーンの確認 16-2 スプロケットの確認 16-3 変形・汚損の有無

17. 押しボタンスイッチ	17-1 蓋・施錠の確認 17-2 接続端子の緩み
18. ヒューズ装置・ヒューズテスト	18-1 変形・汚損の有無 18-2 ヒューズメタルの抜取検査
19. 手動閉鎖装置	19-1 変形・汚損の有無 19-2 閉鎖確認
20. 自動閉鎖装置	20-1 変形・汚損の有無 20-2 錆の有無 20-3 開放力
21. 絶縁抵抗	21-1 電動機主回路の測定 21-2 制御回路の測定 21-3 信号回路の測定
22. 遮煙装置(材)の損傷	22-1 硬化の有無 22-2 切損の有無 22-3 接触状況
23. 降下状況	23-1 電動・手動操作 23-2 随時閉鎖 23-3 異常音の有無 23-4 下限停止位置
24. 降下速度	24-1 降下速度の測定
25. 巻上状況	25-1 電動・手動操作 25-2 上限停止位置
26. 障害物検知装置	26-1 作動試験 26-2 変形・汚損の有無

除外事項(別見積)

- ① 消耗部品、劣化部品の交換修理。
- ② 各機器の分解・整備。
- ③ 各機器の更新。
- ④ その他記載ない一切の取扱い。

11. 高所作業台

(a)対象機器および数量

高所作業台 1 台

※詳細は別添「機器一覧」を参照

(b)点検周期

年 1 回

(c)作業仕様

i. 点検内容は次の通りとする。

1. 電動機	1-1 振動・異音の有無 1-2 発熱の有無 1-3 ブラシの磨耗 1-4 取付状態
--------	---

	1－5絶縁抵抗の測定
2. 駆動用カップリング	2－1変形・損傷の有無 2－2磨耗・がたつきの有無 2－3芯ずれの有無
3. マグネットスイッチ	3－1接点の損傷 3－2接点の磨耗
4. 保護装置	4－1ブレーカーの作動確認
5. 制御盤	5－1機器の損傷の有無
6. 配線	6－1接続部の緩み 6－2損傷の有無
7. 車軸	7－1亀裂・損傷・磨耗の有無
8. 車輪	8－1タイヤの損傷 8－2亀裂・偏磨耗・変形の有無 8－3ベアリングのがたつき
9. 台板	9－1亀裂・変形の有無 9－2取付状態
10. 支柱	10－1曲がり・磨耗・損傷の有無
11. ローラー部	11－1損傷・磨耗の有無 11－2がたつき
12. シリンダー	12－1曲がり・損傷・打こんの有無 12－2パッキンの油漏れ確認
13. 手摺り	13－1変形の有無 13－2固定金具の確認
14. 作業テーブル	14－1亀裂・変形の有無 14－2取付状態
15. チェーン及びスプロケット	15－1緩みの有無 15－2磨耗・損傷の有無 15－3取付状態
16. エアー抜き	16－1油漏れの確認 16－2プラグの損傷
17. 作動油タンク	17－1油量確認 17－2汚れの有無 17－3錆の有無 17－4油漏れの確認
18. フィルター	18－1目詰まりの有無 18－2汚れの有無 18－3損傷の有無
19. 配管	19－1亀裂・損傷の有無 19－2取付状態 19－3シール部の油漏れ確認
20. 油圧ポンプ	20－1振動・異音の有無 20－2発熱の有無 20－3シール部の油漏れ確認
21. 各種弁体	21－1シール部の油漏れ確認

22. 押釦スイッチ	22-1配線及び接点の損傷
23. コード	23-1損傷、亀裂及び磨耗状態
24. オートリール	24-1取付状態
25. アウトリガー	25-1作動状態 25-2取付状態 25-3曲がり及び損傷
26. 手動降下装置	26-1油漏れの確認 26-2曲がりの有無 26-3作動状態
27. 水準器	27-1損傷の有無 27-2作動状態 27-3取付状態
28. 規制装置	28-1圧力計 28-2リミットスイッチ
29. 開閉器	29-1ロック作動及びピンの変形 29-2取付状態
30. ジャッキ	30-1曲がり・変形の有無 30-2磨耗の有無
31. 外観	31-1錆の有無 31-2塗装剥離の有無 31-3汚れの有無
32. 総合	32-1上昇状態の確認 32-2下降状態の確認 32-3沈下量の測定 32-4リリーフ圧力の測定
33. 整備	33-1作動油の交換

ii. 除外事項(別見積)

- ① 上記点検内容に記載のない消耗部品、劣化部品の交換修理。
- ② 各機器の分解・整備。
- ③ 各機器の更新。
- ④ その他記載ない一切の取扱い。

12. 自動ドア

(a)対象機器および数量

DS型 10 台

※詳細は別添「機器一覧」を参照

(b)点検周期

年 4 回

(c)作業仕様

共通仕様書の記載に拠る。

13.機械式駐車場

(a)対象機器および数量

HSP21-GS/MS 式 基数 3 連×5 基 パレット数 40

※詳細は別添「機器一覧」を参照

(b)点検周期

年4回

(c)作業仕様

共通仕様書の記載に拠る。

14. エレベーター(平成 27 年 3 月 31 日までは現行契約の残存期間に当たるため、平成 27 年 4 月 1 日以降に業務を開始するものとする。)

(a)対象機器および数量

(1) 1 号機 乗用 定員 13 人 1 台

(2) 2 号機 乗用 定員 11 人 1 台

(3) 3 号機 人荷用 定員 61 人 1 台

(4) 4、5 号機 乗用 定員 15 人 2 台

計 5 台

※詳細は別添「機器一覧」を参照

(b)点検周期

年12回

(c)作業仕様

共通仕様書の記載に拠る。ただし、フルメンテナンス契約とする。

15. 空調設備点検(中央監視装置、自動制御装置)(平成 27 年 3 月 31 日までは現行契約の残存期間に当たるため、平成 27 年 4 月 1 日以降に業務を開始するものとする。)

(1)保守作業の回数は、次のとおりとする。

① 中央監視装置

点 検 内 容	点 検 周 期
総合点検	1回／1年
巡回点検	1巡／1年
緊急保守	随 時

① 自動制御機器

点 検 内 容	点 検 周 期
総合点検	1回／1年 * 点検作業は別紙－1の点検計画表に基づき 制御系統ごとに実施する。

巡回点検	1巡／1年 ＊ 点検作業は別紙－1の点検計画表に基づき実施する。(熱源冷水・温水系統のみ該当)
緊急保守	随 時

(2) 総合点検

	作 業 項 目	作 業 内 容
1	稼動状況の確認	システムの日常における稼動状況、不具合の有無などについて、全般にわたり、甲・乙と打ち合わせ確認する。
2	不具合箇所の調査と対処	不具合箇所、緊急対応を行った箇所の調査を行い、必要に応じ修理、予備品手配を行う。
3	予防保守作業の実施	別紙－2「自動制御機器保守作業項目」・別紙－3「中央監視装置保守点検作業項目」により作業を実施する。
4	運転確認	予防保全作業終了後、システムが正常に稼動することを確認する。

(3) 負担区分

① 中央監視装置

10,000円未満の交換部品については契約範囲内(無償扱い)とし、それ以外のものは契約範囲外(有償扱い)とする。

＊ プリンター用紙・カセットカートリッジは除く。

② 自動制御機器

自動制御機器の交換部品および消耗品のうち10,000円未満のものは契約範囲内(無償扱い)とし、10,000円以上のものは契約範囲外(有償扱い)とする。

中央監視装置
保守点検作業項目

オペレータワークステーション(OWS)

項	点 検 項 目	総合点検	巡 回 点 検	備考
1	各部清掃点検	1. 本体外部清掃	○	
		2. 本体内部清掃	○	
		3. カード清掃および確認	○	
		4. ファン清掃および作動確認	○ (確認)	
		5. FDDヘッド清掃	○	
		6. マウス清掃	○	
		7. キーボード清掃	○	
2	各接続部点検	1. プラグイン確認	○	
		2. ケーブルのねじれおよび破損確認	○	
3	電源確認	1. 1次側供給電源確認	○	
4	スイッチ・ランプ点検	1. スイッチ動作確認	○	
		2. ランプ点灯確認	○	
5	機能点検	1. ネットワーク自己診断機能確認	○	
		2. ハードウェア自己診断機能確認	○	
		3. 通信機能調整・確認	○	
		4. キー入力確認	○	
		5. マウス作動確認	○	
		6. 画面調整・確認	○	
		7. インターホン送受信機能の調整・確認(インターホン有の場合)	○	
6	データベース	1. METASYS データベース・バックアップ	○	データベースファイル pqi を取得し、社内にて保管する。 専用ツール PC が必要。
		2. BMSデータベース・バックアップ	○	BMS データを取得し社内にて保管する。
	定期交換部品	1. 本体	推奨5年有償交換	
		2. CRT	推奨5年有償交換	
		3. 液晶モニタ	推奨5年有償交換	

レーザープリンタ

項	点 検 項 目	総合点検	巡 回 点 検	備考
1	各部清掃点検	1. 本体外部清掃 2. 本体内部清掃	○ ○	
2	各接続部点検	1. プラグイン確認 2. ケーブルのねじれおよび破損確認	○ ○	
3	スイッチ・ランプ点検	1. スイッチ動作確認 2. ランプ点灯確認	○ ○	
4	機構部点検	1. トナーカートリッジ確認 2. 給紙カセット確認	○ ○	
5	機能点検	1. セルフ印字テスト 2. オンライン印字テスト	○ ○	
	定期交換部品	1. トナーカートリッジ 2. プリンタ本体	有償 推奨5年有償交換	

無停電電源装置(UPS)

項	点 検 項 目	総合点検	巡 回 点 検	備考
1	各部清掃点検	1. 本体外部清掃	○	
2	各接続部点検	1. プラグイン確認 2. ネジ止め部確認 3. ケーブルのねじれおよび破損確認	○ ○ ○	
3	電源装置点検	1. 供給電源確認 2. 出力電圧確認 3. 異臭・異常発熱の有無確認	○ ○ ○	
4	スイッチ・ランプ点検	1. スイッチ動作確認 2. ランプ点灯確認	○ ○	
5	機能点検	1. 自己診断機能確認	○	
	定期交換部品	1. バッテリ 2. UPS本体	推奨3年有償交換 推奨5年有償交換	

ネットワークコントローラ(NC)

項	点 検 項 目		総 合 点 検	巡 回 点 検	備考
1	各部清掃点検	1. 本体外部清掃	○	○	
2	各接続部点検	1. プラグイン確認	○	○	
		2. カードコネクタ確認	○	○	
		3. ネジ止め部確認	○	○	
		4. ケーブルのねじれおよび破損確認	○	○	
3	電源点検	1. 1次側供給電源確認	○		
		2. バッテリ確認	○		
		3. 電源部の異臭・異常発熱の有無確認	○	○	
4	スイッチ・ランプ点検	1. ランプ点灯確認	○	○	
5	機能点検	1. 自己診断機能確認	○		
		2. N1ネットワーク通信確認	○	○	
		3. N2通信確認	○	○	
		4. 通信履歴確認	○		
6	データベース	1. 各NCのデータアップロード	○	アップロード後、データベースファイル pqi を取得し、社内にて保管する。	
	定期交換部品	1. バッテリ	推奨5年有償交換		
	不具合対応時	1. 再セットアップ	専用ツールソフト(WNCSETUP)が必要。		

入出力モジュール(IOM)

項	点 検 項 目		総合点検	備 考
1	各部清掃点検	1. 本体外部清掃	○	
2	各部接続部点検	1. プラグイン確認	○	
		2. ネジ止め部確認	○	
		3. ケーブルのねじれおよび破損確認	○	
3	電源点検	1. 1次側供給電源確認	○	
		2. 外部電源確認	○	
4	スイッチ・ランプ点検	1. ランプ点灯確認	○	
5	機能点検	1. 自己診断機能確認	○	
		2. 通信機能点検	○	
	定期交換部品			
	不具合対応時	1. セットアップ	専用ツールソフト(XTM コンフィグレーション)が必要。	

自動制御機器
保守点検作業項目

電気式調節器(サーモスタット,ヒューミディスタット,プレッシャスタット等)

項	点 検 項 目	総合・巡回点検	備 考
1	単体点検	1. 外観目視検査による設置状態、汚れ、破損の確認	○
		2. 外部及び内部の清掃	○
		3. 接触部の摩耗確認	○
		4. 信号線接続部のゆるみ確認	○
		5. 標準計器による出力信号の校正	○
2	ループ点検	1. 調節器の設定値変更による操作器の作動及び作動方向の確認	○
3	システム点検		
	定期交換部品		

電子式検出器(温湿度、圧力、露点、流量等)

項	点 検 項 目	総合・巡回点検	備 考
1	単体点検	1. 外観目視検査による設置状態、汚れ、摩耗、破損の確認	○
		2. 外部や内部の清掃	○
		3. 信号線接続部のゆるみ確認	○
		4. 供給電源の確認	○
		5. 標準計器による出力信号の校正	○
		6. 電子機器部の錆、結露の有無確認	○
2	ループ点検	1. 調節計等表示部への指示値の確認	○
3	システム点検		
	定期交換部品	1. 湿度エレメント	有償交換部品
		2. 露点エレメント	有償交換部品
		3. フィルター類	有償交換部品

電子式調節計

項	点 検 項 目	総合・巡回点検	備 考
1	単体点検	1. 外観目視検査による設置状態、汚れ、破損の確認	○
		2. 外部や内部の清掃	○
		3. 表示部の表示確認	○
		4. スイッチの作動確認	○
		5. 信号線接続部のゆるみ確認	○
		6. 供給電源の確認	○
		7. 標準計器による入力信号の校正	○
		8. 出力信号の確認・調整	○
		9. 各種運転パラメータの記録	○
		10. オプション機能の作動確認	○
		11. 上位との通信確認	○
2	ループ点検	1. 調節計の設定値変更による操作部の作動及び作動方向の確認	○
		2. インターロックやシーズン信号による操作部の作動の確認	○
		3. オプション機能の作動による確認	○
3	システム点検	1. 設定値に対する制御状況検査	○
		2. 状況によりパラメータ修正	○

DDC機器(DPC・VUC・FUC)

項	点 検 項 目	総合・巡回点検	備 考
1	単体点検	1. 外観目視検査による設置状態、汚れ、破損の確認	○
		2. 外部や内部の清掃	○
		3. 表示部の表示確認	○
		4. スイッチの作動確認	○
		5. 信号線接続部のゆるみ確認	○
		6. 供給電源の確認	○
		7. 各種運転パラメータの記録	○
		8. 制御プログラムのバックアップ	○
		9. バックアップバッテリーの確認	○
		10. オプション機能の作動確認	○
2	ループ点検	1. 調節計の設定値変更による操作部の作動及び作動方向の確認	○
		2. インターロックやシーズン信号による操作部の作動の確認	○
		3. オプション機能の作動による確認	○
3	システム点検	1. 設定値に対する制御状況確認・調整	○
		2. 状況によりプログラム修正	○
	定期交換部品		
補足	DDC機器(DPC)を点検する場合、DPCハンディーターミナルが必要。また、ソフトの変更・調整時には。専用ツールソフト(GX9100)が必要。		
	点検実施において必要なツール	DDC機器(VUC・FUC)のプログラムソフトの変更・調整の場合は、専用ツールソフト(M9101)が必要。	

コントロールモータ

項	点 検 項 目	総合・巡回点検	備 考
1	単体点検	1. 外観目視検査による設置状態、汚れ、摩耗、破損の確認	○
		2. バルブやダンパーとの接続状態確認	○
		3. 外部の清掃	○
		4. 稼動部への注油またはグリスアップ	○
		5. 信号線接続部のゆるみ確認	○
		6. 供給電源の確認	○
		7. ストローク確認・調整	○
		8. 操作器への締切作動確認・調整	○
		9. 電子機器部の錆、結露の有無確認	○
2	ループ点検		
3	システム点検		
	定期交換部品		

制御弁(二方弁、三方弁、電磁弁)

項	点 検 項 目	総合・巡回点検	備 考
1	単体点検	1. 外観目視検査による設置状態、汚れ、破損、の確認	○
		2. グランド部よりの漏れの有無確認	○
		3. ブランド部の増締め調整	○
		4. 弁の作動状態の確認	○
		5. 電磁弁の信号線接続部のゆるみ確認	○
		6. 電磁弁の供給電圧確認	○
2	ループ点検		
3	システム点検		
	定期交換部品	1. グランドパッキン	グランドよりの漏れの場合

制御盤

項	点 検 項 目	総合・巡回点検	備 考
1	単体点検	1. 外観目視検査による設置状態、汚れ、破損錆の確認	○
		2. 筐体内外部やフィルターの清掃	○
		3. 端子のゆるみ確認・調整	○
		4. 供給電源点検	○
		5. 表示部の表示確認	○
		6. 盤内冷却機器の作動確認	○
2	ループ点検		
3	システム点検		
	定期交換部品	1. ヒューズ	無償交換部品
		2. 冷却ファン	無償交換部品
		3. ランプ	無償交換部品

管理計器類

項	点 検 項 目	総合・巡回点検	備 考
1	単体点検	1. 外観目視検査による設置状態、汚れ、破損の確認	○
		2. 筐体内外部の清掃	○
		3. 端子のゆるみ検査	○
		4. 供給電源点検	○
		5. 表示部の表示検査	○
		6. 作動検査	○
		7. 標準計器による表示及び記録の検査	○
		8. オプション機能の作動確認	○
2	ループ点検	1. 検出器からの出力信号による表示及び記録の検査	○
		2. オプション機能の作動による確認	○
3	システム点検		
	定期交換部品	1. オーバーホール	有償作業
		2. インクリボン	無償交換部品
		3. インクパッド(ボトル)	無償交換部品
		4. 記録用紙	無償交換部品

点検系統

No.	制御名	系 統 名	数量	備考
	自動制御機器			
1	熱源冷水・温水系統		1	
2	熱源水、コ・ジェネ廻り制御		1	
3	空調機制御－1	AC－1－5 2Fロビー	1	
4	空調機制御－2	AC－1－2 1Fトライアングルプラザ	1	
5	空調機制御－3	AC－2－1 2F図書資料室	3	
		AC－3－5 3F食堂		
		AC－3－6 3Fラウンジ		
6	空調機制御－4	AC－1－1 1F体育館	1	
7	空調機制御－5	AC－4－1 3F事務室	1	
8	空調機制御－6	AC－3－8 3F厨房	1	
9	空調機制御－7	AC－RF－1 5－8F宿泊室(1)	2	
		AC－RF－2 5－8F宿泊室(2)		
10	空調機制御－8	AC－4－4 4F講師室	1	
11	空調機制御－9	AC－3－1 2F収蔵庫	1	
12	空調機制御－10	AC－1－4 1F 中会議室	5	
		AC－2－2 2F 執務室		
		AC－3－7 3F ビデオルーム		
		AC－4－5 4F セミナールーム(1)		
		AC－4－6 4F セミナールーム(2)		
13	空調機制御－11	AC－4－2 4Fブリーフィングルーム	1	
14	空調機制御－12	AC－1－3 1F大会議室	1	
15	空調機制御－13	AC－3－2 2F作業室	1	
16	空調機制御－14	AC－4－3－1 4Fオリエンテーションルーム(1)	2	
		AC－4－3－2 4Fオリエンテーションルーム(2)		
17	空調機制御－15	AC－3－3 2F企画展示室	3	
		AC－3－4－1 2F常設展示室		
		AC－3－4－2 2F常設展示室		
18	ファンコイル制御－1		64	
19	ファンコイル制御－2		7	
20	雨水利用		1	
21	パッケージ制御		1	
	中央監視装置			
1	セントラルシステム		1	
2	ローカルシステム		1	

点 検 計 画 表

系 統 名	点 検 作 業 実 施 月											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
(1)熱源冷水・温水系統					◎				○			
(2)熱源水、コ・ジェネ廻り制御								◎				
(3)空調機制御－1 ・AC－1－5 2Fロビー	◎											
(4)空調機制御－2 ・AC－1－2 1Fトライアングルプラザ	◎											
(5)空調機制御－3 ・AC－2－1 2F図書資料室		◎										
・AC－3－5 3F食堂		◎										
・AC－3－6 3Fラウンジ			◎									
(6)空調機制御－4 ・AC－1－1 1F体育館	◎											
(7)空調機制御－5 ・AC－4－1 3F事務室			◎									
(8)空調機制御－6 ・AC－3－8 3F厨房				◎								
(9)空調機制御－7 ・AC－RF－1 5－8F宿泊室(1)				◎								
・AC－RF－2 5－8F宿泊室(2)				◎								
(10)空調機制御－8 ・AC－4－4 4F講師室						◎						
(11)空調機制御－9 ・AC－3－1 2F収蔵庫									◎			
(12)空調機制御－10 ・AC－1－4 1F中会議室						◎						
・AC－2－2 2F執務室						◎						
・AC－3－7 3Fビデオルーム							◎					
・AC－4－5 4Fセミナールーム(1)							◎					
・AC－4－6 4Fセミナールーム(2)							◎					
(13)空調機制御－11 ・AC－4－2 4Fブリーフィングルーム						◎						
(14)空調機制御－12 ・AC－1－3 1F大会議室							◎					
(15)空調機制御－13 ・AC－3－2 2F作業室									◎			
(16)空調機制御－14 ・AC－4－3－1 4Fオリエンテーションルーム (1)								◎				
・AC－4－3－2 4Fオリエンテーションルーム (2)								◎				
(17)空調機制御－15												

・AC-3-3 2F企画展示室										◎		
・AC-3-4-1 2F常設展示室										◎		
・AC-3-4-2 2F常設展示室										◎		

点 検 計 画 表

系 統 名	点 検 作 業 実 施 月											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
(19)ファンコイル制御-1			◎		◎		◎		◎			
(19)ファンコイル制御-2											◎	
(21)雨水利用											◎	
(23)パッケージ制御												◎
中央監視装置(METASYS-J)												
(1)セントラルシステム		◎								○		
(2)ローカルシステム	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
点検内容												
総合点検:◎												
巡回点検:○												

16. 蓄熱槽清掃（次回実施は平成 28 年度の予定）

(a)対象機器および数量

- ① 冷水蓄熱層 28槽 724m³
- ② 温水蓄熱層 17槽 499m³

(b)点検周期

5年1回

(c)作業仕様

- ① 槽内壁及び槽内の設備機器、サクショパイプ等の清掃を行い、蓄熱機能の障害となるものを全て系外に排除すること。
- ② 清掃終了を確認した後、槽内に水張りをしてポンプ揚水の具合を調べること。（ポンプ自体及び管路内の清掃を兼ね、エアー抜きを行うため）
- ③ 水張り後、防錆剤及び殺藻剤を投入すること。

以上

機 器 一 覧

1. 電気設備

作 業 名 称	機 器 名 称	数 量	単 位	型 式
(1) 高圧受変電設備 点検	高圧交流ガス開閉器	1	台	GU-302DV
	高圧交流ガス開閉器	1	台	GU-RS4DV
	方向性地絡継電器	1	台	K2GS-BT-F4
	高圧受電用過電流継電器	5	台	K2CA-DO3-F4
	不足電圧継電器	1	台	K2VU-S1K-F4
	不足電圧継電器	1	台	K2ZC-K2VU-T1
	不足周波数継電器	1	台	K2ZC-K2FU-S
	過電圧継電器	1	台	K2ZC-K2VA-T1
	地絡過電圧継電器	2	台	K2ZC-K2GV-C1
	短絡方向継電器	1	台	K2ZC-K2DS-A1
	逆電力継電器	1	台	K2ZC-K2WR-R1
	不足電力継電器	2	台	K2ZC-K2WU-A1
	低圧漏電リレー	9	台	GD-D
	電動ばね操作真空遮断器	7	台	HA12U-A1
	モールド変圧器	6	台	DMC-FA(300kVA)
	モールド変圧器	1	台	DMC-FA(200kVA)
	モールド変圧器	1	台	DMC-FA(100kVA)
	低圧進相コンデンサ	9	台	LB3-S
	高圧盤	8	面	
	変圧器盤	8	面	
	コンデンサ盤	3	面	
	低圧MCCB盤	15	面	
(2) 太陽光発電設備 点検	パワーコンディショナー	1	台	YAUP-100/500
	接続箱	1	台	SCB-103301-1135
	太陽電池アレイ	60	枚	SPG167-01
	ルーバー用太陽電池アレイ	42	枚	FS48-01

(4) 電灯・動力盤設備点検	L盤	46	面	
	P盤	58	面	
	LP盤	19	面	
(5) 照明操作盤設備点検	主操作盤	1	面	TMMC384N-3Z
	端末機器	124	個	

2. 熱源設備

作 業 名 称	機 器 名 称	数 量	単 位	型 式
(1) 吸収式冷温水発生機点検	吸収式冷温水発生機	1	台	TSA-BUW-210E 1 GL
(2) スクリュー式冷凍機点検	スクリュー式冷凍機	1	台	NS-516AWR
(3) 膨張タンク点検 密閉式ダイヤフラム式	冷水用膨張タンク	1	基	寸法 356×730 許容膨張容量 60L
	温水用膨張タンク	1	基	寸法 610×1350 許容膨張容量 800L
	冷却塔用膨張タンク	1	基	寸法 508×1140 許容膨張容量 79L
	熱源水用膨張タンク	1	基	寸法 508×1140 許容膨張容量 180L

3. 空調設備 (中央監視装置、自動制御装置を除く)

作 業 名 称	機 器 名 称	数 量	単 位	型 式
(1) 空調機点検	エアハンドリングユニット	5	台	THS-60-HR-L
	エアハンドリングユニット	3	台	THS-60-HR-R
	エアハンドリングユニット	2	台	THS-80-HR-L
	エアハンドリングユニット	1	台	THS-80-RF-L
	エアハンドリングユニット	1	台	THS-100-HR-L
	エアハンドリングユニット	1	台	THS-100-RF-L
	エアハンドリングユニット	1	台	THS-150-HR-R
	エアハンドリングユニット	1	台	THS-200-HR-R
	エアハンドリングユニット	1	台	THS-200-MX-R
	エアハンドリングユニット	1	台	THS-250-HR-R

	エアハンドリングユニット	1	台	TUC-101 AH
	エアハンドリングユニット	1	台	TUC-105 BH
	エアハンドリングユニット	1	台	TUC-125 BH
	エアハンドリングユニット	1	台	TUC-191 HR
	エアハンドリングユニット	1	台	TUC-195 RFH
	エアハンドリングユニット	2	台	TUC-301 HR
	マルチスリムエアハンドリングユニット	1	台	TMS-H40-L
(2) パッケージエアコン点検	ACP-B1-1	2	台	PA-J280DG-H-BSG
	ACP-B1-2	1	台	PCH-P63GG-BSG
	ACP-1	1	台	PUHY-P140M-A1-BSG
	ACP-1-1(室内機)	2	台	PLFY-P56AM-C
	サーバー室系統	1	台	PUZG-P4MHA
(3) 水冷設備パッケージ点検	5～8階宿泊室室内機	10	台	RQD20AK
	5～8階宿泊室室内機	110	台	RQD28AK
	5～8階ラウンジ室内機	4	台	WMSXP71T
	5～8階宿泊室用熱源機	4	台	WQP40AK
	5～8階宿泊室用熱源機	56	台	WQP56AK
	5～8階ラウンジ用熱源機	1	台	WMP280TGM
(4) ファンコイルユニット点検	FCC-S-2	14	台	CP-200B
	FCC-S-2	1	台	CP-200B
	FCC-S-4	1	台	CP-400B
	FCC-S-4	2	台	CP-400B
	FCC-S-6	2	台	CP-600B
	FCD-S-3	11	台	SCR-300PE
	FCD-S-4	11	台	SCR-400PE
	FCD-S-6	13	台	SCR-600PE
	FCD-S-8	26	台	SCR-800PE
	FCD-D-3	1	台	SCR-300PE-DC
	FCD-D-6	5	台	SCR-600PE-DC
	FCD-D-8	3	台	SCR-800PE-DC

	FC-S-8	3	台	SC-800
(5) 全熱交換機点検	HEX-1-1	1	台	LGH-25CS3
	HEX-1-2	1	台	LGH-50CS3
	HEX-1-3	1	台	LGH-50CS3
	HEX-1-4	1	台	LGH-35CS3
	HEX-3-1	1	台	LGH-65RS3
(6) 天井換気扇点検	天井埋込形換気扇 低騒音	108	台	VD-13ZC5
	天井埋込形換気扇 低騒音	8	台	VD-18ZB5
	天井埋込形換気扇 低騒音	10	台	VD-20ZB5
	天井埋込形換気扇 低騒音	1	台	VD-20ZC5
(7) 集塵機点検	電気集塵機	7	台	MKC-20A
	電気集塵機	1	台	MKI-40A
	電気集塵機	1	台	JOIFA602
(8) 給排気ファン点検	遠心式排煙ファン	2	台	LLE #5-4M
	多翼送風機	2	台	MF #1-1
	多翼送風機	2	台	MF #2-1
	多翼送風機	1	台	MF #31/2-1
	汎用多翼送風機	2	台	MF #21/2-4
	汎用多翼送風機	1	台	MF #3-4
	汎用多翼送風機	2	台	MF #31/2-4
	汎用多翼送風機	1	台	MF #51/2-4
	汎用多翼送風機	1	台	MF #6-1
	汎用多翼送風機	1	台	MF #7-4
	ニューマルチファン	2	台	NM #1-1
	ニューマルチファン	2	台	NM #11/2-1
	ニューマルチファン	8	台	NM #2-1
	ダクトファン	3	台	SA #200-1
	ダクトファン	1	台	SA #250-1
	低騒音型ダクトファン ユニット	13	台	SAL #200-1
	低騒音型ダクトファン ユニット	3	台	SAL #250-1
	低騒音型ダクトファン ユニット	19	台	SAL #315-1
	低騒音型ダクトファン ユニット	1	台	SAL #400-1
	ストレートシロッコファン	8	台	BFS-100TUA

	有圧換気扇 低騒音 形三相	1	台	EF-35CTB
	風圧式ステンレス製シャッター	1	台	PS-35SHX
	温度スイッチ 露出形	1	台	FS-10TET
(9) 冷却塔点検	冷却塔	1	台	HT-200PE-Lf
	冷却塔	1	台	HT-(100+60)PE-Lf
(10) 空調設備フィルター 洗浄	空調機用プレフィルター	136	枚	
	パッケージエアコン用フィルター	9	枚	
	水冷設備パッケージ用フィルター	122	枚	
	ファンコイル用フィルター	150	枚	
	全熱交換機用フィルター	10	枚	
	集塵機用フィルター	11	枚	
	フィルターユニット用フィルター	35	枚	

4. 衛生設備

作 業 名 称	機 器 名 称	数 量	単 位	型 式
(1) 真空温水ボイラー 一点検	VECヒータ	1	台	VEC-25ES-W R-G
	VECヒータ	1	台	VEC-10ES-W -G
(2) 加湿用硬水軟化装置点 検	TS式自動型硬水軟化 装置	1	台	FS-0060XA-1 5C
(3) 雨水滅菌剤注入装置点 検	TS式薬注装置	1	台	サワコンMP
	小型定量ポンプ	1	台	TS-31PXP-CL
	薬注タンク	1	台	T-100S
(4) 空調冷却水処理剤 注入装置点検	TS式冷却水処理装置	2	台	サワコンMB-2型
	薬注ポンプ	3	台	TS-1CF
	薬注タンク	2	台	T-100S
(5) ポンプ類点検	冷水1次ポンプ他	6	台	GEM-1005M-4M11
	冷水2次ポンプ	1	台	GEM-1005M-4M7. 5
	冷水2次ポンプ	3	台	GEM-1005-4 M15
	温水1次ポンプ	1	台	GEM-80×655M-4M7. 5
	温水1次ポンプ	1	台	GEL-65×50M-4M3. 7
	温水2次ポンプ	1	台	GEL-50×405M-4M2. 2
	温水2次ポンプ	1	台	GEL-1005M-4M5. 5

	冷温水1次ポンプ	1	台	GEL-1255BM-4M11
	熱源水1次ポンプ	2	台	GEM-80×655M-4M11
	冷却水ポンプ	1	台	GEM-1505M-4M18
	上水給水ポンプ	1	台	KF2-65P7.5
	中水給水ポンプ	2	台	KF2-50P5.5
	給湯昇温ポンプ	1	台	PSS-255-0.15T
	給湯昇温ポンプ	3	台	PSS-255-0.25T
	湧水排水ポンプ	6	台	WUZ2-505-0.75
	雑排水ポンプ	4	台	WUZ2-655-1.5
	雨水排水ポンプ	2	台	WUZ2-655-2.2
	雨水排水ポンプ	2	台	WUZ2-655-2.2
(6) 生ゴミ処理機点検	業務用バイオ式生ごみ処理機	1	台	GMR-50C-3
(7) 水槽類清掃	受水槽	1	台	SHT-15型(42t)
	沈砂槽	1	槽	20m3
	湧水槽	2	槽	20m3/50m3
	雑排水槽	2	槽	15m3/45m3
	貯湯槽	2	槽	3m3
	消火水槽	1	槽	18m3
	高置補助水槽	1	槽	SHT-15型(1t)
	ガソリントラップ	1	槽	360L
	雑用水槽	1	槽	56 m3
(8) 厨房設備清掃	グリスフィルター	12	枚	
	フード	6	箇所	
	フード内防火シャッター	6	枚	
	フード内立上りダクト	6	箇所	
	排気ファン	2	台	
	排気ダクト	90	m ²	
	吹出口防虫網	2	箇所	
	吹出口防虫網	2	箇所	
(9) 吹出口・吸込口清掃	吹出口	515	箇所	
	吸込口	515	箇所	
(10) 全熱交換機点検	HE-1	1	台	M15-BFML50.22 m ²
	HE-2	1	台	M10-MFML9.46 m ²
	HE-4	1	台	M6-MFML3.78 m ²

5. 防災設備

作 業 名 称	機 器 名 称	数 量	単 位	型 式
消防設備点検	受信機	1	台	HRK-ACW254 FGAZ
	差動式 スポット型	226	個	
	定温式 スポット型	31	個	
	煙式 スポット型光電式 非蓄積	427	個	
	煙式 スポット型光電アナログ式	25	個	
	煙式 分離型光電式 非蓄積	2	個	
	発信器	26	個	
	排煙機	2	台	LLE No.5
	手動開閉装置	19	台	
	排煙口	19	台	
	防火扉	43	箇所	
	シャッター	44	箇所	
	ダンパー	79	個	
	垂れ壁	8	箇所	
	増幅器	1	台	FS-971
	避難口誘導灯	75	台	
	通路誘導灯	33	台	
	廊下通路誘導灯	46	台	
	誘導標識(避難口)	1	台	
	非常用コンセント	1	箇所	
	ポンプ	1	台	KTY2-655×6S-M11
	電動機	1	台	MRA7165A
	屋内消火栓箱	26	基	
	ポンプ	1	台	KTY2-1255×45-M30
	電動機	1	台	MRA7183A
	泡消火薬剤混合装置	1	台	MPD-101
	泡放出ヘッド	242	個	
	消火剤貯蔵容器	40	本	
	起動用ガス容器	2	本	
	放出表示灯	2	台	
	噴射ヘッド	7	個	ST型
	噴射ヘッド	11	個	A型
	消火剤貯蔵タンク	2	個	C-443号
	加圧用ガス容器	2	本	
	粉末加圧式消火器(A-10)	101	台	11-7
	粉末加圧式消火器(A-50)	1	台	50-208

	避難はしご	39	台	は第11－3号
	緩降機	10	基	降第6－3号
	通報装置(火通 007号)	1	台	FCA－BBW01
(2) 直流電源設備点検	電源装置	1	台	DP2100-T-030MMDBM
	制御弁式据置鉛蓄電池	54	個	MSE－300
(3) ディーゼル発電設備点検	交流発電機	1	台	E－AF
	ディーゼルエンジン	1	台	SA6D140A
(4) 特殊ガス消火設備	イナージェンガス消火設備	1	式	83 L 容器(22.6 m ³ 入り)40本 消火設備制御盤、非常電源装置、消火設備噴射ヘッド

6. 情報設備

作 業 名 称	機 器 名 称	数 量	単 位	型 式
(1) テレビ共聴設備点検	BS 90cmアンテナ	1	台	BS-A90A
	CS 75cmアンテナ	1	台	CSAM75
	CS V/H混合器	1	台	CS-VHMC
	VHF 12素子アンテナ	1	台	W12VR2A
	UHF 20素子アンテナ	1	台	U－HD24VR2A
	FM 5素子アンテナ	1	台	F－F5VR2B
	AM ホイップアンテナ	1	台	YWH－025S
	U/V混合器	1	台	S－40F(C)
	U/V増幅器	1	台	UV－2B
	BS増幅器	1	台	BS－1A
	CS/BS増幅器	1	台	CSBS－1
	BS/U/V増幅器	17	台	BSUV－1A
	AM増幅器	1	台	RB－35A
	VHF増幅器	4	台	V－2B
	ラジオパスユニット	3	台	RP－40
	OFDM 変調器	1	台	DME1000S
(2) 催物案内表示システム点検	総合案内表示盤	1	台	KD01037－B272
	総合案内表示盤	1	台	KD01037－B556
	入力装置	1	台	FMV SL2A121
	カラー液晶ディスプレイ	1	台	VL－151SS
	リモートスイッチボックス2	2	台	IC108A

(3) 防犯カメラ設備点検	屋外ハウジング一体型ネットワークカメラ(回転式)	2	台	DG-SW395
	同上壁取付金具	2	台	WV-Q122
	プリセットコンビネーションネットワークカメラ(回転式)	3	台	DG-SC385
	メガピクセルネットワークカメラ	24	台	DG-SF334
	メガピクセルドーム型ネットワークカメラ	12	台	DG-SF135
	ハウジング一体型ネットワークカメラ	1	台	DG-SW316L
	同上壁取付金具	1	台	WV-Q120
	ネットワークディスクレコーダー	1	台	DG-ND400K
	HDD ユニット	4	台	WJ-HDU40M
	HDD ユニット	4	台	WJ-HDU41M
	システムコントローラー	1	台	DG-CU950
	パソコン	1	台	HP Pro6300SF
	PC ソフトウェアパッケージ	1	台	DG-ASM200
	機能拡張ソフトウェア	1	台	DG-ASE201
	液晶モニター	2	台	FDF2303W
	スイッチング HUB①	1	台	Switch-M24GPWR+
	スイッチング HUB②	1	台	Switch-M12ePWR
	スイッチング HUB③	1	台	Switch-M12ePWR
	スイッチング HUB③	1	台	Switch-M8eGPWR+
	スイッチング HUB③	1	台	Switch-M8ePWR
	スイッチング HUB	4	台	Switch-M12eGPWR+
	ワンケーブルカラーカメラ	4	台	C-CC150
	ワンケーブルカラーカメラ	2	台	C-CC160
	ドーム型カラーカメラ	7	台	C-CC250A
	ドーム型カラーカメラ	4	台	C-CC260
	カラーカメラ(回転式)	1	台	C-CC354A
	21倍電動ズームレンズ (屋外北側カメラ内蔵レンズ)	1	台	CT-21ZMG
	コンビネーションカメラ	6	台	C-CC501
	コンビネーションカメラ	1	台	C-CC571
	高感度カラーカメラ	1	台	WV-CL920A
	高感度カラーカメラ用レンズ (企画展示室カメラ内蔵)	1	台	DV5×3.6R4B-SA
	リモートコントローラー	1	台	C-RM50A
	システムコントローラー(8局)	1	台	C-SC80
	カメラドライブユニット	4	台	C-P40L

	カメラドライブユニット	1	台	C-P40SAL
	マルチスイッチャー	1	台	C-MS90S
	16局デジタルレコーダー	2	台	C-DR161
	14型カラーモニター(フロント)	1	台	C-MC140
	20インチ液晶モニター A	1	台	TH-20LA20
	20インチ液晶モニター C	1	台	PN-201S
	電源ユニット	2	台	PD-1130

7. ねずみ・昆虫等の調査

作 業 名 称	機 器 名 称	数 量	単 位	型 式
(1)殺虫消毒	全館消毒	16,085	m ²	年 2 回
	生息状況点検	16,085	m ²	年 2 回

8. 検査・測定

作 業 名 称	機 器 名 称	数 量	単 位	型 式
煤煙濃度測定	吸収式冷温水発生機	1	台	TSA-BUW-210E 1 GL
	真空温水ボイラー	2	台	VEC-25ES-WR-G 他
	コージェネレーション	1	台	GP-30E
(2)空気環境測定	空気環境測定	20	箇所	
	ビル管名義	12	月	
(3)簡易専用水道	受水槽	1	台	SHT-15型
(4)水質検査	飲料水	1	検体	
	給湯水	1	検体	
	冷水器	1	検体	
	雑用水	1	検体	
(5)レジオネラ菌検査	冷却塔	3	検体	HT-200PE-Lf 他
	貯湯槽	1	検体	
	雑用水	1	検体	
(6)海外移住資料館室内環境分析	一般収蔵庫	1	箇所	
	常設展示室	1	箇所	
	外気(塩分測定を除く)	1	箇所	

9. 駐車場管制設備

作 業 名 称	機 器 名 称	数 量	単 位	型 式
(1)駐車場管制設備点検	駐車券発行機	1	台	TF2800N
	出場判定機	1	台	TF6700N

	カーゲート	2	台	TF1600
	出庫警報灯	1	台	
	車路管制警報モニター 盤	1	枚	

10. シャッター

作 業 名 称	機 器 名 称	数 量	単 位	型 式
(1)シャッター設備点 検	リングシャッター	2	枚	
	コンビネーションシャッ ター	1	枚	
	防火シャッター	44	枚	

11. 高所作業台

作 業 名 称	機 器 名 称	数 量	単 位	型 式
(1)高所作業台点検	高所作業台	1	台	MPL145

12. 自動ドア

(1)対象設備（ナブコ施工）

D S 型 10 台

(2)付属機器

操作スイッチ、コントロールBOX、油圧（又は空気）配管、電気配線、その他ドアオペレーターについて施工したもの的一切を含むものとする。ガラス及びドア本体等付属建具は含まない。

13. 機械式駐車場

(1) 形式（J F Eテクノ施工）

H S P 21-G S / M S 式

(2) 基数

3 連×5 基

(3) パレット数

40 P

14. エレベーター

	1 号機	2 号機	3 号機	4、5 号機
メーカー	東芝	東芝	東芝	東芝
用途	乗用	乗用	人荷用	乗用
定員（人）	13	11	61	15
耐荷重（Kg）	900	750	4,000	1,000
速さ（m/分）	90	60	45	90
停止階数	4	9	3	8

タイプ	MR レス	MR レス	ロープ式	MR レス
-----	-------	-------	------	-------

15. 空調設備点検(中央監視装置、自動制御装置)(平成 27 年 4 月 1 日以降)
 ジョンソンコントロールズ施工

16. 蓄熱槽清掃(次回実施は平成 28 年度の予定)

(1) 対象設備

③ 冷水蓄熱層 2 8 槽 7 2 4 m³

④ 温水蓄熱層 1 7 槽 4 9 9 m³

以上

定期保守点検実施計画

次の表は平成 25 年度のものであるが、この表を参考として実施計画を作成するものとする。
提案書に明記すること。

横浜国際センター定期点検保守実施計画(年間)

点 検 項 目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備 考
No.1 電気設備点検業務													
(1) 高圧受変電設備点検業務			○										
(2) 太陽光発電設備点検業務				○									
(3) コージェネレーション設備点検業務		◎			○				○				◎は8000時間点検 ○は1000時間点検
(4) 電灯動力盤設備点検業務		○											
(5) 照明制御盤設備点検業務					○								
No.2 熱源施設点検業務													
(1) 吸収式冷温水発生機点検業務			◎			○			◎			○	◎は冷暖切替時点検、○は運転時点検
(2) スクリュー式冷凍機点検業務		◎			○			◎			○		◎は冷暖切替時点検、○は運転時点検
No.3 空調設備点検業務													
(1) 空調機点検業務											○		
(2) パッケージエアコン点検業務			◎			○			◎			○	○はサーバー室系統のみ点検実施
(3) 水冷設備/パッケージ点検業務					○					○			
(4) ファンコイルユニット点検業務								○					
(5) 全熱交換機点検業務								○					
(6) 天井換気扇点検業務								○					
(7) 集塵機点検業務								○					
(8) 給排気ファン点検業務									○				
(9) 冷却塔点検業務			○										
(10) 空調設備フィルター洗浄業務	24時間系統	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	その他空調機他			○	○	○	○		○	○	○	○	
	FCU, PAC他			○			○					○	
No.4 衛生設備点検業務													
(1) 真空温水ボイラー点検業務						○						○	
(2) 加温用硬水軟化装置点検業務								○					
(3) 雨水用滅菌液注入装置点検業務								○					
(4) 空調冷却水処理剤注入装置点検業務								○					
(5) ポンプ類点検業務						○							
(6) 生ゴミ処理機点検業務					○						○		
(7) 水槽清掃業務					◎						○		◎は全数清掃実施、○は雑排水槽のみ清掃実施
(8) 厨房設備清掃	グリスフィルター	○	○	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	◎はフード清掃等を含む
	ダクト								○				厨房から3階ダクト立ち上がり部分まで
(9) 吹出口・吸込口清掃業務										*	*	○	1・2・3月で全数の清掃実施
(10) ガラス等清掃業務				○			◎		○			◎	◎は仮設ゴンドラ作業を含む
No.5 消防設備点検業務													
(1) 消防設備点検業務					◎					○			◎は総合点検、○は一般点検
(2) 直流電源設備点検業務					◎					○			◎は総合点検、○は一般点検
(3) ディーゼル発電設備点検業務					◎					○			◎は総合点検、○は一般点検
No.6 情報設備点検業務													
(1) テレビ共聴設備点検業務												○	
(2) 催物案内表示システム点検業務											○		
(3) 防犯カメラ設備点検業務												○	
No.7 殺虫消毒業務													
(1) 殺虫消毒業務	全館消毒						○					○	
	厨房等消毒			○			○			○		○	
	生息状況点検	○	○	○	○	○		○	○	○	○		
No.8 検査・測定業務													
(1) 煤煙濃度測定業務	吸収式冷温水発生機						○					○	
	コージェネレーション						○						
	真空温水ボイラー						○						
(2) 空気環境測定業務			○		○		○			○		○	
(3) 簡易専用水道検査業務									○				
(4) 水質検査業務	飲料水						◎					○	◎は15項目と消毒副生成物、○は10項目
	冷水器						◎					○	◎は15項目と消毒副生成物、○は10項目
	給湯水						◎					○	◎は15項目と消毒副生成物、○は10項目
	雑用水		○		○		○		○		○		
	冷却塔補給水						◎					○	◎は15項目と消毒副生成物、○は10項目
(5) レジオネラ菌検査業務	給湯水											○	
	雑用水					○							
	冷却塔水			○		○							
(6) 海外移住資料館室内環境分析業務											○		
No.9 駐車場管制設備点検業務 □													
(1) 駐車場管制装置点検業務						○							
No.10 シャッター設備点検業務													
(1) シャッター設備点検業務										○			
No.11 高所作業台点検業務													
(1) 高所作業台点検業務											○		

以上

車 両 運 行 業 務

外国人研修員及びセンター職員の移動にかかる送迎を中心とした車両運行業務を行う。業務の実施に当たっては、安全運転を行うとともに、定期的に車両整備を行い車内外の美観を維持する等快適さを提供するものとする。また、センターと密接な連絡を行い、業務を円滑に行うものとする。

(1) 業務内容

概要は以下のとおり（詳細は別紙 10-2 に記載）。

- ア 研修関係者の送迎
- イ 職員等の外勤にかかる送迎
- ウ 運行日誌の作成
- エ 官公庁への届出及び届出の代行

(2) 使用車両

普通車 1 台及び中型車（マイクロバス）1 台

(3) 人員配置

運転手 2 名（うち 1 名は他業務との兼務可）

- ア 平日のセンター勤務時間（9:30 から 17:45 まで）は、原則センターで勤務することとする。
- イ 法令に基づいた資格を有するものを配置すること。

(4) その他

この仕様書の範囲に含まれない業務を別途依頼する場合は、追加業務にかかる単価を適用する。

(5) 実績

- ア 平成 24 年度実績は次表のとおり。
- イ 平成 24 年度は、運転手の配置が原則 1 名であった。
- ウ 平成 24 年度実績には臨時増員分も含まれる。
- エ 平成 26 年度以降は、運転手の配置を原則 2 名と増員するため、車両利用の増加が見込まれる。

	エスティマ		ローザ		土日祝 回
	総走行 km	燃料 L	総走行 km	燃料 L	
4 月	336	35	447	57	1
5 月	243	0	774	171	0
6 月	104	42	1,980	252	0
7 月	349	30	2,210	350	0
8 月	913	110	1,591	310	1
9 月	378	39	2,235	350	3
10 月	350	0	2,372	314	0
11 月	777	83	1,362	228	1
12 月	109	42	1,218	149	1
1 月	772	47	1,169	167	2
2 月	1,301	123	1,187	193	2
3 月	1,081	115	1,263	204	2
合計	6,713	666	17,808	2,745	13

以上

車 両 運 行 実 施 要 領

この要領に拠ることを基本とする。ただし、これに拠らず、業務効率化にかかる民間事業者からの提案を行うことができるものとする。提案内容を理由とともに提案書に明記すること。また、提案を行う場合、提案する内容に基づいて入札金額を積算すること。

1. 委託業務の内容

- (1) 管理車両の運行計画の作成
- (2) 管理車両の日常点検整備及び修理
- (3) 燃料等の給油と購入
- (4) 管理車両の運転
- (5) 消耗品の管理と購入
- (6) 備品の管理と購入
- (7) 自動車保険（任意保険）に関する事項（加入など）
- (8) 車検に係る手続
- (9) 事故処理に関する事項
- (10) 自動車損害賠償責任保険などの事務手続の代行
- (11) その他上記各号に付帯する事項

2. 管理車両は、センターの所有する以下の2台とする。

車 名	年 式	形 状	排 気 量	総重量
トヨタ・エステマ	平成 19 年	ステーションワゴン	2 3 6 0 cc	2 4 1 0 kg
三菱ローザ	平成 15 年	キャブオーバ	5 2 4 0 cc	5 1 0 5 kg

3. 自動車管理責任者の指名及び自動車管理者の配置

受注者は、上記 1 の委託業務を遂行するため、下記 5 の要件を満たす自動車管理責任者を指名し、その指揮命令系統下に、下記 6 の要件を満たす自動車管理者を配置するものとする。

4. 管理車両の運行業務仕様

- (1) 管理車両の運行計画の企画及び立案
運行は運行区間、時間、用件名、使用車両名、予約者名、引率者名、運転手名を記載した車両運行予約表による。
- (2) 発注者が必要と認めた場合の遠隔地への日帰り、宿泊を伴う業務も含む。

5. 自動車管理責任者に求められる要件

3 年以上の類似の業務経験を有すること。

6. 自動車管理者に求められる要件

- (1) 受注者の元での 1 年以上の運転業務歴を有すること。
- (2) 神奈川県内及び近郊の道路事情に精通しており、神奈川県内における本業務と類似の運転業務歴が 2 年以上あること。
- (3) 心身共に健康であり、本業務を安全に遂行することに問題が無いこと。
- (4) 安全運転、マナー、個人情報保護、守秘義務等についての研修を受講していること。

7. 自動車保険（任意保険）の保険範囲

受注者が管理車両を対象に加入する自動車保険（任意保険）の保険範囲については、車両保険は時価、対人賠償（運転手以外の同乗者を含む。）は無制限、対物賠償は 300 万円、搭乗者（運転手）保険は 500 万円を最低限度額とする。

8. 本業務に含まれる範囲

本業務には、以下の各項目に係る費用が含まれる。

- ① 運行計画の企画及び立案
- ② 日常点検整備
- ③ 一般整備及び修理
- ④ 法定点検整備
- ⑤ タイヤ、チューブ等の交換
- ⑥ 月間基本走行距離までの燃料（軽油及びレギュラー）及びエンジンオイルの補充・交換
- ⑦ 消耗品の管理と購入
- ⑧ 備品の管理と購入
- ⑨ 任意保険の加入にかかる費用
- ⑩ 事故の際の補償・処理
- ⑪ 事故の際の修理、手配、管理者の人件費
- ⑫ 事故の際の手続の代行
- ⑬ 保険等の事務手続きの代行
- ⑭ その他委託業務の実施に必要な基本管理時間内の人件費及び諸経費（含：洗車（3～5 回/台・月））

以上

植 栽 管 理 業 務

施設利用者の安全確保及び観賞用庭園としての美観を維持するための総合的な植栽管理を行う。天候、生育状況、センターの運営に支障のない日時を考慮の上、別紙 11-2 を参考として実施計画を作成し、業務を行うものとする。

業務内容は下表を基本とするが、これに拠らず、業務効率化にかかる民間事業者からの提案を行うことができるものとする。提案内容を理由とともに提案書に明記すること。また、提案を行う場合、提案する内容に基づいて入札金額を積算すること。

名 称	数 量	単 位	年間実施回数
植栽管理			
①剪定作業			
外構 シラカシ	17	本	2回
②刈込作業			
外構 サツキ他	550	m ²	2回
3階 地被類	150	m ²	2回
5階 地被類	270	m ²	2回
③消毒作業			
外構 シラカシ	34	本	1 回
外構 サツキ他	550	m ²	1 回
3階 ソヨゴ	7	本	1 回
3階 地被類	150	m ²	1 回
④施肥作業			
外構 サツキ他	550	m ²	1 回
3階 ソヨゴ	7	本	1 回
⑤除草作業			
外構 サツキ他	550	m ²	2回
3階 地被類	150	m ²	2回
5階 地被類	270	m ²	2回
⑥枯枝・落葉除去作業			
外構 サツキ他	550	m ²	1 回
⑦運搬・廃棄			
運搬・廃棄	1	式	2回

以上

植栽管理 実施計画

次の表は平成25年度のものであるが、この表を参考として実施計画を作成するものとする。
実施計画を提案書に明記すること。

月 別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	摘 要
1F 高木(シラカシ)剪定								⇔					1回
低木(サツキ他)刈込			⇔					⇔					2回
低木(サツキ他)施肥										⇔			1回
高・低木消毒						⇔							1回
除草			⇔					⇔					2回
低木枯枝・落葉除去										⇔			1回
3F 地被刈込及び除草				⇔									1回
地被刈込							⇔						1回
地被消毒							⇔						1回
ソヨゴ施肥				⇔									1回
ソヨゴ消毒							⇔						1回
5F 地被刈込及び除草			⇔				⇔						2回

以上

寝具、リネン設置及びクリーニング業務

客室用寝具、リネンの設置、及びクリーニング業務を行う。設置する備品について、民間事業者が自ら所有するものであるか、他の者から借り受けたものであるかは問わないものとする。

(1) 設置を行う備品

以下の仕様と同程度以上の品質の備品を適正数設置するものとする。

品名	サイズ(cm)	仕様	数量	予備数量
ベッドコンフォーター シングル	115×185 ×43	表地:ポリエステル 80%綿 20%DP加工プリント柄	120 枚	適正数
		裏地:無地 中材:ダウン 70% 0.7kg		
ベッドコンフォーター ツイン	105×185 ×43	表地:ポリエステル 80%綿 20%DP加工プリント柄	24 枚	
		裏地:無地 中材:ダウン 70% 0.7kg		
ベッドパット シングル	110×210	側地:T/C ブロード(ポリエステル 65%綿 35%)	120 枚	
		中綿:ポリエステル綿 400g/m ²		
ベッドパット ツイン	100×210	側地:T/C ブロード(ポリエステル 65%綿 35%)	24 枚	
		中綿:ポリエステル綿 400g/m ²		
枕	43×55	側地:綿 100%	120 個	
		中材:ポリエステルストロー 2.3kg		
シーツ	182×300	細布 晒 綿100% 平シーツ型	240 枚	
枕カバー	50×90	細布 晒 綿100% 封筒型	120 枚	
バスマット	42×65	綿 100% 650 匁 ゴールド	120 枚	
バスタオル	65×135	綿 100% 1000 匁 ゴールド	10 枚	
フェイスタオル	34×88	綿 100% 240 匁 ゴールド	10 枚	
浴衣	身丈 150	綿 100% デイクセル染め リネン仕立	10 枚	

※センター所有のマットレスは設置済み。

(2) クリーニングのみ行う備品 (センター所有)

品 名	サイズ (cm)	仕 様
毛布	180×230	アクリル 100% アイボリー
クロス	127×249	綿(もしくは混紡) 白

(3) 実績

ア 平成 24 年度クリーニング実績は次表のとおり。

イ 平成 26 年度以降も、概ね必要数に変更はないと予想している。

品 名	仕 様 等	4 月 数量	5 月 数量	6 月 数量	7 月 数量	8 月 数量	9 月 数量	10 月 数量	11 月 数量	12 月 数量	1 月 数量	2 月 数量	3 月 数量
シーツ	182×300 c m 綿 1 0 0 % 平シーツ 型	416	846	862	939	998	853	968	1, 30 8	641	871	1, 09 9	751
枕カバー	59×90 c m 綿 1 0 0 % 封筒 型	201	499	419	467	468	431	463	642	448	456	496	370
バスマット	42×65 c m 綿 100% 650 匁 ゴールド	199	392	414	422	491	452	483	646	426	387	418	436
バスタオル	65×135 c m 綿 100% 1000 匁 ゴールド	76	82	44	33	48	53	46	80	56	69	138	145
フェイスタオル	34×88 c m 綿 100% 240 匁	183	251	207	154	217	174	211	314	286	261	291	397
浴衣	身丈 150 c m 綿 100% (共紐含む)	30	14	3	4	6	2	4	16	3	2	40	14
ベッドコンフォー ター	寝具仕様書の通り	8	2	2	7	10	3	11	3	1	7	6	8
ベッドパット	寝具仕様書の通り	8		1	2	5	3	2	2		4	7	3
枕	寝具仕様書の通り							1					
毛布	施設所有品	1	5	10		2		2		7	3	30	27
クロス	施設所有品												
計		1, 12 2	2, 09 1	1, 96 2	2, 02 8	2, 24 5	1, 97 1	2, 19 1	3, 01 1	1, 86 8	2, 06 0	2, 52 5	2, 15 1

以上

会議室等設営業務

センター内でイベントや学校訪問等大規模な設営が必要となる場合に、レイアウト変更及び機材の設置等を行う。

(1) レイアウト変更

- ア 机・椅子
- イ 国旗
- ウ 演卓・花台
- エ ステージ
- オ パーテーション開閉
- カ その他

(2) 機材設営

- ア PC・プロジェクター
- イ 音響機器
- ウ その他

(3) 会議室設営実績

- ア 平成 24 年度実績は次表のとおり。
- イ 平成 26 年度以降も、概ね業務量に変更はないと予想している。

	時間×人
4 月	0
5 月	5
6 月	4
7 月	2
8 月	10
9 月	8
10 月	10
11 月	16
12 月	4
1 月	0
2 月	8
3 月	0
合計	67

以上

消耗品

- ・平成26年度以降も、概ね同様の使用量を想定している。
- ・型番に記載したものと同等以上のものを購入すること。購入費用はすべて民間事業者の負担とする。
- ・在庫数は、迅速に交換を行うに十分な数量を、受注者の裁量で管理するものとする。
- ・ただし、カーペットについては、下表の在庫数の15%を受注者の負担で毎年買い足すものとする。

(1) 設備消耗品

メーカー	型番	在庫数	平成24年度 使用数
空気清浄器			
・イオン化線	イオン化線AS (P)	20	0
	イオン化線AS	110	0
・脱臭フィルタ	脱臭フィルタ AH20C0P	9	0
	脱臭フィルタ MKI-20	2	0
・床置き	TJCA-F(床置き) (2個×5セット)	1	0
空調機加湿器			
・蒸気式	分割部0リング HY-5	2	0
	分割部0リング HY-10, 15, 20	10	1
	排水部0リング HY-5	3	0
	排水部0リング HY-10以上	10	0
	電極部0リング HY-5	6	0
	電極部0リング HY-10	6	0
	電極部0リング HY-15～30	8	0
	ホースアダプタ用0リング HY-5～15	6	1
	ホースアダプタ用0リング HY-20～40	4	0
	センサー用0リング	6	0
	フィルターセット(L型ストレーナ用)	4	3
	電極板 HY-5	0セット	0
	電極板 HY-10	0セット	0
	電極板 HY-15、20	1セット	0
・気化式	MSDE用0リング	11	8
	MSDE用フィルター (80メッシュ)	17	3
給湯器	給水部 0リング	5	2
	シートパッキン	17	2
	ボールタップパッキン	3	2
	弁座	5	0
水栓	水栓コマパッキン PP82A-1S-15	23	3
	水栓ゴムパッキン PP12A-1S-14	48	2
	自在ワッシャー 18-232	3	0
	求芯性リング #18-339	2	0
	金具組立シール 18-1078	2	0
	水栓用ハンドル THY736	6	1
	Uパッキン 50-2128	2	0
衛生関係	小便器用ガasket	3	0
	大便器用ガasket	4	0
	便座用化粧キャップ #16—6/BW9	9	0
	便座用化粧キャップ	10	0
	給湯用ブッシュ 953991R	153	8
	シャワー切替表示 901402A #G19M	10	0
	リラインス 物干しロープ RK2521N	24	6
	日立 上部糸くずフィルタ NW-42N6-513	6	0
	日立 下部糸くずフィルタ NW-8PAM2-010	11	0
洗濯機	日立 ブラックフィルタ DE-N5S6 038	4	0
	日立 ウチフィルタ DE-N5S6 039	5	0
	乾燥機 バックフィルタ ANH2286-2570	9	0
TOSHIBA	単4乾電池	12	28
	単3乾電池	190	209
HITACHI	ボタン電池 LR44・1B	9	1
	リチウムコイン電池3V CR2025	7	1
	アルカリ乾電池 9V型	2	4
Panasonic	充電電池ニカド P-3GAV/2B ※2個1セット	4	0
	SANYO eneloop HR-3UTG	0	0
	ホーム保安灯用ニカド電池 WH9902P(WH9905P)	26	0
	フレキシブルミラー用交換ランプ 2.2V0.25A	4	0
タキゲン	A-240-A-1	9	0
安定器			
TOSHIBA	蛍光灯安定器 FMB-2-312001	2	0
カーペット (7階 トランクルームに保管)			
東リ	G X5206 (2F 展示室)	32	0
	G A194 (3F 国際協力連絡室)	20	0
	G A179 (1F 体育館前室、4階 講師室1,2)	20	0
コリンズ	27001 (旧3F レクリエーションルーム)	16	0

スミノエ	ＬＰ2003（1～4F 廊下）	66	0
	ＬＰ2013（3F インターネットルーム）	20	0
	ＬＰ2026（1, 2F 事務室）	12	20
	ＬＰ2055（4F 各セミナールーム）	20	0
	ＬＰ2039（2F 研究室1～3、情報処理室）	20	0
	ＭＬ8001（1F 会議室1～5、4F か、い、や）	48	0
	ＭＬ8002（5～8F 宿泊室）	45	0
	ＭＬ8006（5～8F 廊下）	32	0
	TD106（3F レクレーションルーム、オーディオルーム）	65	0
ブラインド			
ニチベイ	もなみツインスタイル M3470 K 1220×2400	2	0
ＬＡＮ			
ＢＡＦＦＡＬＯ	スイッチングハブ	0	0
ＥＬＥＣＯＭ	モバイルＬＡＮケーブル（中央監視室）	4	0
テレビリモコン			
OHM	汎用リモコン（OCR-21BS）	7	0

設備消耗品（Vベルト）

メーカー	型 番	在庫数	平成24年度 使用数
MITSUBOSHI	A-30	6	0
MITSUBOSHI	A-35	2	0
MITSUBOSHI	A-36	2	0
MITSUBOSHI	A-37	2	0
MITSUBOSHI	A-39	4	3
MITSUBOSHI	A-40	6	0
MITSUBOSHI	A-42	3	0
MITSUBOSHI	A-43	6	0
MITSUBOSHI	A-44	10	1
MITSUBOSHI	A-46	6	0
MITSUBOSHI	A-47	10	0
MITSUBOSHI	A-48	2	0
MITSUBOSHI	A-49	6	0
MITSUBOSHI	A-50	6	0
MITSUBOSHI	A-51	4	1
MITSUBOSHI	A-52	4	0
MITSUBOSHI	A-53	1	1
MITSUBOSHI	A-57	7	1
MITSUBOSHI	A-58	3	0
MITSUBOSHI	A-59	3	3
MITSUBOSHI	A-62	3	0
MITSUBOSHI	A-66	3	0
MITSUBOSHI	A-69	3	0
MITSUBOSHI	A-72	6	0
MITSUBOSHI	A-73	4	0
MITSUBOSHI	A-75	3	0
MITSUBOSHI	A-89	3	0
MITSUBOSHI	A-90	6	0
MITSUBOSHI	A-95	6	0
MITSUBOSHI	B-46	3	0
MITSUBOSHI	B-59	3	0
MITSUBOSHI	B-72	3	0
MITSUBOSHI	B-73	2	0
MITSUBOSHI	B-80	3	0
MITSUBOSHI	B-85	2	0
MITSUBOSHI	B-88	6	0
MITSUBOSHI	B-91	6	0
MITSUBOSHI	B-98	5	0
MITSUBOSHI	B-110	5	0
MITSUBOSHI	B-165	4	0
MITSUBOSHI	C-108	3	0
MITSUBOSHI	C-110	3	0
MBL-MAXSTAR WEDGE	3V-1180	3	0

設備消耗品（雑用水・冷却塔の薬注装置 薬剤）

メーカー	型 番	在庫数	平成24年度 使用数
東西化学	ハイクリーン MR-110（冷却塔用）	130	90
東西化学	バルスター DT（雑用水用）	90	80

(2) 管球

- ・点灯時間の多い箇所、LEDへの交換が容易な箇所から、順次LEDへの交換を進めている。
- ・LEDへの交換は、本契約の対象に含めないものとする。
- ・型番に記載したものと同等以上のものを購入すること。購入費用はすべて民間事業者の負担とする。
- ・在庫数は、迅速に交換を行うに十分な数量を、受注者の裁量で管理するものとする。

電気室保管

No.	型 番	メーカー	在庫数	平成24年度 使用数
電No.01	FL15N	NEC	10	0
電No.02	FL-20SSEX-L/18-HG	NEC	104	19
電No.03	FL-20SS・W/18 白色	TOSHIBA	47	2
電No.04	FHF16EX-L-HG 電球色	NEC	50	0
電No.05	FHT-24EX-L	OSRAM	25	11
電No.06	FHF-32EX-L-H 3波長形電球色	TOSHIBA	128	248
電No.07	FHT-32EX-L 3波長形電球色	TOSHIBA	34	26
電No.08	FHF32EX-N-HX-S	NEC	52	2
電No.09	FHF-32EX-N・NU 3波長形昼白色	TOSHIBA	29	16
電No.10	FHF-32EX-L-H 3波長形電球色(中古)	TOSHIBA	0	0
電No.11	FCL20EX-L/18-HG 電球色	NEC	2	3
電No.12	FCL30EX-L/28-HG 電球色	NEC	3	2
電No.13	FPL9EX-L	HITACHI	50	0
電No.14	FDL-18EX-L 3波長形電球色	TOSHIBA	12	4
電No.15	FPL-36EX-L 3波長形電球色	TOSHIBA	18	6
電No.16	FML-36EX-L 3波長形電球色	TOSHIBA	7	11
電No.17	CF220T4ENL	TOSHIBA	16	0
電No.18	FSR36T6W	ダイア蛍光	4	0
電No.19	FSR48T6W	ダイア蛍光	10	0
電No.20	FSR64T6W	ダイア蛍光	8	0
電No.21	EFD12EL	OSRAM	16	0
電No.22	LA40WSE17BF	モリヤマ	10	2
電No.23	FSL1212T6W	ダイア蛍光	7	0
電No.24	GL-6	OSRAM	3	3
電No.25	LW100V95W	OSRAM	6	4
電No.26	LW100V150W PS75K	TOKI	20	0
電No.27	L100V60W	OSRAM	14	2
電No.28	KR100/110V 24WK	TOKI	8	5
電No.29	KR100/110V 38W	TOSHIBA	23	2
電No.30	KR100/110V 57W	TOSHIBA	12	0
電No.31	KR100/110V 95WWZ	TOSHIBA	10	4
電No.32	SH-F240X用 110V10W E12(冷凍庫手元灯)	サンデン	2	0
電No.33	SCR-R551G用 110V10W E12(冷凍庫手元灯)	SANYO	2	0
電No.34	VF-181用 120/125V15W G13(冷凍庫手元灯)	三ツ星貿易	2	0
電No.35	100V40WS 35E17	TOSHIBA	38	0

電No.36	J12V10W-AXS(食堂関係)	OSRAM	9	0
電No.37	J12V20W-AXS(食堂関係)	OSRAM	2	0
電No.38	JDR 110V40W LM/K	ウシオライティング(株)	25	0
電No.39	JD110V85W NP-ED	TOSHIBA	25	136
電No.40	JD110V425WNE	OSRAM	10	0
電No.41	JDR110V40W/K5M	TOSHIBA	8	10
電No.42	JDR 110V65WLM/K7M	ウシオライティング(株)	12	0
電No.43	JDR110V75W/K5F	TOSHIBA	5	0
電No.44	JCR 100V 200WA	NOK	12	4
電No.45	JCR100V300W	ウシオライティング(株)	4	0
電No.46	MF400L-J2/BU-P	OSRAM	4	1
電No.47	110V7W		34	12
電No.48	CDM-T 35W/830	PHILIPS	10	0
電No.49	CDM-R 35W/830 PAR20 10°	PHILIPS	14	9
電No.50	CDM-R 35W/830 PAR20 30°	PHILIPS	9	4
電No.51	CDM-TD 70W/830 3000K	PHILIPS	3	0
電No.52	FG7E		14	0
電No.53	FG-5P	TOSHIBA	25	0
電No.54	JD110V130WN/P/E	MITSUBISHI	5	0
電No.55	120V40W	TOKI	5	0
電No.56	FL32S・D	MITSUBISHI	9	0
電No.57	FL6W-B	HITACHI	6	0
電No.58	CDM-R70W/942PAR30L40°	PHILIPS	3	1
電No.59	EFA10EL/8R	TOSHIBA	8	31
電No.60	EFA15EL/12-ZJ	TOSHIBA	30	1
電No.61	RF110V90W		13	0
電No.62	100/110V5W		20	0
電No.63	WN9919		50	0
電No.64	WTF4012W		10	0
電No.65	壁スイッチ化粧カバー(1個用)		28	0
電No.66	壁スイッチ化粧カバー(2個用)		5	0
電No.67	壁スイッチ化粧カバー(3個用)		5	0
電No.68	JD110V65WNP-ED		30	3
電No.69	FL30SEX-L-B	HITACHI	22	0
電No.70	FG-1E		11	12
電No.71	LR110V 30WS		5	0
	サムターンカバー		5	1
	非常用出口サムターンカバープレート		4	0

展示室保管

No.	型番	メーカー	在庫数	平成24年度 使用数
展No.01	FLR40S・W/M-X・36	National	26	0
展No.02	FLR40S・EX-N/M	National	29	0
展No.03	FRT550EL	ニッポ	24	1
展No.04	FRT550EN	ニッポ	25	0

展No.05	FRT850EL	ニッポ	10	11
展No.06	FHT32EX-N	OSRAM	19	0
展No.07	FLR40S-L-EDL/M・NU	TOSHIBA	100	0
展No.08	FRT1250EL	ニッポ	13	0
展No.09	FRT1250EN	ニッポ	9	0
展No.10	FRT1500EL	ニッポ	22	0
展No.11	FRT1500EN	ニッポ	25	0
展No.12	FRT1000EL	ニッポ	30	2
展No.13	BF110V120WE	MITSUBISHI	15	1
展No.14	CRS110V135W	MITSUBISHI	10	1
展No.15	JR12V50WLWW/K/EZ-H	ENDO	17	7
展No.16	JR12V50WLWF/K-H		12	11
展No.17	JR12V50WAKM/5EZ-47K	PHILIPS	21	4
展No.18	JDR110V100W/K7F	TOSHIBA	15	0
展No.19	FLR20S-L-EDL・NU/M		25	0
展No.20	J12V10W-AXS	OSRAM	3	0
展No.21	FL30SD	MITSUBISHI	24	0
展No.22	FSR1060TSEN (特注品※カタログにない)		10	0

プロジェクタ用交換ランプ

No.	型 番	メーカー	在庫数	使用数
AV No.01	FPL9EX-N	TOSHIBA	3	0
AV No.02	SMI 400/G	TOSHIBA	6	0
AV No.03	FHL6EX-N	松下電器	4	0
AV No.04	POA-LMP47	SANYO	4	0
AV No.05	ELP-LP18	EPSON	4	0
AV No.06	POA-LMP99	SANYO	2	0
AV No.07	POA-LMP35	SANYO	1	1
AV No.08	TY-LA095	Panasonic	4	0
AV No.09	PK-PJ 500	SONY	4	0
AV No.10	VLT-X300LP	SONY	3	0
AV No.11	U2-200	PLUS	3	0
AV No.12	メタルハライド400W	松下電器	0	0
AV No.13	JC36V400W	PHILIPS	14	0
AV No.14	JC24V250W	PHILIPS	9	0
AV No.15	ELH120V300W	USHIO	5	0
AV No.16	プロジェクター(LP-XP40)用フィルター 610 303 87	SANYO	3	0
AV No.17	プロジェクター(LP-XP40)用フィルター 610 303 87	SANYO	3	0
AV No.18	POA-LMP135		1	0
AV No.19	NP15LP	NEC	2	0
AV No.20	ET-LAB 80	Panasonic	2	0

(3) プリンタートナー

- ・平成26年度以降も、概ね同様の使用量を予想している。
- ・型番に記載したものと同等以上のものを購入すること。購入費用はすべて民間事業者の負担とする。
- ・在庫数は、迅速に交換を行うに十分な数量を、受注者の裁量で管理するものとする。

平成24年度実績

型番	使用量
キャノン322Ⅱ (イエロー)	6
キャノン322Ⅱ (マゼンダ)	6
キャノン322Ⅱ (シアン)	6
キャノン322Ⅱ (ブラック)	10
キャノン回収トナー ボックスWE-722	1

(4) 清掃消耗品

- ・平成26年度以降も、概ね同様の使用量を予想している。
- ・型番に記載したものと同等以上のものを購入すること。購入費用はすべて民間事業者の負担とする。
- ・在庫数は、迅速に交換を行うに十分な数量を、受注者の裁量で管理するものとする。

平成24年度実績

	90Lポリ袋 半透明 300枚	70Lポリ袋 半透明 400枚	45Lポリ袋 半透明 600枚	20Lポリ袋 半透明 600枚	汚物用 ポリ袋 1800枚	トイレット ペーパー コアユース エコノミー 170m (S) 48ロール	トイレット ペーパー モナリス40m 60ロール	薬用水石鹸 18L ユーホー ブルー18L ピンク	便座クリー ナーアル ボース リキッド5L ×3
4月	1	0	0	2	0	3	4	0	0
5月	0	0	1	2	0	3	6	0	0
6月	0	0	0	2	0	4	9	1	0
7月	1	1	1	1	0	5	8	0	0
8月	0	0	1	2	0	2	7	0	0
9月	1	0	0	2	0	2	7	0	0
10月	1	1	0	0	0	0	0	0	0
11月	0	0	0	3	0	4	10	1	0
12月	0	0	1	1	0	1	5	0	0
1月	0	1	0	2	1	4	7	0	0
2月	1	0	1	2	0	2	9	0	0
3月	0	0	0	1	0	2	7	0	1
合計	5	3	5	20	1	32	79	2	1

(5) アメニティー（一般研修員用）

- ・平成26年度以降も、概ね同様の使用量を予想している。
- ・型番に記載したものと同等以上のものを購入すること。購入費用はすべて民間事業者の負担とする。
- ・在庫数は、迅速に交換を行うに十分な数量を、受注者の裁量で管理するものとする。

平成24年度実績

型番	白バスタオル 1000枚	白フェイスタ オル260枚	サンヨー 15g石鹸M 袋入	資生堂 歯ブラシ セット4G ピロー舗 装
	個	個	個	個
期首在庫	0	0	0	0
	提供数			
4月	-	-	-	-
5月	8	6	7	6
6月	19	18	15	11
7月	42	34	35	19
8月	60	53	54	47
9月	46	44	44	40
10月	30	26	27	19
11月	69	64	61	59
12月	31	32	30	23
1月	29	24	21	15
2月	37	34	39	24
3月	35	30	31	20
合計	406	365	364	283
在庫残	594	635	636	717

5月より配布開始のため、実績なし

補充数量	1000	1000	1000	1000	2012年4月に購入
------	------	------	------	------	------------

- (6)アメニティー(準高級研修員用)
- ・平成26年度以降も、概ね同様の使用量を予想している。
 - ・型番に記載したものと同等以上のものを購入すること。購入費用はすべて民間事業者の負担とする。
 - ・在庫数は、迅速に交換を行うに十分な数量を、受注者の裁量で管理するものとする。
 - ・準高級研修員用バスタオル、タオルは週2回交換する。渡しきりではなく、クリーニングを行う。
 - ・準高級研修員用バスタオル、タオルの仕様はクリーニング実績に記載のものと同等以上のものとする。
 - ・石鹸、歯ブラシは一般研修員用のものを用いる。

平成24年度実績

型番	石鹸 マスター マスターソー プWA 15g	シャンプー 資生堂 スーパーマイ ルド 30ml	リンス 資生堂 スーパー マイルド コンディ ショナー 30ml
	個	個	個
年間使用数	200	200	200
在庫数	400	600	600

以上

貸与物品

No	名 称	メーカー	型 番	数量
1	無線機	アイコム	IC-UH37CTM	20
2	ヘルメット	—	—	120
3	メガホン	—	—	4
4	ヘッドライト	—	—	10
5	デジタルカメラ	CASIO	QV-R40	1
6	アナログテスター	sanwa	S P-18D	1
7	デジタルテスター	YOKOGAWA	732 02	1
8	3レンジ絶縁抵抗計	sanwa	DM-5257	1
9	交直デジタルクランプ	・MULTI ・KYORITSU	・MCL-400RMS ・MODEL 2037	2
10	サーキットトレーサー	3M	TK-6C	1
11	放射温度計	TASCO	THI-700	1
12	ペン型p h計	TASCO	TMS514B	1
13	フレキシブルミラー	—	—	1
14	ばね式秤	KAMOSHITA	—	1
15	4サイズラチェットセット	TOPTUL	—	1
16	メガネレンチセット	TOPTUL	—	1
17	デジタル温湿度計	D e l t a	HD8501	1
18	デジタル騒音計	MULTI	556A	1
19	デジタル酸素濃度計	COSMOS	XO-326ALA	1
20	メンテナンスシールキット	タスコ	—	1
21	Oリングキット	タスコ	—	1
22	換気扇	タスコ	—	1
23	グリースガン	エーゼット	—	2
24	グリースガン用ノズル	タスコ	—	2
25	トートバック	—	—	1
26	ポータブル運搬車	大阪ヨトツ	—	1
27	ガス漏れ検知液	横河商事	—	1
28	ファンクリーナーブラシ	—	—	2
29	管球棚	—	—	3
30	高所作業車	HATAYA	CLD-F152	1
31	アルミ脚立	ハセガワ	—	3
32	デジタル回転計	HIOKI	3404	1
33	ガスリーク	COSMOS	X P-702 II Z-A (S)	1
34	代替フロンガス探知機	COSMOS	X P-704	1
35	三相検相器	MULTI	MT-606	1
36	充電式インパクトドライバー	National	EZ7540LN2S-B	1

以上

**独立行政法人国際協力機構
横浜国際センター
消防計画**

平成 25 年 2 月

横浜国際センター

横浜国際センター消防計画書目次

- 【1】 目的及びその適用範囲等について
 - 1. 目的
 - 2. 適用範囲
 - 3. 防火管理業務の一部委託
- 【2】 管理権原者及び防火管理者の業務と権限
 - 1. 管理権原者
 - 2. 防火管理者
- 【3】 消防機関との連絡等
 - 1. 消防機関へ報告・連絡する事項
 - 2. 防火管理業務資料等の整備
- 【4】 火災予防上の点検・検査
 - 1. 日常の火災予防
 - 2. 自主的に行う検査・点検
 - 3. 法定点検の実施
 - 4. 報告等
- 【5】 守らなければならないこと
 - 1. 横浜国際センター勤務者等が守るべき事項
(避難施設と防火施設等の管理、火気管理、放火防止対策等)
 - 2. 防火管理者等が守るべき事項
(工事中の安全対策、火気使用制限等)
- 【6】 自衛消防組織等について
 - 1. 組織の編成
 - 2. 自衛消防活動
 - 3. 自衛消防隊の装備
- 【7】 休日・夜間の防火管理体制
 - 1. 休日・夜間の防火管理
 - 2. 休日・夜間における自衛消防活動
- 【8】 地震対策について
 - 1. 日常の地震対策
 - 2. 地震時の非常物品等の確保
 - 3. 地震直後の安全措置
 - 4. 地震時の活動
 - 5. 復旧時の措置等
 - 6. 警戒宣言が発せられた場合の組織等
 - 7. 警戒宣言が発せられた場合の対応措置
- 【9】 防災教育について
 - 1. 防災教育の実施時期等
 - 2. 防災教育の内容及び実施方法
- 【10】 訓練について
 - 1. 訓練の実施時期等
 - 2. 訓練時の安全対策
 - 3. 訓練の実施結果

【別 表】

- 別表 1. 防火管理業務の一部委託状況表
- 別表 2. 日常の火災予防担当者と注意事項
- 別表 3. 自主点検チェック票・大（日常）「火気関係」
- 別表 4. 自主検査チェック票・大（日常）「閉鎖障害等」
- 別表 5. 建物等自主検査チェック票・大（定期）
- 別表 6. 消防用設備等自主点検チェック票
- 別表 7. 消防用設備等点検計画表
- 別表 8. 自衛消防隊の編成と任務（平日日中）
- 別表 9. 自衛消防隊の編成と任務（休日・夜間）
- 別表 10. 総合訓練実施要領

【別 記】

- 別記 1. 消火訓練の実施要領
- 別記 2. 通報訓練の実施要領
- 別記 3. 避難訓練の実施要領
- 別記 4. 安全防護訓練の実施要領
- 別記 5. 応急救護訓練の実施要領
- 別記 6. 地震想定訓練の実施要領
- 別記 7. 総合訓練の実施内容
- 別記 8. 自衛消防隊の任務と総合訓練実施要領
- 別記 9 - 1. 火災（緊急）発生時の通報・連絡
 - 2. 地震発生時の放送文例
 - 3. 火災報知器発報時の放送文例

【別 図】

- 別図 1. 避難経路図

【1】目的及びその適用範囲等について

1. 目的

この計画書は、消防法第8条1項の規定に基づき、独立行政法人国際協力機構 横浜国際センター（以下「JICA 横浜」という）の防火管理についての必要事項を定め、火災・地震その他の災害の予防と人命の安全、被害の軽減を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

この計画書に定めた事項については、JICA 横浜職員、テナント団体職員、及び受け入れ中の海外研修員、その他出入りするすべての者に適用する。

3. 防火管理業務の一部委託

（1）防火管理業務の委託

建物等総合管理業務請負契約による防火管理業務の一部委託は、別表1『防火管理業務の一部委託状況表』に定める業務実施範囲及び方法等によるものとする。

（2）委託者からの指揮命令

委託を受けて防火管理業務に従事する建物等総合管理会社社員（以下「防火管理業務受託者」という。）は、この計画に定める所により、JICA 横浜所長（以下「管理権原者」という。）、JICA 横浜次長（以下「防火管理者」という。）、自衛消防隊長等の指示、指揮命令の下に適正に業務を実施するものとする。

（3）防火管理業務受託者は、受託した防火管理業務について、定期的に防火管理者に報告しなければならない。

【2】管理権原者及び防火管理者の業務と権限

1. 管理権原者

（1）管理権原者は、JICA 横浜の防火管理業務について、すべての責任を持つものとする。

（2）管理権原者は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ、防火管理業務を適正に遂行できる権限を持つ者を防火管理者として選任して、防火管理業務を行わせなければならない。

（3）管理権原者は、防火管理者が消防計画を作成（変更）する場合、必要な指示を与えなければならない。

（4）管理権原者は、防火上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥が発見された場合は、速やかに改修しなければならない。

2. 防火管理者

防火管理者は、この計画の作成及び実行についてすべての権限をもって、次の業務を行う。

（1）防火計画の作成（変更）

（2）消火、通報、避難誘導などの訓練の実施

（3）火災予防上の自主検査の実施と監督

次の項目を実施し、不備欠陥箇所がある場合は改修促進を図る。

ア. 建物	基礎部、外壁、内装、天井、屋外階段
イ. 防火施設	防火扉、防火ダンパー、防火シャッター
ウ. 避難施設	階段、避難口
エ. 電気設備	受・変電室、分電盤、機械室
オ. 冷凍設備	高圧ガス（冷凍）製造施設

カ. 危険物施設 少量危険物貯蔵取扱所
 キ. 火気設備器具 給湯設備、ガス設備、ボイラー
 ク. 消防用設備等 消火器、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、放送設備、避難器具、
 誘導灯、イナージェン消火設備

- (4) 消防用設備等の法定点検 ・ 設備及び立ち会い
- (5) 改装工事など工事中の立会い及び安全対策
- (6) 火気の使用、取り扱いの指導、監督
- (7) JICA 横浜職員、テナント団体職員、業務委託先、建物等総合管理委託先、研修員に対する防災教育の実施
- (8) 防火管理業務従事者（火元責任者等）に対する指導、監督
- (9) 管理権原者への提案や報告
- (10) 防火防止対策の推進
- (11) その他

【3】消防機関との連絡等

1. 消防機関へ報告、連絡する事項

種 別	届 出 等 の 時 期	届 出 者 等
(1) 防火管理者選任 (解任) 届出	防火管理者を定めたとき、又はこれを解任したとき（消防法第8条第2項）	管理権原者
(2) 消防計画作成 (変更) 届出	消防計画を作成したとき、又は次の事項を変更したとき（消防法施行令第4条） ア. 管理権原者又は防火管理者の変更 イ. 自衛消防組織の大幅な変更 ウ. 用途の変更、増築、改築、模様替えによる消防用設備等の点検・整備、避難施設の維持管理および防火上の構造の維持に関する事項の変更 エ. 防火管理業務の一部委託に関する事項で次にあげる内容の変更 ① 防火管理業務受託者の氏名及び住所 ② 受託方式 ③ 防火管理業務の範囲 ④ 防火管理業務の方法	防火管理者
(3) 訓練実施の 通報	自衛消防訓練を実施するとき（消防法施行規則第3条第7項）	防火管理者

(4) 禁止行為の解除承認申請	喫煙、裸火の使用又は危険物品の持ち込みを禁止されている場所において、これらの行為を行おうとするとき (横浜市火災予防条例第 28 条第 1 項ただし書)	防火 」管理者が確認したのち申請
(5) 消防用設備等の点検結果報告	JICA 横浜は特定防火対象物であり 1 年に 1 回、総合点検終了後の消防用設備等点検結果報告書を報告する。 (消防法施行規則第 3 1 条の 6)	防火管理者が確認したのち報告
(6) 消防用設備等の設置(変更)届	次に掲げる場合には、事前に届出するなど法令に基づく諸手続きを行う。 ア. 消防用設備等の設置又は変更 (消防法第 1 7 条の 3 の 2) イ. 少量危険物・指定可燃物の貯蔵又は取り扱い (横浜市火災予防条例第 76 条) ウ. 火を使用する設備の設置届 (横浜市火災予防条例第 74 条) エ. 火災とまぎらわしい煙又は火災を発するおそれのある行為 (横浜市火災予防条例第 75 条)	管理権原者

2. 防火管理業務資料等の整備

防火管理者は、消防機関へ報告又は届出した書類及び防火管理業務に必要な書類等を本計画と一括して整備し保管しておくものとする。

一括して綴じておく書類

1. 消防計画	7. 自衛消防訓練実施結果表
2. 管理権原者変更届出書	8. 避難経路図
3. 防火管理者選任(解任)届出書	9. 防火管理業務の一部委託に関する書類
4. 消防用設備等点検結果報告書	
5. 防火対象物使用開始届書	
6. 消防用設備等設置届出書	

【4】火災予防上の点検・検査

1. 日常の火災予防

- (1) 防火管理者、防火担当責任者、火元責任者が行う日常の任務は、別表 2「日常の火災予防担当者と注意事項」のとおりとする。
- (2) 別表 2 を JICA 横浜勤務者に配布するとともに、見やすい場所に掲示するものとする。
- (3) 防火管理者は、定期的に担当者からの報告を求め任務を確認するものとする。

2. 自主的に行う検査・点検

(1) 日常行う火災予防上の自主点検

日常行う火災予防上の自主点検は、別表 3 の『自主検査チェック票(日常)「火気関係」』及び別

表4の『自主検査チェック票（日常）「閉鎖障害等」』に基づき行うものとする。

ア。「火気関係のチェックは、毎日23:30から行う。

イ。「閉鎖障害等」のチェックは、毎日9:00と21:00の2回行う。

(2) 定期に行う建物設備等の自主検査・自主点検

定期に行う自主検査・自主点検は、別表5の『建物等自主検査チェック票（定期）』及び別表6の『消防用設備等自主点検チェック票（定期）』に基づき行うものとする。

ア。建物等自主検査の実施時期は、4月と10月の年2回とする。

イ。消防用設備等自主点検の実施期間は、1月と7月の年2回とする。

(3) 防火管理業務の一部を受託するものは、構内、館内を定期的に巡回し、別表3、別表4、別表5、別表6の項目及び火災予防上の安全を確認するとともに、その結果を、防火管理者に報告するものとする。

3. 法定点検の実施

(1) 消防法第17条の3の3の規定に基づく消防用設備等の法定点検は、その点検設備業者に委託して、別表7の『消防設備等点検計画表』により行うものとする。

(2) 防火管理者は又は防災担当職員は、法定点検の実施時に立ち会わなければならない。

4. 報告等

(1) 自主検査、自主点検及び法定点検、法定調査の実施者は、定期的に防火管理者に報告しなければならない。不備・欠陥部分がある場合は、速やかに防火管理者に報告するものとする。

(2) 防火管理者は、報告された内容で不備・欠陥部分がある場合は、管理権原者に報告し改修しなければならない。

(3) 防火管理者は、不備・欠陥部分の改修及び予算措置に時間のかかるものについては、管理権原者の指示を受け、改修計画を作成し計画的に改修するものとする。

【5】守らなければならないこと

1. JICA 横浜勤務者等が守るべき事項

(1) JICA 横浜全勤務者は、避難口、廊下、階段などの避難施設と防火戸、防火シャッターなどの防火施設が有効に機能するように次の事項を行わなければならない。

ア。廊下、階段、通路には、障害となるダンボール箱、いす、テーブル、事務機器等は置かないこと。

イ。階段等への出入口に設けられている扉の開閉（常に閉まっている扉及び熱・煙等により自動的に閉まる扉）をさまたげるように物品が置いてある場合は、直ちに除去すること。

ウ。防火シャッターの降下位置又はそのすぐ近くに物品が置いてある場合は直ちに除去すること。

エ。上記において、物品等を容易に除去できない場合には、直ちに防火管理者に報告すること。

オ。非常口等のマスターキーの管理について常に確認しておくこと。

(2) 火気管理等については次の事項に注意しなければならない。

ア。喫煙管理について常に注意し、火気設備機器の自主検査と合せて、終業時等には全勤務者が吸い殻の点検を行うこと。

イ。喫煙は指定された場所で行い、歩行中の喫煙は、絶対に行わないこと。

ウ。就業時には必ず灰皿の整理及び火気設備器具等の安全を確認すること。

エ。火気設備器具は、使用する前後に点検を行い、安全を確認する。

オ。火気設備器具は指定された場所で使用するとともに、器具等は本来の目的以外に使用しない。

カ。燃焼器具等を使用する場合は、周囲を整理整頓するとともに、可燃物に接近して使用しない。

キ. 危険物品は、持ち込まない、持ち込ませない。

(3) 防火管理者への連絡、承認事項

次の事項を行う者は、防火管理者へ事前に連絡し、承認を受けなければならない。

ア. 指定された場所以外で、臨時的に火気を使用するとき

イ. 各種火気設備器具を新設又は増設するとき

ウ. 危険物等を使用するとき

(4) 防火防止対策

ア. 死角となる廊下、階段室、トイレ等に可燃物を置かない。

イ. 物置、空室、雑品倉庫等の施錠を行う。

ウ. 建物内外の整理整頓を行う。

エ. トイレ、洗面所の巡視を定期又は不定期に行う。

オ. 火元責任者又は最終帰宅者による火気及び施錠の確認を行う。

カ. 警備員による巡回は、定期的又は必要に応じて行う。

キ. 裏口から出入りする者のチェックを行う。

2. 防火管理者等が守るべき事項

(1) 工事中の安全対策

工事人に対して次の事項を周知し、遵守させるものとする。

ア. 溶接・溶断などの火気及びシンナー等危険物を使用して工事を行う場合は、事前に工事計画を作成し消火器等を準備して防火及び消火できる体制を確保すること。

イ. 工事を行う者は、火気管理者が指定した場所以外では、喫煙、火気の使用等を行わないこと。

ウ. 工事場所ごとに火気の取扱い責任者を指定し、工事の状況について、定期的に防火管理者に報告させること。

エ. 危険物を持ち込む場合は、その都度、防火管理者の承認を受けること。

オ. 出火を防止するために、資機材等の整理、整頓をすること。

(2) 火気の使用制限

防火管理者は、次の事項について指定又は制限することができる。

ア. 喫煙場所及び喫煙禁止場所の指定

イ. 火気設備器具の使用禁止場所及び使用場所の指定

ウ. 危険物の貯蔵又は取扱い場所の指定

エ. 工事等の火気使用の禁止又は制限

オ. その他必要と認められる事項

【6】自衛消防組織等について

1. 組織の編成

自衛消防組織の編成（警戒宣言が発せられた場合の組織を含む。）は、別表8『自衛消防の編成と任務（平日日中）』及び別表9『自衛消防隊の組織と任務（休日・夜間）』のとおりとし、この別表は、JICA 横浜事務室、テナント団体、業務委託先、建物管理委託先にそれぞれ配布し、見やすいところに掲示するものとする。

2. 自衛消防活動

JICA 横浜自衛消防隊の本部、指揮班、通報連絡班、避難誘導班、消火班の各担当者は、別表8『自衛消防隊の組織と任務（平日日中）』及び別表9『自衛消防隊の組織と任務（休日・夜間）』に従い、下記に示す基準により行動しなければならない。

（1）本部の任務

- ア. 本部は、本部指揮所の設置、避難、消火状況の把握、隊長の指示命令の伝達、情報を収集する。
- イ. 消防隊が到着したときは、火災の延焼状況、燃焼物件、危険物品の有無、負傷者、逃げ遅れの有無等の情報を提供するとともに、出火場所への誘導を行う。

（2）通報連絡班の任務

- ア. 火災の発見者は、通報連絡班（班長：警備主任）に場所、状況等を通報するとともに、周囲に火災を知らせるものとする。
- イ. 火災の発見者から火災の知らせを受けたとき、又は自動火災報知設備の受信機に火災表示を認めたときは、直ちに消火班に現場に急行するよう指示するとともに非常電話又は無線機等で状況を伝達する。
- ウ. JICA 横浜の防災設備は、通報設備等による確知や自動火災報知器が発報した場合、自動的に中区消防署への通報並びに館内放送が行われる。なお、放送は機械放送で行う他、必要に応じ別記9の放送文で行うものとする。
- エ. 自衛消防隊長への災害状況報告、火災の状況の変化に伴う非常放送等を行う。
- オ. 自衛消防隊長の指示命令の伝達を行う。
- カ. 外部との連絡を行う。
- キ. 管理権原者（所長）、防火管理者（次長）が不在のときは、緊急連絡一覧表により、管理権原者（所長）、防火管理者（次長）へ連絡する。

（3）消火班の任務

- ア. 出火場所に急行し、出火の状況を非常電話機や無線機で通報連絡班に詳しく報告する。
- イ. 近くにある消火器、屋内消火栓設備を用いて消火活動を行う。
- ウ. 防火戸、防火シャッター、防火ダンバーを閉鎖し、火災の拡大防止にあたる。
- エ. 排煙設備の運転、空調設備の停止、非常電源の確保、ボイラー等危険物施設の供給運転停止を行う。
- オ. 消防隊との連帯及び補佐をする。

（4）避難誘導班・誘導係の任務

- ア. 火災が発生した場合、避難誘导图に基づいて出火階段及びその上階の者を優先して避難誘導するものとする。
- イ. 携帯用拡声器、懐中電灯、警笛等を使用して落ち着いて行動するよう誘導する。
- ウ. 屋外非常階段からの避難を原則とし、屋上への避難は原則として行わないものとする。
- エ. 避難方向がわかりにくいときは、曲がり角などに誘導員が立って誘導する。

（5）避難誘導班・点呼係の任務

ア. 負傷者及び逃げ遅れた者を確認したときは、救出係員に通報するとともに、直ちに自衛消防隊長に報告する。

イ. 避難終了後、速やかに人員点呼を行い、逃げ遅れた者の有無を確認し、自衛消防隊長に報告する。

(6) 避難誘導班・救出係の任務

ア. 救出の優先順位は、人命の危険が切迫している人から救出し、多数の要救助者がいる場合は、救助作業が容易な人を優先する。

イ. 救助作業のために必要な資機材を準備するとともに保管場所を定め、いつでも使用できるようにしておく。

(7) 避難誘導班・救護係の任務

ア. 救護所は、消防隊の活動に支障のない安全な場所に設置する。

イ. 応急手当を行い、救急隊と密接な連絡をとり、速やかに負傷者を病院に搬送できるように適切な対応をとるものとする。

ウ. 負傷者の氏名、搬送病院、負傷程度等必要な事項を記録すること。

3. 自衛消防隊の装備

次のものを装備し、フロント、健康相談室その他の場所に保管するものとする。

(1) 避難誘導用

- ・携帯用拡声器（必要数）
- ・拡声器（必要数）
- ・懐中電灯（必要数）
- ・ヘルメット（隊員用の他宿泊客室に備える）

(2) 救護用

- ・担架（必要数）
- ・包帯、ガーゼ、タオル、飲用水
- ・傷病者カード（氏名、負傷状況等が記入できるもの）

(3) 救出用

- ・ジャッキ（自動車用）
- ・鉄パイプ等

【7】休日・夜間の防火管理体制

1. 休日・夜間の防火管理

休日、夜間に勤務する建物等総合管理業務受託会社の警備係員等は、定期的に巡回する上、火災予防上の安全を確認するものとする。

2. 休日・夜間における自衛消防活動

(1) 休日・夜間の自衛消防活動組織

休日・夜間における自衛消防活動組織は、別表9『自衛消防隊の編成と任務（休日・夜間）』に示すところによる。

(2) 通報連絡

火災が発生したときは、直ちに消防機関に通報するとともに、他の勤務者に火災の発生を知らせ、さらに緊急連絡一覧表により管理権原者、防火管理者その他関係者に速やかに連絡すること。

(3) 初期消火

全員が協力して、消火器、屋内消火栓設備を有効に活用し適切な初期消火を行うとともに防火戸などの閉鎖を行うこと。

(4) 避難誘導

非常放送設備、携帯用拡声器を利用して火災を知らせ、避難方向等を指示すること。

(5) 消防隊への情報提供等

消防隊に対し、火災発見の状況、延焼状況等の情報及び資料等を速やかに提供するとともに出火場所への誘導を行うこと。

【8】地震対策について

1. 日常の地震対策

地震時の災害を予防するため、前記【4】火災予防上の点検・検査に基づく各施設・設備器具の自主点検に合せて次の措置を行うものとする。

- (1) 建築物に付随する施設等（看板、窓枠、外壁等）の倒壊、転倒、落下を防止する。
- (2) 倉庫、事務室内、避難通路、出入り口、出入り口等の柵、備品、什器、物品等の転倒、落下を防止すること。
- (3) 火気設備器具の上部及び周囲には、転倒落下のおそれのある物品、燃えやすい物品を置かないこと。
- (4) 火気設備器具等の自動消火装置、燃料等の自動停止装置等についての作動状況の点検を行う。
- (5) 高圧ガス施設、危険物施設における危険物等の転倒、落下、浸水等による発火防止及び送油管等の緩衝装置の点検を実施すること。

2. 地震時の非常用物品等の確保

地震等の有事に備えるため、次の非常用物品等を確保し、定期的に点検整備を行うものとする。

- (1) 飲料水
- (2) 非常用食品（缶詰、乾パン等）
- (3) 医薬品
- (4) 懐中電灯
- (5) 携帯ラジオ
- (6) 携帯用拡声器
- (7) 救出用資機材（ジャッキ、鉄パイプ等）

3. 地震直後の安全措置

地震が発生した場合は、次の安全措置を行うものとする。

- (1) 地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。
- (2) 火気設備器具の直近にいる者は、元栓、器具栓を閉じ、電源遮断を行い、各火元責任者はその状況を確認する。
- (3) 設備係員は、ボイラー等の使用停止及び燃料バルブ等の操作と確認を行う。
- (4) 出火状況の確認、けが人の発生状況を確認する。
- (5) 地震終了後、防火担当責任者は、二次災害の発生を防止するため、建物、火気設備器具及び危険物施設等について点検・検査を実施し、異常が認められた場合は応急措置を行う。
- (6) 各設備器具は、安全を確認してから使用する。
- (7) 防火管理者は、被害の状況を防火担当責任者に報告させ把握する。

4. 地震時の活動

地震時の活動は、前記「自衛消防活動」によるほか、次の事項について行う。

(1) 情報収集等

通報連絡班係員は、次のことを行う。

ア. テレビ、ラジオなどにより、情報の収集を行う。

イ. 混乱防止を図るため、必要な情報は館内に放送設備で知らせる。

(2) 救出、救護

ア. 救出、救護活動にあたっては、救出係、救護係を中心とし、他の自衛消防隊員も活用して実施する。

イ. 負傷者が発生した場合は、応急手当を行うとともに、地震時の被害状況により緊急を要するときは、救護所、医療機関に搬送する。

ウ. 地震時の災害規模によって、消防隊等による救出が困難であると予想される場合は、救出資機材を活用して救助作業を行う。

(3) 避難誘導等

避難誘導班の各係員は、在館者等の混乱防止に努め、次のことを行う。

ア. 在館者を落ち着かせ、自衛消防隊長から避難命令があるまで、照明器具などの転倒落下に注意しながら、柱の周りや、壁ぎわなど安全な場所で待機させる。

イ. 在館者を広域避難場所に誘導するときは、広域避難場所（センター海側臨港パーク）までの順路について説明する。

ウ. 避難は、防災関係機関（消防署、市役所）の避難命令又は自衛消防隊長の命令により行う。

エ. 避難誘導は、拡声器、メガホン等を活用し、在館者の先頭と最後尾に誘導係員を配置して行う。

オ. 避難には、車両等は使用せず全員徒歩とする。

カ. 避難は、一時集合場所（1 階正面玄関前）に集合し、人員確認後、全員もしくは一群で避難する。

キ. 救出係員は、避難通路に落下物、倒壊した物品などで避難上支障となるものの除去を行う。

ク. 消火班係員は、避難する際には、電源の遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行うとともに自衛消防隊長にその旨を報告する。

5. 復旧時の措置等

自衛消防本部長は、復旧又は建物を使用再開しようとするときは、次に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 建物や設備の損壊状況を的確に把握し、作業を行う場合の安全確認を行う。

(2) 復旧作業に係わる工事人に対する教育を徹底するものとする。

(3) 復旧作業に係わる立入禁止区域を指定するとともに在館者等に周知徹底するものとする。

6. 警戒宣言が発せられた場合の自衛消防隊の任務

地震等の警戒宣言が発せられた場合の自衛消防隊は、別表 8『自衛消防の編成と任務（平日日中）』及び別表 9『自衛消防隊の組織と任務（休日・夜間）』に定める任務を行うものとする。

7. 警戒宣言が発せられた場合の対応措置

(1) 警戒本部の設置

自衛消防本部長は（所長）は、警戒宣言が発せられた場合、警戒本部を設置し、自衛消防担当に対して警戒宣言が発せられた場合の措置、任務分担等必要事項を伝達指示する。

(2) 在館者に対する伝達

研修員等在館者に対する警戒宣言が発せられた場合の伝達は、避難誘導班誘導係の配置完了後、別記 9 に定める放送文例により非常放送を行うものとする。

(3) 誘導案内

避難誘導班誘導係は携帯用拡声器等を携行し、所定の位置につき、混乱防止を主眼に適切な誘導、案内を行うものとする。

(4) 火気使用の中止等

警戒宣言が発せられた場合は、火気設備器具等の使用を原則として中止し、やむを得ず火気を使用する場合は、防火管理者の承認を得て、直ちに消火できる体制を講じておくものとする。危険物の取扱いについても直ちに中止し、やむを得ず取り扱う場合は、防火管理者の承認を得て出火防止等の安全対策を講じた上で行う。

【9】 防火教育について

1. 防災教育の実施時期等

防災教育の実施時期、実施対象者、実施回数は、下表のとおりとする。

対象者	実施時期・実施回数	防災教育内容	防火管理者	防火担当責任者	火元責任者
JICA 職員 業務委託先 テナント団体 職員	消防訓練時・1 回	消防計画全般	○	○	
	消防訓練時・1 回	火気使用方法			○
	消防訓練時・1 回	火災予防上の事項		○	
研修監理員	契約開始時・1 回	消防計画抜粋	○	○	
	契約開始時・1 回	火気使用方法			○
	契約開始時・1 回	火災予防上の事項		○	
建物管理委託先	転入時・1 回	消防計画全般		○	○
	転入時・1 回	火気使用方法			○
	消防訓練時・年数回	火災予防上の事項		○	○

2. 防災教育の内容及び実施方法

(1) 防災教育の内容は、実施者の任務分担を定め、概ね、次の項目について教育する。

ア. 防火計画全般について

- ① JICA 横浜勤務者が守るべき事項
- ② 火災発生時の対応
- ③ 地震時の対応

イ. 火気及び熱源設備の使用方法について

- ① 給湯器の使用方法
- ② ボイラーの取扱い（該当者の場合）
- ③ ガス設備器具の取扱い（該当者の場合）
- ④ 冷暖房熱源設備の取扱い（該当者）

ウ. 火災予防上の事項について

- ① 自衛消防組織と任務
- ② 消防訓練の実施要領
- ③ 日常の火災予防
- ④ 自主的に行う検査・点検

(2) 防災教育の実施方法については、次による。

- ア. 職員その他 JICA 横浜勤務者の転入時に行う。
- イ. 消防訓練の実施時に合わせて行う。

【10】訓練について

1. 訓練の実施時期等

(1) 訓練の実施時期、実施者、実施対象者、実施回数は次表のとおりとする。

訓練の種別	実施時期	備 考
総合訓練（消火訓練、避難訓練、通報訓練、地震想定訓練、応急救護訓練、安全防護訓練を含む）	年 2 回（7 月、12 月）	別記 7・別記 8 により実施する。 大規模地震を想定した訓練（別記 6）も合わせて実施

- (2) 前記の訓練の実施時期に合わせ、警戒宣言が発せられた場合を想定した部分訓練を行う。
- (3) 防火管理者は、訓練指導者を指定して、訓練の実施にあたらせる
- (4) 訓練の参加者は、自衛消防隊はじめ JICA 横浜勤務者の中からできる限り多くの者（特定の者が参加することのないように、ローテーションを組んで、全勤務者が体験できるようにする）
- (5) 防火管理者は、自衛消防訓練を実施しようとするときは、あらかじめ「自衛消防訓練通知書」を横浜市中消防署へ提出するものとする。

2. 訓練時の安全対策

訓練指導者は自衛消防隊副隊長とし、訓練時における自衛消防隊員の事故防止等を図るため、次の安全管理を行う。

(1) 訓練実施前

訓練に使用する施設、資機材及び設備等は、必ず事前に点検する。

(2) 訓練実施時

訓練実施時に、使用資機材及び訓練施設等に異常を認めた場合は、直ちに訓練を中止するとともに必要な措置等を講じる。

3. 訓練の実施結果

防火管理者は、自衛消防訓練終了後、所定様式「自衛消防訓練実施結果表」に記録し、以後の訓練に反映させるものとする。

防火管理業務の一部委託状況表

別表 1

平成 25 年 2 月 21 日現在

防火対象物名称		国際協力機構 横浜国際センター		※用途	複合用途	
管理権原者氏名		理事長 田中明彦		※管理者区分	所 有	
防火管理者氏名		横浜国際センター次長 玉林洋介		※選任区分	単 独	
受託者の氏名及び住所等（法人にあっては名称及び主たる事務所の所在地）		氏名（名称） 東京ビジネスサービス株式会社				
		住所（所在地） 東京都新宿区西新宿 6-14-1 新宿グリーンタワービル 8 階				
		担当事務所 東京ビジネスサービス株式会社 横浜支店 {教育担当者講習修了者氏名} 島貫 新吾 {講習修了証番号} 第 0107040 号 {教育実施計画} 7 月と 12 月に実施する。				
通報登録承認番号						
受託者の行う防火管理業務の範囲および方法	常駐方式	範囲	●防災監視盤の監視業務（警備係） ●火気使用箇所の点検等監視業務 別表 1 日常の火災予防の担当者（火元責任者） 別表 2 自主検査チェック票（日常）「火気関係」 ●避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理 別表 3 自主検査チェック票（日常）「閉鎖障害等」 別表 4 建物等自主検査チェック票（定期） 別表 5 消防用設備等自主検査チェック票（定期） ●火災が発生した場合の初動措置（自衛消防隊員） ☐ 初期消火（消火係、放水係） ☐ 通報・連絡（通報連絡係、館内放送係） ☐ 避難誘導（誘導係、点呼係） ☐ その他（安全防護係） ●周囲の可燃物の管理 ●その他（休日・夜間の自衛消防組織編成）			
			方法	常駐場所	国際協力機構横浜国際センター建物内	
				常駐人員	昼間 15 名、 夜間 6 名	
				委託する防火対象物の区域	国際協力機構横浜国際センター建物	
				委託する時間帯	24 時間	

（注）通報登録承認番号とは、即時通報など自動通報等の登録会社として、横浜市消防局の承認を受けた際の登録承認番号をいう。

別表2

日常の火災予防担当者と注意事項

●防火管理者：次長

任 務：センター施設の防火管理業務の総括責任者。防火責任者と火元責任者に対し指導監督を行う。

●防火責任者：防火管理者が任命した者（下表のとおり）

任 務：担当区域の火災予防について責任を持つと共に、火元責任者に対し指導監督を行う。

●火元責任者：防火管理者が任命した者（下表のとおり）

任 務：担当区域の火災予防について自主的にチェックし、防火管理者に報告する。

●センター勤務者の注意事項

- ① 消火器、屋内消火栓などが設置してある場所や階段、通路、出入口などの周囲には物を置かないこと。
- ② 防火戸付近には、ドア開閉の際に障害の恐れとなる物を置かないこと。
- ③ 火気設備器具の周辺は整理整頓して、燃えやすい物を置かないこと。
- ④ 事務室、セミナー室その他の各室などから最後に出る者は、必ず火の始末をすること。
- ⑤ 喫煙は、指定された場所で行い必ず吸殻入れを用いて喫煙すること。
- ⑥ 死角となる廊下、階段室、トイレなどに燃える物を置かないこと。
- ⑦ 危険物等を使用する時は、防火管理者の承認を得ること。
- ⑧ 異常事態が発生した時は、必ず防火管理者に報告すること。
- ⑨ 喫煙場所などの吸殻入れ、通路のゴミ入れを確認するほか、吸殻は不燃性蓋付水入り容器に入れるなどして処分すること。
- ⑩ 建物内外の整理整頓を行い、ゴミやダンボールなど燃えやすい物は決められた時間以外は外に出さないこと。
- ⑪ 電気・ガスなどの火気設備器具のスイッチを切り、各室の安全を確かめた後に施錠すること。
- ⑫ 火元責任者は、担当区域の火気の状況の責任を持って管理すること。
- ⑬ 厨房・食堂は、別に注意事項を定める。

（地下1階）防火責任者：警備主任

担 当 場 所	火元責任者	休日・夜間
体育館（器具庫含む）	総務課員	
体育館ホール、更衣室	総務課員	
駐車場（機械駐車機含む）	警備主任	警備係員
倉庫（1）～（4）	警備主任	警備係員
ゴミ置き場	清掃主任	清掃係員

電気機械室	設備主任	設備係員
自家発電機室	設備主任	設備係員
消火ポンペ庫	設備主任	設備係員
MDF室	設備主任	設備係員
ファンルーム	設備主任	設備係員
設備機械室（１）～（３）	設備主任	設備係員

（１階）防火責任者：総務課長

担 当 場 所	火元責任者	休日・夜間
玄関ロビー、 トライアングルプラザ	総務課員	
展示ギャラリー	市参課職員（展示ギャラリー担当）	
フロント事務室、倉庫（１）	フロント主任	フロント係員
JICA事務室、所長室	総務課員	
会議室１～５	総務課員	
更衣室、給湯室	総務課員	
機械室（１）～（２）	設備主任	設備係員
中央監視室	警備主任	警備係員
TBS休憩室、更衣室	総括主任	
運転手控室	総括主任	
倉庫（２）～（４）	警備主任	警備係員

（２階）防火責任者：市民参加協力課長

担 当 場 所	火元責任者	休日・夜間
JICAプラザ	警備主任	警備係員
図書資料室（一般） 図書資料室（海外移住）	資料館業務室長	
海外移住資料館 常設展示室・企画展示室 一般収蔵庫、写真特殊収蔵 庫、情報処理室、展示備品 倉庫、作業室	資料館業務室長	
研究室（１）	資料館業務室長	
研究室（２）	資料館業務室長	
研究室（３）（空部屋）	総務課員	
日系人相談室（倉庫）	総務課員	
海外日系人協会事務室	日系協総務部長	

更衣室、給湯室	日系協総務部長	
機械室（１）（２）	設備主任	設備係員
倉庫（１）	警備主任	警備係員

（３階）防火責任者：総務課長

担 当 場 所	火元責任者	休日・夜間
ガーデンテラス	警備主任	警備係員
配膳準備室、食堂	食堂主任	食堂係員
食堂事務室、食堂休憩室、 厨房、更衣室、食品庫	食堂主任	食堂係員
オーディオルーム	フロント主任	フロント係員
コンピュータールーム２、 ３、さくら	総務課員	警備主任
健康相談室	健康相談員	
国際協力連絡室	市民参加協力課長	警備係員
レクレーションルーム	総務課員	警備係員
機械室（１）～（３）	設備主任	設備係員
倉庫（１）	清掃主任	警備係員
倉庫（２）	警備主任	清掃係員
３Ｆ 給湯室	総務課員	

（４階）防火責任者：研修業務課長

担 当 場 所	火元責任者	休日・夜間
セミナールーム１～１０ かもめ、いちろう、やまゆり コンピュータールーム１	研修業務課長	警備係員
調整室、同通ブース	研修業務課長	警備係員
研修監理員室	研修業務課長	
講師室（１）日本語研修	市民参加協力課長	
講師室（２）技術研修	研修業務課長	
給湯室	研修業務課長	
ラウンジ１，２	警備主任	警備係員
倉庫（１）	警備主任	警備係員
倉庫（２）	清掃主任	清掃係員
倉庫（３）	警備主任	警備係員
倉庫（４）	警備主任	警備係員

倉庫（５）	警備主任	警備係員
機械室（１）～（４）	設備主任	設備係員

（５階）防火責任者：清掃主任

担 当 場 所	火元責任者	休日・夜間
客室１～２７	清掃主任	
ラウンジ	清掃主任	
トランク室	フロント主任	フロント係員
給湯室、洗濯室	清掃主任	
リネン室、倉庫	清掃主任	清掃係員

（６階）防火責任者：清掃主任

担 当 場 所	火元責任者	休日・夜間
客室１～２７	清掃主任	
ラウンジ	清掃主任	
トランク室	フロント主任	フロント係員
給湯室、洗濯室	清掃主任	
リネン室、倉庫	清掃主任	清掃係員

（７階）防火責任者：清掃主任

担 当 場 所	火元責任者	休日・夜間
客室１～２７	清掃主任	
ラウンジ	清掃主任	
トランク室	フロント主任	フロント係員
給湯室、洗濯室	清掃主任	
リネン室、倉庫	清掃主任	清掃係員

（８階）防火責任者：清掃主任

担 当 場 所	火元責任者	休日・夜間
客室１～２７	清掃主任	
ラウンジ	清掃主任	
トランク室	フロント主任	フロント係員
給湯室、洗濯室	清掃主任	
リネン室、倉庫	清掃主任	清掃係員

（屋上）防火責任者：設備主任

屋上全域	設備主任	設備係員
------	------	------

自主点検チェック票(日常)「火気関係」

別表3

平成 年 月

実施確認者		建物管理受託者:警備要員				担当区域	BF階から8階(センター全域)		
		実 施 項 目 (毎日 23:30時から)							
		戸締り・ 施錠点検	非常口防 火戸点検	喫煙場所 火気点検	給湯室 点検	消火器消 火栓点検	空調機器 消し忘れ	換気扇電 灯消忘れ	実施者
日	曜								
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									

(凡例)○良 ×不備 ☆即時改修必要

防火管理者確認	防災担当職員確認

自主点検チェック票(日常)「閉鎖障害等」

別表4

平成 年 月 日～ 月 日

実施確認者		建物管理受託業者:警備要員				担当範囲		BF階から8階(センター全域)				
実施時間		毎日 10:00						毎日 21:00				
確認者名												
実施項目		実施日										
避難障害	避難口	体育館非常口										
		舞台裏タラップ										
		1階正面玄関										
		体育館ホール非常口										
		通用口										
		2階正面玄関										
		海外移住資料館非常口										
		3階ガーデンテラス										
		1階～8階非常口										
	避難通路廊下	1階～8階廊下										
	階段	階段(1)										
		" (2)										
		" (3)										
" (4)												
" (5)												
" (6)												
" (7)												
閉鎖障害	防火戸 防火シャッター	BF階 4箇所										
		1階 6箇所										
		2階 9箇所										
		3階 10箇所										
		4階 4箇所										
		5階～8階 各2箇所										
操作障害等	屋内消火栓	BF階										
		1階										
		2階										
		3階										
		4階										
		5階～8階										
自火報		中央監視室										
今月の報告事項:												

(凡例)○良 ×不備・欠陥 ☆即時改修必要

防火管理者確認	防災担当職員確認

建物等自主検査チェック票（定期）

別表 5

(1)

実施項目及び確認箇所			検査結果
建物構造	(1)	(基礎部) 上部の構造体に影響を及ぼすような沈下・傾き・ひび割れ・欠損等無いか。	
	(2)	(柱・はり・壁・床) コンクリートに欠損・ひび割れ・脱落・風化等無いか。	
	(3)	(天井) 仕上げ材に剥落・落下の恐れのあるタルミ・ひび割れ等無いか。	
	(4)	(窓枠・サッシ・ガラス) 窓枠・サッシ等に、ガラス等の落下、又は枠自体のはずれの恐れのある腐食、ゆるみ、著しい変形等が無いか。	
	(5)	(外壁・ひさし・パラペット) 貼石・タイル等の仕上げ材に剥落・落下の恐れのあるひび割れ・浮き上がり等が生じてないか。	
	(6)	(屋外階段) 各構成部材及びその結合部に、ゆるみ・ひび割れ・腐食・老化等は無いか。	
	(7)	(手すり) 支柱が破損・腐食してないか。また、取付け部にゆるみ・浮きが無いか。	
	(8)	消防隊非常用進入口は表示されているか。また、進入障害は無いか。	
防火施設	(1)	(外壁の構造及び開口部等) ① 外壁の耐火構造等に損傷は無いか。 ② 外壁の近く及び防火戸の内外に防火上支障となる可燃物の堆積及び避難の障害となる物品等を置いていないか。 ③ 防火戸は円滑に開閉できるか。	
	(2)	(防火区画) ① 防火区画を構成する壁、天井に破損が無いか。 ② 階段内に配管、ダクト、電気配線等が貫通してないか。 ③ 自動閉鎖装置（ドアチェック等）付の防火戸。防火シャッターのくぐり戸が最後まで閉まるか。 〔確認事項〕 ○常時閉鎖式は最大限まで開放して閉まるのを確認する ○煙感知連動閉鎖式は、防火戸を止めているマグネット等を手動により外し自動的に閉鎖するのを確認する。 ④ 防火シャッターの降下スイッチを作動させ、防火シャッターが最後まで降下するか。 ⑤ 防火戸・防火シャッターが閉鎖した状態で、隙間が生じてないか。 ⑥ 防火ダンパーの作動状況は良いか。	
避難施設	(1)	(廊下・通路) ① 有効幅員が確保されているか。 ② 避難上支障となる設備・機器等の障害物を設置していないか。	
	(2)	(階段) ① 手すりの取付け部の緩みと手すり部分の破損がないか。 ② 階段室の内装は不燃材料になっているか。 ③ 階段室に設備・機器等の障害物を設置していないか。 ④ 非常用照明がバッテリーで点灯するか。	

(2)

実施項目及び確認箇所			検査結果
避難施設	(3)	(避難階の避難口) ① 扉の開放方向は避難上支障ないか。 ② 避難扉の錠は内部から容易に開けられるか。 ③ 避難階段等に通じる出入口の幅は適切か。 ④ 避難階段等に通じる出入口・屋外への出入口の付近に障害物はないか。	
火気設備器具	(1)	(厨房設備) 大型レンジ、フライヤー等、ガスコンロ、湯沸器 ① 可燃物品からの保有距離は適正か。 ② 異常燃焼時に安全装置は適切に機能するか。 ③ ガス配管は亀裂、廊下、損傷していないか。 ④ 油脂分を発生する器具の天蓋及びグリスフィルターは清掃されているか。 ⑤ 排気ダクトの排気能力は適正か。また、ダクトは清掃されているか。 ⑥ 燃焼器具の周辺部に炭化しているところはないか。	
	(2)	(電気器具) ① 電気配線のタコ足接続を行っていないか。 ② 許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか。	
危険物施設	(1)	(少量危険物貯蔵取扱所) ① 標識は掲げられているか。 ② 掲示板(類別・数量等)には、正しく記載されているか。 ③ 換気設備は適正に機能しているか。 ④ 容器の転倒、落下防止装置はあるか。 ⑤ 整理整頓、清掃状況は適正か。 ⑥ 危険物の漏れ、あふれ、飛散はないか。 ⑦ 屋内タンク、地下タンクの場合に通気管のメッシュに亀裂等はないか。	
高圧ガス施設	(1)	(高圧ガス製造設備) ① 標識は掲げられているか。 ② 掲示板(類別・数量等)には、正しく記載されているか。 ③ 喚起設備は適正に機能しているか。 ④ 容器の店頭、落下防止装置はあるか。 ⑤ 整理整頓、清掃状況は適正か。 ⑥ 危険物の漏れ、あふれ、飛散はないか。 ⑦ 高圧ガス冷媒の漏れはないか。 ⑧ 製造設備本体、タンク、配管等に亀裂・ゆるみ等はないか	

検査実施者名	検査実施日	検査実施者氏名	検査実施日	防火管理者確認
構造関係：	年 月 日	火気設備器具：	年 月 日	
防火関係：	年 月 日	電気設備：	年 月 日	
避難関係：	年 月 日	危険物施設/高圧ガス施設：	年 月 日	

(備考) 不備・欠陥がある場合には、速やかに防火管理者に報告すること。

(凡例) ○：良 ×：不備・欠陥 即時改修必要

消防用設備等自主点検チェック票（定期）

別表 6

点検実施日： 年 月 日()～ 月 日()

実施設備	確認箇所	点検結果
1. 消火器 粉末消火器（10 型）100 本 粉末消火器（50 型）1 本	(1) 設置場所に置かれているか (2) 消火薬剤の漏れ、変形、損傷、腐食等ないか (3) 安全弁が外れてないか。安全栓の封が脱落してないか。 (4) ホースに変形、損傷、老化等が無く内部に詰まりがないか。 (5) 圧力計が指示範囲内にあるか。	
2. 屋内消火栓設備 消火栓 25 台 加圧送水装置 1 台 ポンプ操作盤 1 台 警報盤 1 台	(1) 使用上の障害となる物品はないか。 (2) 消火栓扉は確実に開閉できるか。 (3) ホース、ノズルが接続され変形、損傷はないか。 (4) 表示灯は点灯しているか。	
3. 自動火災報知設備 受信機 GR 型 1 台 煙感知器 427 台 差動式スポット型 227 台 定温式スポット型 31 台	(1) 表示灯は点灯しているか。 (2) 受信機のスイッチは音響停止となっていないか。 (3) 用途変更、間仕切りによる未警戒部分がないか。 (4) 感知器の損傷、変形、脱落はないか。	
4. 放送設備 非常放送設備本体 1 台 スピーカー（ホーン型）3 個 スピーカー（コン型）367 個	(1) 電源監視用の表示灯が正常に点灯しているか。 (2) 試験的に、放送設備により放送が出来るかどうか確認する。	
5. 避難器具 緩降機 10 台 避難はしご 39 台	(1) 避難に際し、容易に接近できるか。 (2) 降下する際に障害となるものが無く、必要な広さが確保されているか。 (3) 標識に変形、脱落、汚損がないか。	
6. 誘導灯及び誘導標識 避難口誘導灯（中型）76 個 屋内通路誘導灯（中型）3 個 廊下通路誘導灯（中型）29 個 階段通路誘導灯 66 個	(1) 誘導灯の周辺には、間仕切り、ロッカー等があつて、視認障害となっていないか。 (2) 外箱及び表示面は、変形、損傷、脱落、汚損等が無く、かつ適正な取り付け状態であるか。 (3) 不点灯、ちらつき等が無い。	
7. ガス消火設備 噴射ヘッド 18 個 放出表示灯 2 箇所 IG-541（イージェン）ガス容器 40 本	(1) 起動装置又はその直近に、取り扱い方法、保安上の注意事項等が明確に表示されているか。 (2) 手動式起動装置の直近の見やすい場所に「ガス消火設備」の表示が設けてあるか。 (3) スピーカー及びヘッドに変形、損傷、つぶれ等はないか。 (4) 貯蔵容器の設置場所に標識が設けてあるか。	
点検実施業者名：	点検実施者：	
防火管理者：	防火管理者確認印：	
防火担当職員：	防火担当職員確認印：	

(備考) 不備・欠陥がある場合は、直ちに防火管理者に報告する。

(凡例) ○：良 ×：不備、欠陥 △：即時改修必要

消防用設備等点検計画表

別表 7

消防用設備等の種類	点検実施月	
	外観・機能点検	外観・機能・総合点検
屋内消火栓設備	毎年 1 月	毎年 7 月
配線（屋内消火栓）		毎年 7 月
ガス消火設備（2 階一般・写真収蔵庫）	毎年 1 月	毎年 7 月
配線（ガス消火設備）		毎年 7 月
自動火災報知設備	毎年 1 月	毎年 7 月
配線（自動火災報知設備）		毎年 7 月
非常警報器具・設備	毎年 1 月	毎年 7 月
防火設備（ドア、垂れ壁）	毎年 1 月	毎年 7 月
防火設備（ダンパー）	毎年 1 月	毎年 7 月
誘導灯及び誘導標識（B F 階～ 8 階）	毎年 1 月	毎年 7 月
配線（誘導灯）		毎年 7 月
消火器具 （設置階：全階）	毎年 1 月	毎年 7 月
避難器具 （緩行機）	毎年 1 月	毎年 7 月
非常電源 （蓄電池設備）	毎年 1 月	毎年 7 月

[illegible]

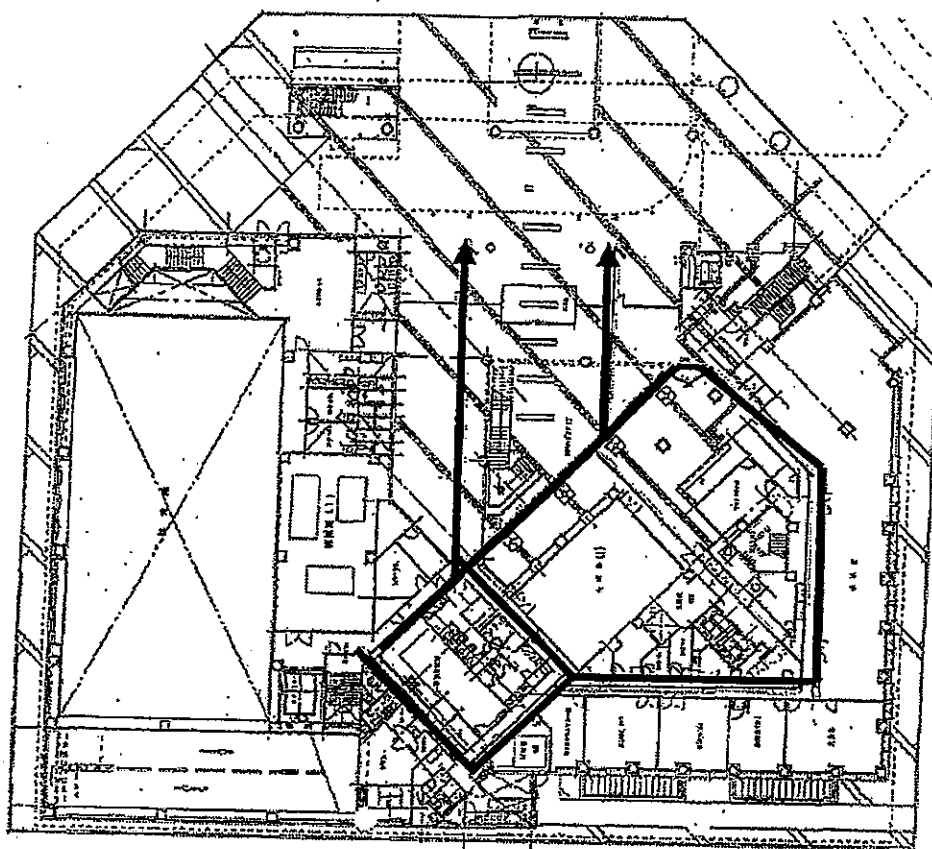
別表9

自衛消防隊本部長 所長(管理権原者) 自衛消防隊長 次長(防火管理者) 自衛消防副隊長 総務課員、総括主任	自衛消防隊に対する指揮・命令・監督等を行う。 自衛消防隊本部長が不在の場合は、その任務を代行する。 隊長を補佐し、隊長不在時はその任務を代行する。	
隊編成	火災時の任務	警戒宣言が発せられた時の任務
指揮班 班長 (次長) 副隊長 (総括主任)	① 隊長の補佐 ② 自衛消防本部の設置 ③ 各班へ命令の伝達、情報の収集 ④ 消防機関への情報提供、火災現場への誘導 ⑤ その他指揮統制上必要な事項	① 報道機関等により警戒宣言発令に関する情報を収集し、本部長に連絡する。 ② 周辺地域の状況を把握する。 ③ 放送設備、掲示板、携帯用拡声器等により在来者に対する周知を図る。 ④ 食料品、飲料水、医薬品等及び防災資器材の確認をする。 ⑤ 在館者の調査 ⑥ その他
通報連絡班 班長 警備係員 通報連絡係 警備係員 館内放送係 フロント係員	① 消防機関への通報及び通報の確認 ② 館内への非常放送及び指示命令の伝達 ③ 関係者への連絡	
避難誘導班 班長 フロント係員 誘導係 BF階担当 警備係員 1階担当 フロント係員 2階担当 資料館・資料室係員、設備・警備係員 3階担当 食堂・設備・警備係員 4階担当 設備・警備係員 5～8階担当 設備・警備係員 点呼係 来訪者担当 フロント係員 研修員担当 フロント係員 個別研修員担当 フロント係員 建管会社担当 フロント係員 出係 設備係員 救護係 フロント係	誘導係 ① 出火階及びその上層階に直行し、避難開始の指示命令の伝達 ② 非常口の開放及び開放の確認 ③ 避難上障害となる物品の除去 ④ 未避難者、要救助者の確認及び本部への報告 ⑤ ロープ等による警戒区域の設定 点呼係 ① 避難者の点呼 ② 避難状況を班長に報告 救出係 ① 未避難者、要救助者の救出 応急救護係 ① 応急救護所の設置 ② 負傷者の応急処置 ③ 消防機関との連携、情報の提供	混乱防止を主眼として、退館者の案内及び避難誘導を行う。 救出資機材等の確認をする。 救出資機材等の確認をする。
消火班 班長 設備係員 消火係 警備係員 放水係 設備係員 安全防護係 設備係員	消火・放水係 ① 出火階に直行し、無線機等で通報連絡班に状況を報告する。 ② 屋内消火栓により初期消火作業に従事 ③ 消防機関との連携及び補佐 安全防護係 ① 災発生地区へ直行し、防火シャッター、防火戸、防火ダンパー等の閉鎖 ② 常電源の確保、ボイラー等危険物施設の供給運転停止 ③ エレベーターの非常時の措置	建物構造、防火・避難施設、電気、ガス、エレベーター、消防用設備等、危険物の点検及び保安の措置を講ずる。

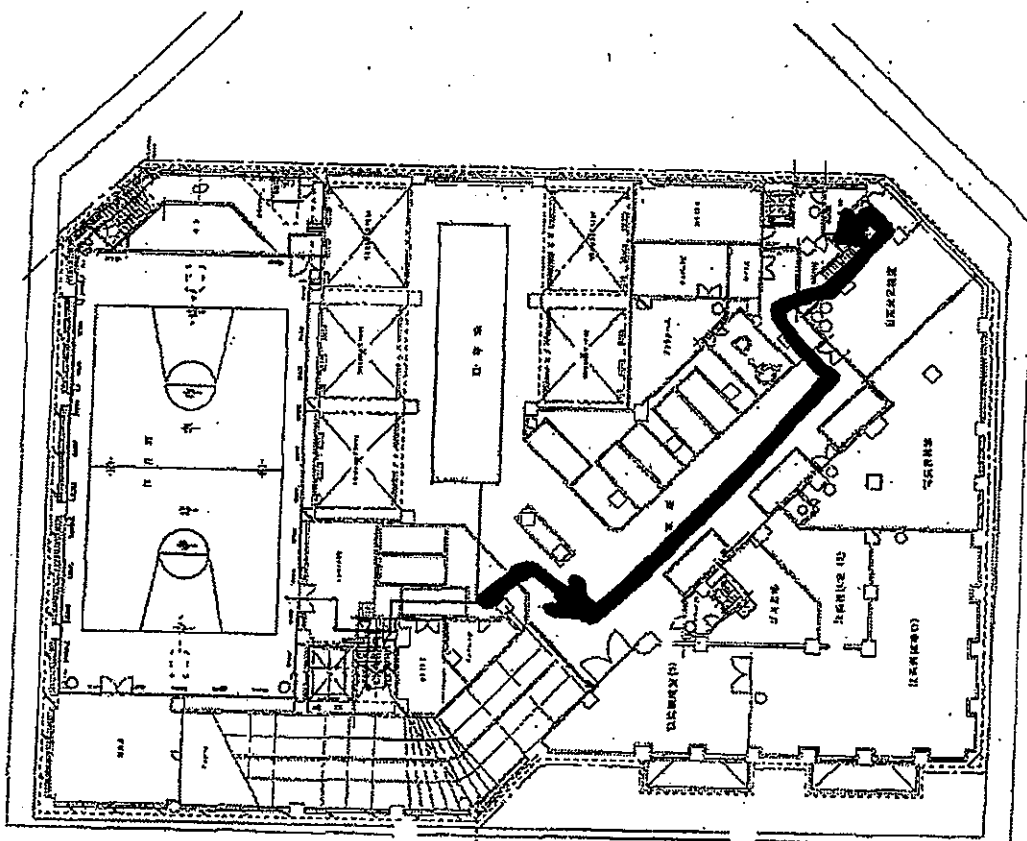
別表10

自衛消防隊本部長 所長 自衛消防隊長 次長 自衛消防副隊長 総務課員、総括主任	自衛消防隊に対する指揮・命令・監督等を行う。 自衛消防隊本部長が不在の場合は、その任務を代行する。 隊長を補佐し、隊長不在時はその任務を代行する。	
隊編成 指揮班 班長 次長 副隊長 総務課員	火災時の任務 ① 隊長の補佐 ② 自衛消防本部の設置 ③ 各班へ命令の伝達、情報の収集 ④ 消防機関への情報提供、火災現場への誘導 ⑤ その他指揮統制上必要な事項	総合訓練実施手順 ○隊長、副隊長： 通報連絡班長・避難誘導班長の報告に基づき、消防機関に以下の情報を提供する。 ・ 館内図で火災状況を報告 ・ 避難状況の報告 ・ 未避難者、要救助者の有無
通報連絡班 班長 警備主任 通報連絡係 警備係員 館内放送係 フロント係員	① 消防機関への通報及び通報の確認 ② 館内への非常放送及び指示命令の伝達 ③ 関係者への連絡	○班長： 119番通報完了を隊長へ報告する。 ○通報連絡係： 消火係の報告に基づき119番へ「訓練火災」を通報する(別記9放送例文参照) ○館内放送係： 火災発生の場所、避難方法(外付け非常階段、屋内階段の使用等)を指示し、1階玄関前へ避難するよう繰り返し放送する(別記2通報訓練の実施要領参照)。館内図を隊長へ渡し、火災現場を報告する。
避難誘導班 班長 研修業務課長 誘導係 BF階担当 警備係員 1階担当 市参課員、フロント係員 2階担当 市参課員、日系協職員 3階担当 食堂係員、清掃係員 4階担当 研業課職員、清掃係員 5～8階担当 設備・警備・フロント係 点呼係 来訪者担当 フロント係員 研修員担当 各コース研修監理員 個別研修員担当 フロント係員 JICA、業務委託先担当 市参課長 建管会社担当 総括主任 テナント団体担当 各団体職員 救出係 警備係員 救護係 フロント係、健康相談員	誘導係 ① 出火階及びその上層階に直行し、避難開始の指示命令の伝達 ② 非常口の開放及び開放の確認 ③ 避難上障害となる物品の除去 ④ 未避難者、要救助者の確認及び本部への報告 ⑤ ロープ等による警戒区域の設定 点呼係 ① 避難者の点呼 ② 避難状況を班長に報告 救出係 ① 未避難者、要救助者の救出 応急救護係 ① 応急救護所の設置 ② 負傷者の応急処置 ③ 消防機関との連携、情報の提供	○班長： 誘導係、点呼係の報告に基づき、避難者、未避難者、要救助者の状況を隊長に報告する。 ○BF階～4階誘導係： 執務室、セミナー室、ラウンジ等にいる勤務者、研修員、来訪者を避難誘導し、最後に担当エリアを確認し、要救助者がいた場合に班長に報告をする。(別記3避難訓練の実施要領参照) ○宿泊階(5階～8階)誘導係： 懐中電灯、マスターキーを持って宿泊階へ急行し、各居室を大声でノック、更にドアを開けて避難誘導する。(別記3避難訓練の実施要領参照) ○研修員点呼係： 各コース研修監理員は担当コース研修員の点呼をとり、班長に報告する。個別研修員についてはフロント係が点呼をとり、班長に報告する。 ○来訪者点呼係： 来訪者の状況を確認し、班長に報告する。 ○その他点呼係： 団体ごとに点呼をとり、班長に報告する。 ○救出係： 要救助者を担架等を用いて1階玄関前まで搬出する。 ○救護係： 救護箱を持ち1階玄関前で待機する。(別記5応急救護訓練の実施要領参照)

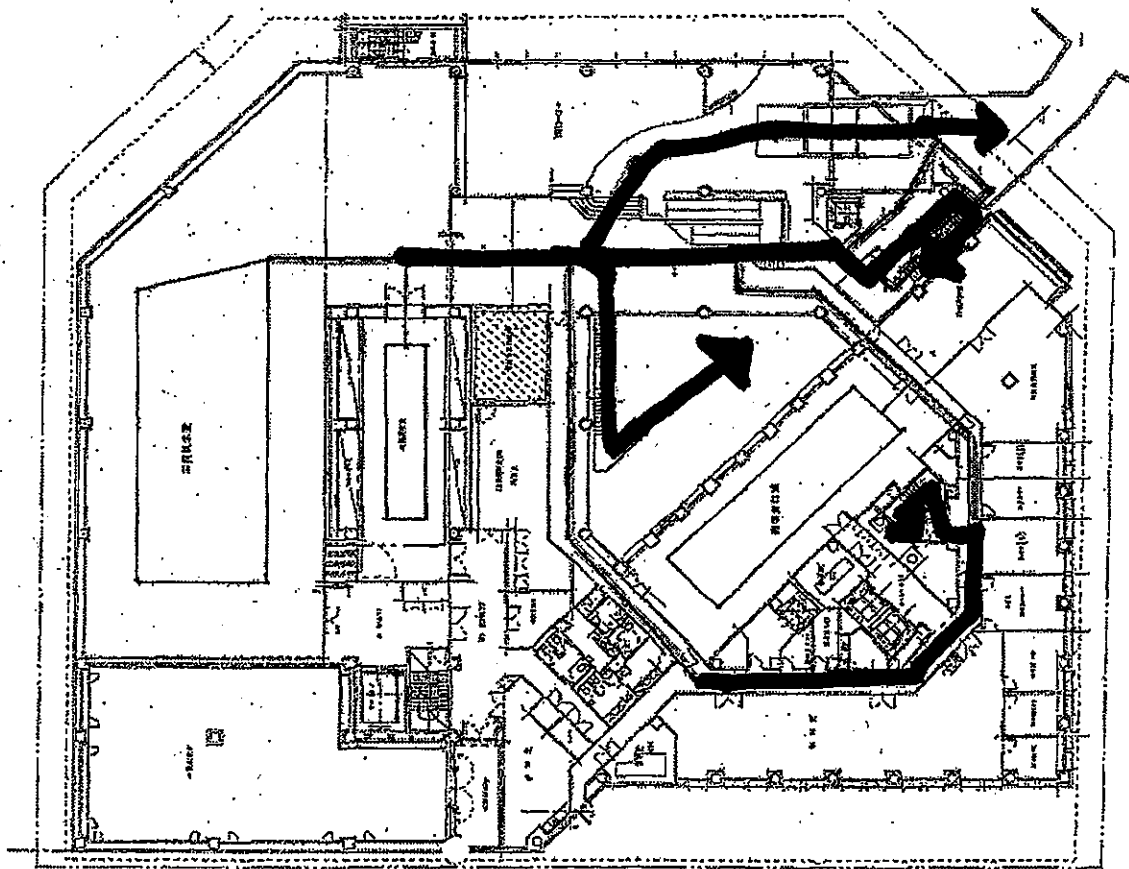
隊編成	火災時の任務	総合訓練実施手順
消火班 班長 総括主任 消火・放水係 警備・設備係員 安全防護係 設備係員	消火・放水係 ① 出火階に直行し、無線機等で通報連絡班に状況を報告する。 ② 屋内消火栓により初期消火作業に従事 ③ 消防機関との連携及び補佐 安全防護係 ① 災発生地区へ直行し、防火シャッター、防火戸、防火ダンパー等の閉鎖 ② 常電源の確保、ボイラー等危険物施設の供給運転停止 ③ エレベーターの非常時の措置	○班長： 火災報知器ボタンを押し通報終了サイレンに切替える。 ○消火係： 無線機を携行し現場へ急行する。通報連絡係に現場の状況を連絡する。消火栓で初期消火を行う。(別記1消火訓練の実施要領参照) ○消火・放水係： 消火栓のバルブを開け、放水を行う。(別記4安全防護訓練の実施要領参照)



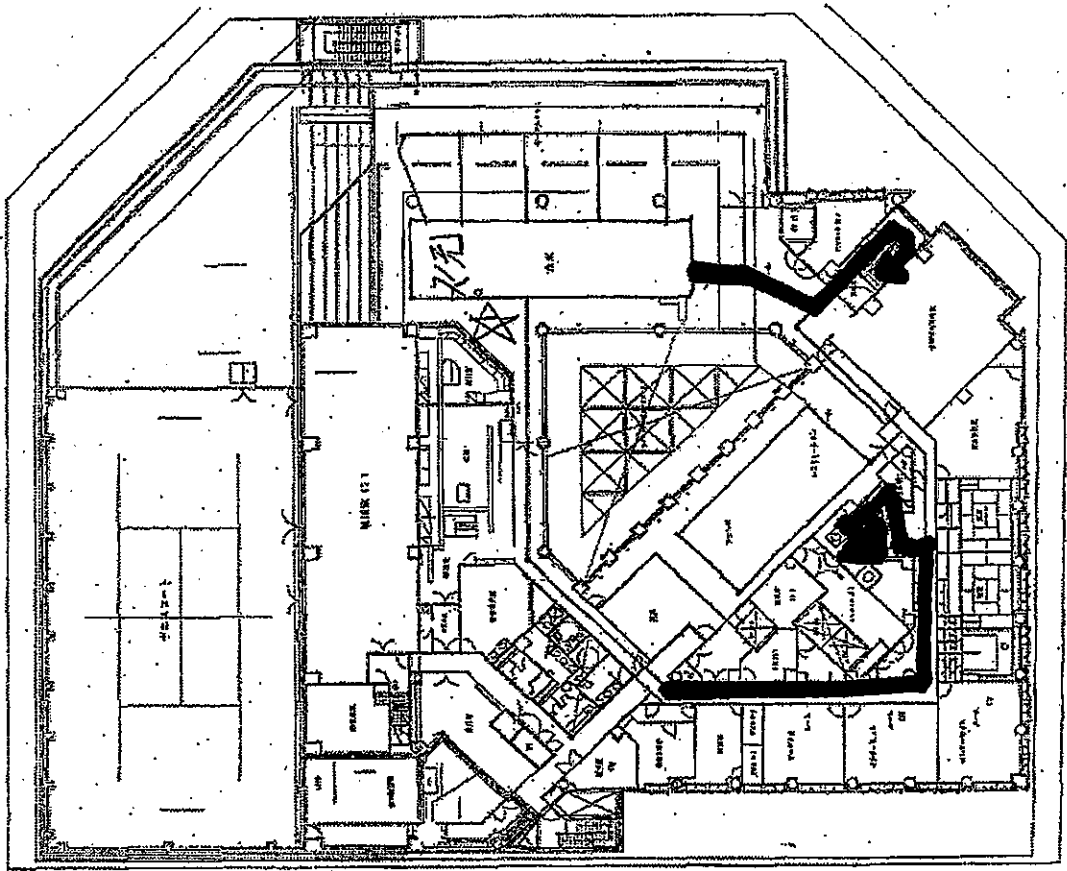
1楼



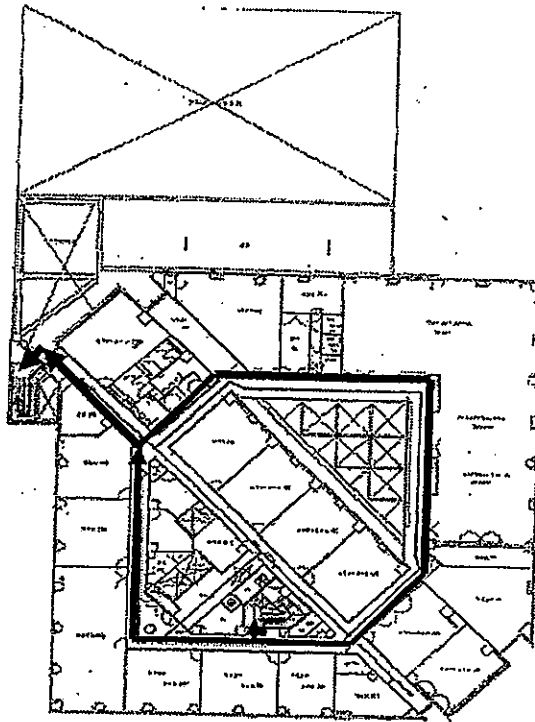
8F 階



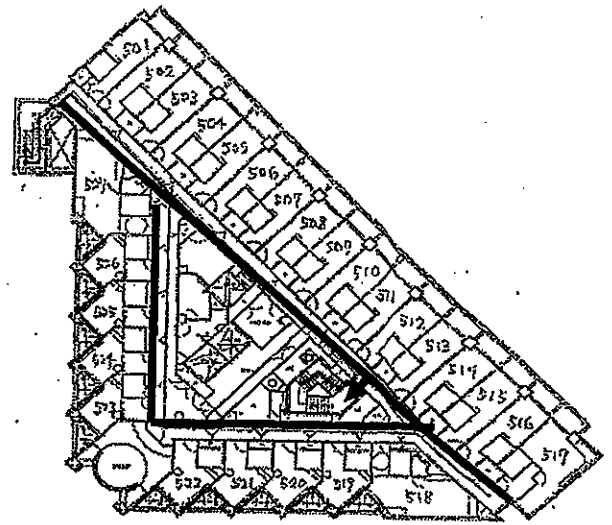
2nd



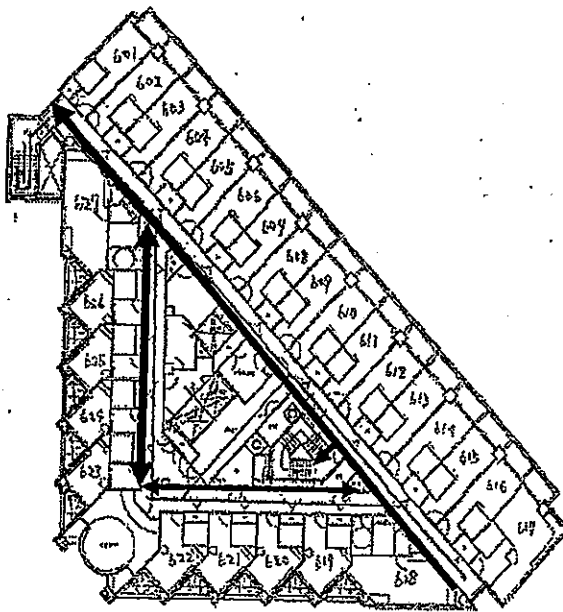
3rd



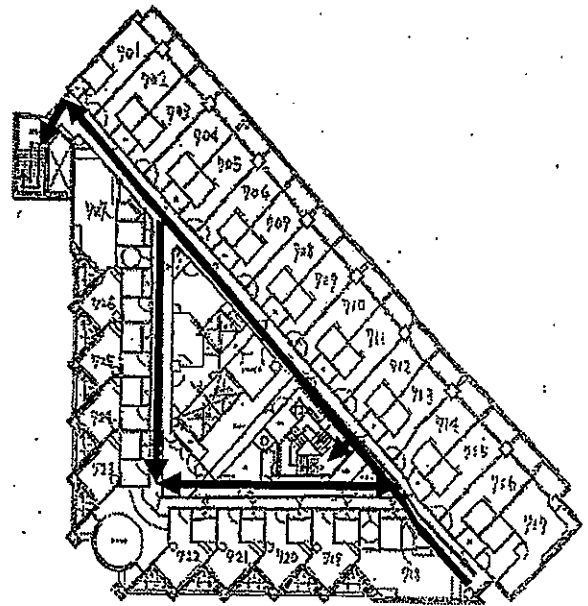
4



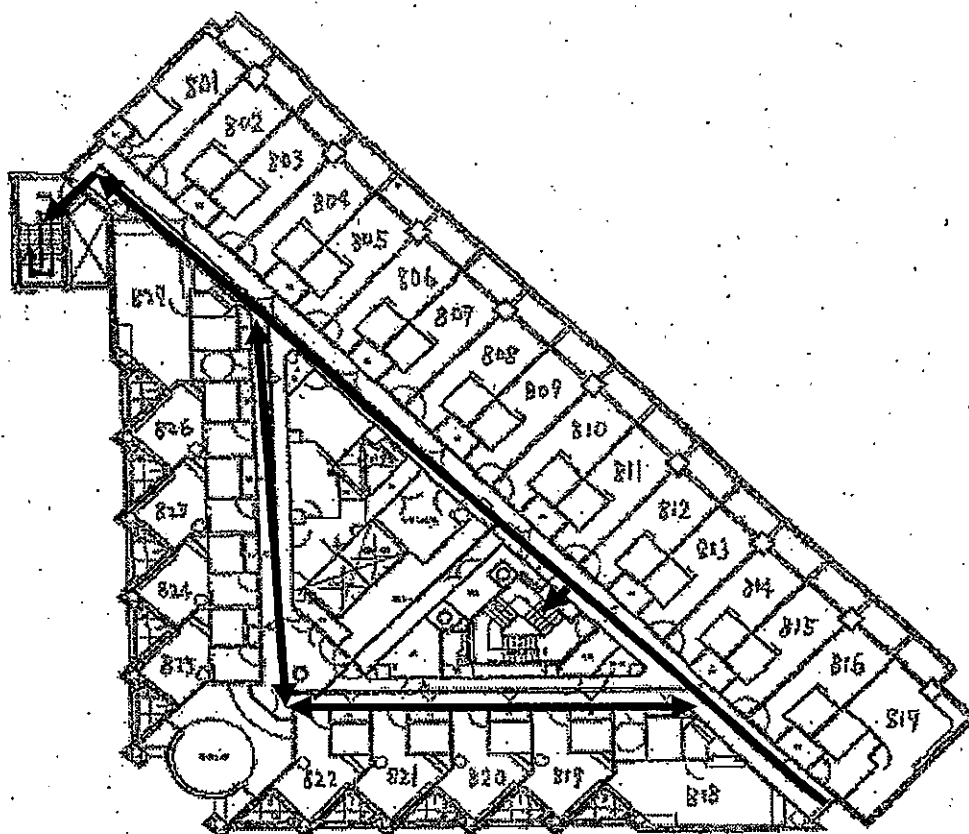
5



6



7



8 P2

消火訓練の実施要領

別記 1

実施項目	実施内容
想 定	出火階、出火場所、燃焼物、延焼範囲等災害の程度を決める。
(1)操作	① 消火器、三角バケツ、消火砂等の搬送、消火活動の操作を行う。 ② 屋内消火栓設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備等で消火活動の操作を行う。 ③ ダクト消火装置等の起動方法の操作確認、取り扱い要領について確認を行う。 ④ 移動式消火設備の起動方法の確認操作、ホースリールの操作を行う。 ⑤ 固定式消火設備の起動方法の操作確認、取り扱い要領について確認を行う。 ⑥ 固定式消火設備の放出区画、防護区画の形成、排出装置の操作要領について操作確認を行う。 ※自衛消防隊員の技術の程度にあわせたものとする。
(2)放水、放射	① 消火器具、屋内消火栓設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプにより放水操作を行う。 ② ①以外の消火設備は、点検時期等に放射と合わせ防護区画の形成、排出装置の機能を確認する。なお、この場合、作動可能な消火設備は出来るだけ実際に作動させる。 ③ オイルパン、グリル、てんぷら鍋等火災モデルにより消火体験を行う。 ※特定防火対象物では、年1回以上実施する。
(3)操作	① 屋内消火栓の操作方法を習得する。 二人操作 三人操作 ② 動力消防ポンプ操作方法を習得する。
(4)防火区画の形成	安全防護訓練と合わせて行う場合には、消火活動の想定に応じて防火戸、防火シャッターの閉鎖、防煙たれ壁の操作を行う。

通報訓練の実施要領

別記 2

実施項目	実 施 内 容
想 定	① 火災、救助、救急等の災害種別を決める。 ② 発生場所、燃焼物、燃焼範囲等、災害の程度を決める。 ③ けが人、避難を要する者の数を決める。
(1)発生時の措置	① その場で災害の発生を周囲の者に知らせる。 ② 火災の場合、非常ベルの起動装置、自動火災報知設備の発信機等を押す。 ③ フロント、自衛消防隊長等に災害発生の場所、程度の状況を連絡する。
(2)消防機関への通報	① 消防機関へ通報する。 (通報内容) ☐ 災害の種別 ☐ 防火対象物の所在地 ☐ 防火対象物及び事業所の名称、目標 ☐ 災害の発生場所、燃焼物 ☐ けが人、避難を要する者の有無 ② 通報には、送り手と受け手を決め、次の装置等を使用する。 ☐ 内線電話、加入電話 ☐ 内線電話相互 ☐ 訓練用通報装置 ☐ 火災通報装置 ③ 119番回線による通報は、あらかじめ消防署の了解を得て行う。
(3)館内への連絡	① 館内の自衛消防隊員に災害発生の場所、程度の状況を連絡する。 ☐ 必要に応じて現場確認の前の情報を後の情報に区別する。 ☐ 必要に応じて暗号、隠語を使用する。 ② 連絡、伝達には次の装置等を使用する。 ☐ メガホン、携帯用拡声器、トランシーバー ☐ 非常放送設備 ☐ 自動火災報知設備 ☐ 業務用放送設備、インターホン ☐ 内線電話

避難訓練の実施要領

別記 3

実施項目	実 施 内 容
想定	① 火災、地震の災害を決める。 ② 出火場所、避難経路、使用する階段を決める。 ③ けが人、避難を擁する者の数を決める。
(1)避難の指示	① 放送設備、非常ベル、自動火災報知設備で避難開始の指示を伝える。 ② 放送設備、インターフォン等で災害の内容と避難経路、使用する階段を具体的に指示する。
(2)誘導員の配置	① 次の場所に誘導員の配置を行う。 ☐ 階段入り口付近 ☐ 通路角 ☐ 避難場所 ☐ 非常階段入り口付近 ② メガホン、携帯用拡声器、トランシーバー、旗等を使用する。
(3)非常口の開放 避難路の確保	① 開錠の操作を行い、非常口を開放する。 ② 防火区画、防煙区画、排煙区画の形成の確認操作をする。 ☐ 必要に応じて区画の形成、排煙の操作を行う。 ③ 避難障害物の除去等実施し、避難路の確認を行う。
(4)避難誘導	① 避難を誘導する。 ② メガホン、携帯用拡声器、トランシーバー、旗等を活用し先導する。 ③ 介助を要する者の搬送を行う。
(5)避難の確認	① 逃げ遅れ者の有無、避難した者の状況確認を行う。 ☐ けが人の受傷程度、人数を調べる。 ② 必要に応じて救護所の設置、応急措置を行う。 ③ 状況を自衛消防隊本部に連絡する。
(6)避難器具等の設定	① 避難器具等の設置を行う。 ② 避難器具等を使用した避難を行う場合は、事前に安全確認を行う。

安全防護訓練の実施要領

別記 4

実施項目	実 施 内 容
想 定	出火場所、延焼範囲を決める。
(1)操作	① 防火戸の開閉操作を行う。 ☐ 出火室の開口部の閉鎖を行う。 ☐ 階段室、廊下等の防火戸を閉鎖する。 ☐ 開閉操作により閉鎖状況を確認する。 ② 防火シャッターの開閉操作を行う。 ☐ 開閉操作により閉鎖状況を確認する。 ③ 防煙たれ壁の降下操作を行う。 ④ 中央監視室等から遠隔操作を行う。
(2)排煙区画の設定	① 排煙区画を決め、必要な区画の排煙操作を行う。 ☐ 自然排煙 ☐ 排煙機の作動を確認する。 ② 中央監視室等から遠隔操作を行う。
(3)空調設備の停止	火災、煙を拡散させないための空調設備の停止操作を行う。
(4)特殊な物品に対する応急措置	危険物、各種ガス、毒・劇物等が流出、爆発、飛散した場合や延焼する恐れがある場合を考え、そのような状況下での応急措置を行う。
(5)フロント等との連絡	フロント等との連携、操作場所の在館者への周知を行う。

応急救護訓練の実施要領

別記 5

実施項目	実 施 内 容
(1)応急手当	① 受傷者の容態観察方法を習得する。 ☐ 受傷部位の確認 ☐ 症状の判断 ② 三角巾による包帯法を習得する。 ☐ 受傷部位に応じた包帯法、骨折固定法 ③ 止血法、心肺蘇生法を習得する。
(2)搬送要領	① 担架による搬送要領を習得する。 ☐ 乗せ方 ☐ 運び方 ② 応急担架による搬送を習得する。 ☐ 応急資材を用いた担架作成要領 ☐ 搬送要領
(3)応急救護所の 設置要領	① 救護所の設置を行う。 ② 応急措置用器材の確認を行う。

地震想定訓練の実施要領

別記 6

実施項目	実 施 内 容
想 定	震度 4 以上の地震を想定して、予想される被害を決める。
(1)出火防止措置	火気設備、器具の熱源遮断措置を行う。 ☐ ガスの元栓閉鎖 ☐ 液体燃料供給の遮断 ☐ 電源の遮断
(2)身体防護	落下物等から身体を守る措置行動を行う。
(3)危険物に対する 応急措置	危険物質の流出、漏えい防止の措置を行う。
(4)救出・救護措置	① 什器等の転倒又は建物の倒壊により下敷きになった者や脱出できない者の救出要領を習得する。 ② センターにある救出活動に使用できるノコギリ、バール等の資機材、又は破損した器具等を活用して逃げ遅れ者の救出措置を行う。 ③ 救護所等を設置し救出者の救護を行う。なお、救護内容については、応急救護訓練に準じて行う。
(5)指定場所への 避難等	① 指定場所への避難方法、経路等を確認する。 ☐ 周囲の火災発生状況等を考慮して、最適なルートでの指定場所への避難要領を習得する。 ② 避難者の受け入れ体制を確認する。
(6)情報収集と伝達	① 情報の収集及び提供を行う。 ☐ 建物内外の被害状況を把握し、その情報を建物内に周知する。 ☐ 地震に関する正確な情報を把握する。 ② フロント、自衛消防隊長との連携及び自衛消防本部の任務を確認する。 ③ 電話機、館内放送設備等の機能停止による場合の情報伝達手段の確保措置を行う。

総合訓練の実施内容

別記 7

実施項目	実 施 内 容
想 定	出火場所、燃焼物、延焼の程度と範囲を決める。 ① 部分訓練の消火、通報及び避難訓練の内容が一連の行動として構成できるようにする。 ② 地震の場合は、地震の程度、被害状況等を決める。 ③ 救助訓練の場合は、事故場所、事故内容、けが人の数、程度を決める。 ④ 避難を要する者、介助・救助を要する者は災害の程度に応じて決める。
(1)出火場所の確認	① 火災の発生は、次のようにする。 ☐ 旗又は灯火により火災発生場所を明らかにする。 ☐ 自動火災報知設備の発信機又は非常ベルの起動装置（起動ボタン）を押す（YIC 設備は全て自動的に作動する）。 ② 自動火災報知設備により火災を感知した場合は、受信機の作動表示を確認後、出火場所の確認を行う。 ③ 放送設備、インターフォン等により現場付近の者に確認の指示をするか又は受信機設置場所から現場へ確認に向かう。 ④ 出火場所に到着後、状況確認のうえ自衛消防隊長に報告する。
(2)消防機関への通報	① 消防機関へ通報する。 （通報内容） ☐ 災害の種別 ☐ 防火対象物の所在地 ☐ 防火対象物及び事業所の名称、目標 ☐ 災害の発生場所、燃焼物 ☐ けが人、避難を要する者の有無 ② 通報には、送り手と受け手を決め、次の装置等を使用する。 ☐ 内線電話、加入電話 ☐ 内線電話相互 ☐ 訓練用通報装置 ☐ 火災通報装置 ③ 119 番回線による通報は、事前に消防署の了解を得て行う。
(3)館内への連絡	① 館内の自衛消防隊員に災害発生の場所、程度の状況を連絡する。 ☐ 必要に応じて現場確認前の情報と後の情報に区別する。 ☐ 必要に応じて暗号、隠語を使用する。

	②連絡、伝達には次の装置等を使用する。 ☐ メガホン、携帯用拡声器、トランシーバー ☐ 非常ベル、自動式サイレン ☐ 非常放送設備 ☐ 自動火災報知設備 ☐ 業務用放送設備、インターフォン ☐ 内線電話
(4)初期消火	① 消火器具の搬送、消火活動の操作を行う。 ② 屋内消火設備、屋外消火設備、又は動力消防ポンプで消火活動の操作を行う。 ③ その他設置されている消火設備、消火装置等の操作を行う。 ④ 特殊な消火設備は、起動装置、取り扱い操作の確認を行う。 ※消火水、消火剤の放出は一連の活動とは別に実施することも可能。
(5)区画の形成	① 初期消火後、出火室の扉、窓等を閉鎖する。 ② 防火戸、防火シャッターの閉鎖、防火区画の形成を手動又は遠隔操作で行う。 ③ 防煙区画、排煙区画の形成を手動又は遠隔操作で行う。 ☐ 防煙たれ壁、排煙口の操作 ☐ 機械排煙の活用
(6)避難誘導	① 避難行動、避難経路、避難先等の指示を行う。 ② 非常口、避難路の確保を行う。
(7)応急措置	① 救護所を設置する。 ② 担架又は徒手により、けが人等を搬送する。 ③ 受傷者の応急手当をする。 ④ 手当てした状況を自衛消防本部に報告する。
(8)指 揮	① 自衛消防隊本部を設置する。 ② 指揮命令の伝達、情報の収集及び整理を行う。 ③ フロント、中央監視室その他所定部署との連絡、確認を行う。 ④ 公設消防隊到着時の誘導、情報提供を行う。 ☐ 災害の状況 ☐ 避難状況（けが人等を含む） ☐ 活動状況 ☐ 消防用設備等、機器の作動状況

火災(救急)発生時の通報・連絡

内線電話からは

(1) 0119 押す(直通電話からは 119)。

(2) 消防署が応答したら

**落ち着いて、ハッキリ
火事(救急)です！**

(3) 伝達内容

こちらは JICA 横浜国際センターです。

場所は横浜市中区新港 2-3-1 です。

ワールドポーターズ東側です。

○ 階 ○○部分 から火災が発生しました。

○○が燃えています。

現在のところケガ人はいません。

私は、部署名(警備・設備等)○○です。

※ 火災感知器発報時は、発報と同時に通報装置が自動的に作動して消防署への
火災発生(機器作動)通報を行う。

※ センター代表番号:045-663-3251(フロント)

2. 地震発生時の放送文例

(1) 弱い地震発生時

お知らせします。只今、地震が発生しました。当センターは耐震構造です。

その場に居てください。係員が、詳しい情報を確認しています。

Attention please. YIC building are earthquake-proof.

Please stay in your place (and open the door, put out your cigarette.)

※お知らせします。館内外点検の結果、地震による異常は発見されませんでした。

※Attention please. We found there is no problem by the earthquake.

(2) 強い地震発生時

お知らせします。只今、強い地震が発生しています。居室内でドアを開けて

お待ちください。タバコの火を消してください。次の放送をお待ちください。

Announcement for emergency!

Keep staying in your room with the door open.

Put out your cigarette. Please wait for the next announcement.

(時間があれば) YIC building is earthquake-proof. We are now checking the information.

● 避難放送

速やかに1階正面玄関前まで避難してください。

Get out this building immediately. Remain calm. Gather at the entrance on the 1st floor.

● 緊急避難場所 臨港パーク

3. 火災報知器発報時の放送文例

宿泊階 6 階、洗濯室で火災感知器発報。只今、確認中です。その場でお待ちください。(繰り返し)

Announcement for emergency!
Fire-alarmed around laundry on the 6th floor.
Listen carefully, We are checking up now.
Please don't move and wait for the next announcement.
(Repeat)

※ 本火災確認時

(火災発生の自動放送、サイレン鳴動後)

火災発生、火災発生！ 6 階 614 号室から火災が発生しました。

速やかに 1 階玄関前に避難してください。

(火災発生の自動放送、サイレン鳴動はそのままにする)

Fire announcement!
Fire! Fire! Fire has broken out at Room 614 on the 6th floor.
Get out of this building immediately.
Remain calm. Gather at the entrance on the 1st floor.
(Repeat)

※ 誤報時

お知らせいたします。只今の火災警報は調査の結果、誤報と判明しました。

異常ありませんのでご安心ください。たいへんお騒がせしました。

Attention please.
The fire alarm you have just heard was FALSE alarm.
We are very sorry to disturb you. (FALSE を強調する)

JICA 横浜国際センターの事業概要

JICA 横浜国際センターの歴史は、1956 年横浜市根岸に移住幹旋所（後の海外移住センター）が作られたことから始まります。横浜は南米を目指す日本各地から集まる移住者の出港地でした。JICA はその前身団体が移住者支援の仕事を担っていました。

神奈川県には海外移住センターと横須賀市長井に国際水産センターがありましたが、みなとみらい 21 地区の開発に伴い 2002 年に両センターを閉所し、横浜国際センターを新たに開設、海外移住資料館も併設しました。

横浜をはじめ神奈川は国際都市として他に先駆け発展した歴史があり、自治体や大学、NGO、企業等の皆さまには、水や環境、都市づくり、港湾などについて国際協力の実施を担っていただいています。2011 年には横浜市と JICA は連携協定も締結しました。

1. JICA 横浜国際センターの特色と取り組み

(1) 日本の近代化の経験、神奈川県の知を活用した国際協力

★地域の経験を活用した公民連携事業を通じ途上国が抱える課題解決に貢献

【事例紹介】横浜市水道局と横浜ウォーターによる上水道協力

横浜は近代水道発祥の地です。横浜市水道局には 1973 年以来 250 人の専門家を派遣、1987 年以来 2400 人の研修員を受入れて頂いています。特にベトナム中南部については 2000 年から草の根技術協力や技術協力プロジェクトに尽力され、2009 年に「安全な水宣言」となって結実しました。

横浜市は横浜ウォーターと水ビジネス協議会を設立し、横浜の企業によるベトナムやフィリピンなどへの海外展開にも着手しています。



第 4 回アフリカ開発会議（2008 年）を受け、アフリカ諸国の水道技術者の人材育成の研修も実施しています。研修はタンザニアなどの英語圏、セネガルなどの仏語圏に分け、横浜の近代水道の歴史、浄水場・送配水システム、漏水対策、料金体系の水道事業運営を学び、改善案を策定させています。タンザニアのザンジバルには、横浜市水道局職員が改善策実施支援のために派遣されました。

【事例紹介】横浜市や川崎市、神奈川県と連携した市内企業の海外展開支援

外務省と JICA は 2012 年から「ODA を活用した中小企業海外展開支援」を開始しました。中小企業が育んだ様々な製品やノウハウを途上国の開発に適用し、企業のビジネスモデルも作り上げようという試みです。途上国でのプロジェクトを形成する案件化調査等には神奈川（横浜市、川崎市、藤沢市、寒川町）の企業 6 社の提案が採択と

なりました。提案されたのは下水汚泥処理、ごみ処分場リサイクル、浄水、太陽光発電などで、対象国もフィリピン、カンボジア、ベトナムなど様々で、現地で組織力強化や人材育成と、ビジネスプランを組み合わせた調査結果をまとめました。いくつかの企業は調査結果に基づき現地で実践する準備を進めています。



(2) 海外移住の歴史と現在を伝える海外移住資料館運営と日系社会支援事業

海外移住資料館は「われら新世界に参加す」をテーマに、近代の日本人移民の歴史を展示するもので、2002年に横浜国際センターに開設されました。歴史的資料等保有施設にも指定されています。2013年3月開館以来来館者30万人を達成しました。これまでに天皇皇后両陛下のご行幸啓はじめ皇室からも三度のご訪問をいただいています。昨年11月には十周年記念シンポジウムを開催し、アメリカ、カナダ、メキシコ、ブラジル、ペルーの日系博物館・資料館の幹部や有識者をパネラーに迎え、今後の各国の資料館の連携等について議論を深めました。なお、海外移住資料館は海外日系人協会に運営管理を委託しています。



日系研修は、2012年度までに計15カ国から計4,816名の南米日系人を受入れてきています。医学、福祉、継承日本教育、農業、電気通信等について、日系人の能力向上を図り移住先国の国造りに貢献しています。この研修の成果を確認し今後のニーズを把握するためにブラジルとパラグアイに調査団を派遣しました。60名を越える帰国日系研修員に面会し、研修で得られた知識や技術が日系社会及び移住先の国において活かされていることを確認しました。例えば、現在はブラジルのトメアス総合農業協同組合で理事長を務めるSAKAGUCHIさんは、アグロ・フォレストリーの展開を通じ、ブラジル北部の発展に大きく貢献してきています。

(3) 市民とともに取り組み、神奈川県の実現に貢献する国際協力

★地域の発展に国際協力を通じて貢献、市民の国際協力理解・支持を得る

神奈川県：人口900万、外国籍人口17万（1.9%160か国以上）

横浜市（370万人）、川崎市（144万人）、相模原市（72万人）の3政令指定都市

- 研修コースセミナーの地元企業への公開等、企業の途上国展開、民間連携を推進
- 草の根技術協力、PCMセミナー等で県内NGO、企業等の活動支援
- 横浜国立大学、横浜市立大学とのJICA連携講座
- 「あーすフェスタ神奈川」「よこはま国際フェスタ」「よこはま国際フォーラム」共催
- JICAボランティア募集、帰国隊員・SV、専門家経験者の社会還元支援

➤ 海外研修員の学校訪問、生徒・学生の JICA 横浜・移住資料館訪問プログラム

【事例紹介】インドネシア 国立公園管理における

地域コミュニティとの共存・協働関係構築プロジェクト



インドネシア西部バリ国立公園は、バリ島の西側約半分を占め、手つかずの大自然が残っている広大な地域です。しかし、そうした美しい自然の背景では、森の自然を生活の糧とする周辺の住民による違法伐採や野生動物の乱獲と、それを取り締まる公園側の対立といった構図が長い間続いていました。プロジェクトはあいあいネットから提案・採

択され、ワークショップを通じて住民と公園側の理解を深め、公園側は住民をパートナーとして、住民側は公園を守ることが自分たちの未来を守ることになるとの重要性に気づき、協調関係が生まれるまでになりました。

また、公園には珍しい野生動物も数多く生息しており、カンムリシロムクもその一つです。横浜市環境創造局がカンムリシロムクの繁殖や野生復帰に取り組んでおり、本プロジェクトと連携して進められています。

2. 主要事業実績データ（2012 年度）

- (1) 技術研修員受入事業： 受入人数合計 約 90 か国 790 人
（課題別研修 31 コース 322 人、国別研修 321 人、長期研修 15 人、
青年研修 8 人、有償勘定研修 108 人、草の根地域提案型 16 人）
- (2) 日系研修員受入事業： 受入人数合計 10 か国 119 人（日本各地で研修を実施）
- (3) 海外移住資料館： 入館者数 36,491 人
- (4) ボランティア関連事業：
神奈川県から派遣 1965 年から 95 か国 3,445 名 2012 年度は 248 名派遣
- (5) 草の根技術協力事業 10 件
- (6) 市民参加協力事業
 - ・施設訪問受入 84 件（学校関係訪問者計 3,819 人）
 - ・国際協力出前講座 44 件（受講者計 6,651 人）
 - ・開発教育指導者研修 2 件（参加者計 94 人）
 - ・大学連携講座 2 件（横浜市立大学下期、松蔭大学夏季集中）

3. 横浜国際センターの組織

所長、次長、総務課、研修業務課、市民参加協力課 計 41 名

他に海外日系人協会、横浜市国際交流協会、横浜 NGO 連絡会が常駐。

JICA 帰国専門家連絡会かながわ、青年海外協力隊神奈川県 OB 会、シニア・ボランティア経験を活かす会の事務所もある。

4. 横浜国際センターの機能

地域の拠点として、研修員はもとより、市民・県民の皆様がご利用できる施設なっています。

1階には、JICAの所長室と事務所、大小の会議室が4室あります。1階ロビーに隣接する会議室1では研修員の発表会、社会科見学での授業、懇親会などが開催されます。会議室2-3はパーティションを外すことができます。会議室4は国会議員など要人のために用いておりJICA専用衛星回線を使ったテレビ会議システムも設置しています。

2階には、海外移住資料館があります。資料館は戦前移住者の乗船名簿などを保管する移住図書資料室、企画展示室、収蔵庫が併設されています。さらに国際理解を深めてもらうための場として民族楽器などを置くJICAプラザがあり、併設の2階と1階のギャラリーは横浜市や国際機関、大学、NGO等と共に国際協力の成果を発信するために展示やイベントを開催しています。展示やイベントはJICAと関係が深く国際協力を実施する機関・団体にも開放しています。2階には開発教育・国際理解教育及び研修員のための図書資料室もあります。JICAプラザについては現在拡充を検討しています。

3階には、食堂「ポートルスカフェ」があります。主として宿泊研修員が利用することを主目的としていますが、一般の方にもご利用いただいています。営業は委託しています。また、「国際協力連絡室」を設けており、JICA帰国専門家連絡会かながわ、青年海外協力隊神奈川県OB会、シニア・ボランティア経験を活かす会、横浜市国際交流協会、横浜NGO連絡会の事務所があります。さらに、研修員向けのテニスコート、リクレーションルームがあります。

4階には、研修員の講義など国際協力に関係する様々な目的で用いるかもめ、いちょう、やまゆり、10室のセミナールームがあります。5/31-6/3に開催されたアフリカ開発会議では、かもめ、いちょう、やまゆり、会議室1-3、1-2階ギャラリーを使い、JICAのサイドイベント8コマや写真展を開催しました。

5階から8階までは108室の宿泊施設があります。宿泊施設は研修員の他国際協力に関係のある方、JICA関係者等が利用します。

以上

横浜国際センターの建物・設備の概要

1. 建物の概要

- (1)建築物名称 横浜国際センター
- (2)都市計画区域 市街化区域
- (3)用途地区 商業地区、臨港地区(商港区)
- (4)防火指定 準防火地域
- (5)その他の規制
- ①中央地区駐車場整備地区、みなとみらい 21 新港地区、街並み景観ガイドライン
 - ②横浜市建築基準条例第4条の2第3項、第5条第5項、第47条の3(建築許可申請)
 - ③建築基準法第6条第1項(建築確認申請)
 - ④横浜市火災予防条例第78条(消防用設備設置計画届)
 - ⑤消防法施行令別表第1(防火対象物:16 項口(6~8 宿泊施設5項口、5F宿泊施設:5 項イ、研修施設 15 項、駐車場 13 項イ)
 - ⑥横浜市廃棄物等の減量化・資源化及び適正処理等に関する条例第31条第2項及び第32条第2項(廃棄物保管場所設置届)
 - ⑦横浜港臨港地区内の構造物規制に関する条例第3条ただし書(建設許可申請)
 - ⑧横浜市駐車場条例第7条(附置義務駐車施設設置届)
 - ⑨港湾法第38条の2第1項(臨港地区内行為届)
 - ⑩建築基準法第43条第1項(敷地と道路及び壁面線関係の許可)
 - ⑪横浜市福祉のまちづくり条例第22条第1項(バリアフリーの設置許可)
- (6)用途 研修所
- (7)敷地面積 4,471.92 m²
- (8)建築面積 3,472.23 m²(建ぺい率 77.6%)
- (9)駐車場面積 1,691.61 m²(附置義務 52 台)
- (10)述べ床面積 16,084.50 m²(うち駐車場面積 1,691.61 m²)
- (11)建物規模 地上 8 階 地下 1 階
- (12)宿泊室数 シングル 96 室 ツイン 12 室(120 ベッド)うち障害者専用 2 室
- (13)構造 鉄骨造 一部鉄骨鉄筋コンクリート造
- (14)高さ 建物高さ 31.00m
最高高さ 35.00m(工作物高さ)
- (15)外装 せつ器質タイル 薄付塗材仕上
- (16)昇降機 乗用(車椅子対応) 90m/min 15人乗×2機
乗用(車椅子対応) 90m/min 13人乗×1機
乗用(サービス用) 60m/min 11人乗×1機
人荷用(4000kg、車椅子対応)45m/min 61人乗×1機

(17)各階別施設状況

階	延床面積m ²	施設内容
8	931.58	シングルルーム(24室)、ツインルーム(3室)、ラウンジ。
7	931.58	シングルルーム(24室)、ツインルーム(3室)、ラウンジ。
6	931.58	シングルルーム(24室)、ツインルーム(3室)、ラウンジ。
5	931.58	シングルルーム(24室)、ツインルーム(1室)、身障者対応ツインルーム(2室)、ラウンジ、5階屋上庭園。
4	1,661.58	オリエンテーションルーム(2室)、ブリーフィングルーム(同時通訳ブース付)、日本語教室、セミナールーム(9室)、パソコン室、講師控室(2室)、研修監理員室、ラウンジ、(トライアングルプラザ上部トップ

		ライト)。
3	1,886.49	テニスコート(屋外)、ガーデンテラス(屋外)、食堂、厨房、従業員食堂、食品庫、機械室、オーディオルーム、ビデオルーム、インターネットルーム、和室、健康相談室、事務室(国際協力連絡室)、レクリエーションルーム(トライアングルプラザ吹抜)。
2	3,257.54	海外移住資料館(常設展示室、企画展示室、一般収蔵庫、写真特殊収蔵庫、情報処理室・写真室、作業室)、事務室(海外日系人協会)、日系人相談コーナー、図書資料室(移住資料)、図書資料室(一般)、日系社会情報コーナー、談話コーナー、(トライアングルプラザ吹抜)、2階エントランス、ペデストリアンデッキ(サークルウォークに接続)。
1	2,300.69	体育館ホール(ジム)、更衣・シャワー室、駐車場出入口(斜路)、機械室、中央監視室、宿直室、大会議室、中・小会議室(4室)、カウンセラー・ルーム、所長室、事務室(JICA)、フロント、トライアングイルプラザ、JICA プラザ、エントランスホール、正面車寄せ。
地下 1	3,251.88 (うち車庫面積 1,691.61)	体育館、舞台、器具庫、ゴミ置場、機械設備室、電気設備室、発電機室、MDF 室、車庫(駐車場、機械駐車40台)、駐車場出入口(斜路)。
合計	16,084.50	

(18) 海外移住資料館(常設展示室・企画展示室)

展示室:1,032.1 m²、資料収蔵庫:661.5 m²

展示構成は、次のとおりである。

1. インフォメーション
2. ガイダンスコーナー
3. 導入展示
 - A. 海外移住の歴史
 - B. 新世界に参加す
 - C. ニッケイ・ライフ・ヒストリー
 - D. 情報ゾーン
 - E. 日本の中のニッケイ・世界の中のニッケイ

2. 建築設備の概要

(1) 自動扉

1Fエントランス(2カ所)、2Fエントランス(2カ所)、1FEVホール(1)(2カ所)、2FEVホール(1)(2カ所)、B1FEVホール(1)(1カ所)、2F資料館入口(1カ所)に自動引き戸がある。

(2) シャッター

B1F～3Fに防火防煙重量シャッター(一部電動式)、1F駐車場出入口及び 3F売店スペース(現在閉店中)に管理用リングシャッター(電動式)がある。

(3) 防火戸

各階に常時開放式または随時開放式の防火戸(特定防火設備・防火設備)がある。一部防火ガラス戸(網入りガラスまたは防火戸用ガラス)がある。

(4) 排煙トップライト

トライアングルプラザ上部トップライトに自然排煙(換気兼用)開口(電動オペレーター)がある。

(5) 雨水槽(中水用コンクリート製水槽)

建物屋上に降った雨水の一部を地下ピット雨水槽に貯留し、滅菌処理後中水として、便器洗浄水、植込み散水といった人体に直接触れないものに利用される。

(6) 舞台機構

B1 階体育館の講堂利用に対応する為、舞台(壇上)に、引割り緞帳・吊物及び照明バトン等(電動)を設置している。

(7) スライディングウォール

1 階小会議室(1)(2)間、4 階ブリーフィングルーム・オリエンテーションルーム(1)(2)間、セミナールーム(7)(8)間に手動移動間仕切(スライディングウォール)を設置している。

(8) 機械式駐車

B1 階駐車場に 3 段式昇降横行式機械駐車設備を 5 基(各 8 台)計 40 台設置している。

3. 空調設備の概要

(1) 熱源設備

主熱源は、安価なエネルギーの選択が可能で、環境に対する影響を考慮し、かつ危険防止及び保守管理が容易な電気・ガスの複熱源システムになっている。

ガス焚き吸収式冷温水発生機

空冷スクリュウ熱回収ヒートポンプチャラー

コージェネレーション(運転休止中)水蓄熱方式(冷水槽 724 m³、温水槽 499 m³)

(2) 空調調和設備

空調システムは、宿泊施設(高層)、研修施設(低層)の用途、使用時間、負荷形態により 2 系統に分けゾーニングは以下の 3 系統になっている。

① 宿泊室(5～8 階)系統

② 低層階系統

③ 展示室系統

各系統とも各自の体感温度で室温のコントロールが可能な冷暖フリーシステム。

1 階トライアングルプラザの空調には、冬期の日射負荷や、また上昇した暖気を積極的に取り入れた省エネルギー居住空調を行う。

< 諸室の空調方式 >

階別	系 統	機 器
5～8 階	宿泊室	水熱源ヒートポンプパッケージ＋外気処理空調機
4 階	パソコン室	ファンコイルユニット＋外気処理空調機
	セミナールーム	ファンコイルユニット＋外気処理空調機(外気冷房)
	研修監理員室	ファンコイルユニット＋外気処理空調機(外気冷房)
	講師控室	ファンコイルユニット＋外気処理空調機(外気冷房)
3 階	インターネットルーム	ファンコイルユニット＋外気処理空調機
	食堂	ファンコイルユニット＋外気処理空調機
	厨房	ファンコイルユニット
	レクリエーションルーム	ファンコイルユニット＋外気処理空調機(外気冷房)
2 階	海外移住資料館展示室	床置型空調機
	収蔵庫	床置型空調機
	写真特殊収蔵庫	空冷低温ヒートポンプパッケージ
	エントランスルーム	床置型空調機
	事務室(日系人協会)	ファンコイルユニット＋外気処理空調機(外気冷房)
1 階	トライアングルプラザ	床置型空調機(ディスプレイメント方式)
	会議室	ファンコイルユニット＋外気処理空調機(外気冷房)

	事務室(JICA)	ファンコイルユニット+外気処理空調機(外気冷房)
地下1階	体育館	床置型空調機

(3)換気設備

換気方式は、各室・各部門の使用勝手・換気目的により下表のようになっている。

階	室名	外気量 m ³ /h 人	換気回数 回/h	換気 種別	備 考
B1	設備機械室	—	燃焼空気量	1	燃焼空気の供給, 熱の除去
	電気機械室自家発電室	—	燃焼空気量	1	燃焼空気の供給, 熱の除去
	体育館	25	2	1	空気の導入・湿気臭気の除去
	駐車場	—	2	1	湿気・臭気の除去
1	トライアングルプラザ	25	2	1	湿気・臭気の除去
	事務室(JICA)	25	2	1	在室人員の新鮮空気の導入
	フロント	25	2	1	在室人員の新鮮空気の導入
	所長室	25	—	1	在室人員の新鮮空気の導入
	会議室	25	—	1	在室人員の新鮮空気の導入
	中央監視室・宿直室	25	—	1	在室人員の新鮮空気の導入
	JICA プラザ	25	—	1	在室人員の新鮮空気の導入
	更衣室・シャワー室	25	5~25	3	湿気・臭気の除去
	倉庫	—	5	3	湿気・臭気の除去
2	海外移住資料館	25	2	1	空気の導入・湿気臭気の除去
	事務室(日系人協会)	25	—	1	空気の導入・湿気臭気の除去
	図書資料室(一般)	25	—	1	空気の導入・湿気臭気の除去
	エントランス・ロビー	25	2	1	臭気の除去
	図書資料室(移住資料)	25	—	1	空気の導入・湿気臭気の除去
	日系社会情報コーナー	25	—	1	在室人員の新鮮空気の導入
3	日本語教室	25	—	1	在室人員の新鮮空気の導入
	インターネットルーム	25	—	1	新鮮空気の導入・熱の除去
	レクリエーションルーム	25	—	1	在室人員の新鮮空気の導入
	オーディオルーム	25	—	1	在室人員の新鮮空気の導入
	ビデオルールーム	25	—	1	在室人員の新鮮空気の導入
	和室	25	—	1	在室人員の新鮮空気の導入
	セミナールーム	25	—	1	在室人員の新鮮空気の導入
	事務室(国際協力連絡室)	25	—	1	在室人員の新鮮空気の導入
	健康相談室	25	—	1	在室人員の新鮮空気の導入
	食品庫	—	5	1	湿気・臭気の除去
	従業員食堂	25	—	1	在室人員の新鮮空気の導入
	厨房	—	燃焼空気量	1	空気の導入・湿気臭気の除去
	食堂ホール	25	—	1	在室人員の新鮮空気の導入
4	グリーンフingルーム	25	—	1	在室人員の新鮮空気の導入
	オリエンテーションルーム	25	—	1	在室人員の新鮮空気の導入
	パソコン室	25	—	1	在室人員の新鮮空気の導入
	研修監理員	25	—	1	在室人員の新鮮空気の導入
	講師控室	25	—	1	在室人員の新鮮空気の導入
5~	ラウンジ	25	2	1	喫煙
8	宿泊室	80	—	1	空気の導入・湿気臭気の除去

共	倉庫	—	5	3	湿気・臭気の除去
共	湯沸室	200	燃焼空気量	3	湿気・熱の除去
共	トイレ(男)	—	15	3	臭気の除去
共	トイレ(女)	—	15	3	臭気の除去

(4) 排煙設備

原則として自然排煙方式としている。

2階移住資料館・図書室・3Fラウンジ、レクレーションルーム、廊下の一部などは機械排煙としている。

(5) 自動制御設備

中央監視システム

中央監視室内に監視装置を設け、施設全体の機器発停監視・状態監視・温湿度計測を行う。各制御対象を要求される条件に最小のエネルギーで確実に維持することのできる制御方式となっている。

① 制御方式

制御対象に応じて電子式及び電気式としている。

② 自動制御内容

制御の目的	対 応
省エネルギー	・空調機・熱交換器の2方弁制御 ・空調機ウォーミングアップ時の外気シャットオフ制御
省力化	・中央監視システムによる状態計測値の監視 ・中央監視システムによるスケジュール発停
適正環境の維持	・室内の温湿度制御 ・給湯温度制御
安全性の確保	・温度・圧力・水位等の監視 ・火災発生時の空調・換気機器の非常停止

4. 給排水衛生設備の概要

(1) 給水設備

港湾3号線に敷設される給水本管より分岐した敷地内の 150φより50Aのメーターを設置し地下機械室内の上水受水槽に供給し各必要箇所に配水する。

供給系統は、飲料用の上水系統と便所洗浄水の雑用水系統の2系統になっている。

飲料水系統 市水利用加圧給水方式

雑用水系統 雨水利用加圧給水方式

受水槽 一般系統35m³ 雑用系統 56 m³

① 上水設備

地下1階機械室内に設置する受水槽より加圧給水ポンプにより必要箇所に供給している。

上水系統供給先; 宿泊室ユニットバス、厨房、湯沸室、便所手洗器ほか

② 雑用水設備

雨水を積極的に集水し、便所洗浄水としてまた災害時の飲料水として資源の有効利用を図ることとしている。雨水槽・雑用水受水槽は、地下の基礎を有効利用して貯水する地下ピット水槽としている。雑用水受水槽より加圧給水ポンプにて必要箇所に供給している。

雑用水供給先; 便所洗浄水、植込散水ほか

(2) 給湯設備

シャワー・洗面器具への給湯は、中央循環給湯方式を採用しており、加熱源はガス焚き温水ボイラー2台、貯湯槽2缶を地下1階機械室に設置して各必要箇所に供給している。また、小型コージェネレーション設備(運転休止中)を導入して電力を供給し、その排熱を給湯専用に利用する仕組みとなっている。

都市ガス熱源による中央給湯方式(一部コージェネレーション(運転休止中)排熱利用)

貯湯槽 SUS製 3.0 m³ × 2基

湯沸は電気個別貯湯方式

(3)排水設備

低層系統を汚水・雑排水分流方式、高層系統を汚水・雑排水合流方式とし、下水道に放流している。

厨房排水は、グリーストラップを経由した後、単独系統にて下水道に放流している。

宿泊系統は汚水雑排水単管方式

その他系統は分流方式

(4)衛生器具設備

衛生器具は、節水器具及び節水システムを採用した器具を設置している。

衛生器具	仕 様
洋風大便器	レバー式節水形フラッシュバルブ
小便器	個別自動感知式フラッシュバルブストール型
洗面器(トイレ)	自動感知式
更衣室シャワー	サーモ付混合栓

(5)都市ガス設備

港湾3号線に敷設されているガス本管(東京ガス)より分岐し必要箇所に引き込んでいる。計測メーターはボイラー、コージェネレーション(運転休止中)、吸収式冷温水発生機、厨房の系統に分けている。

都市ガス 13A(低圧 46.050 ki/N m³)

供給先;3階厨房、地下1階温水ヒーター

(6)消火設備

消防法に準拠し、以下の消火設備を設置している。

①屋内消火栓設備(1号)、②連結送水管設備、③連結散水栓設備、

④泡消火設備、⑤消火器具、⑥特殊ガス消火設備、⑦移動式粉末消火設備

消火設備の設置箇所等は、別添「消火設備器具一覧」のとおり。

5. 電気設備の概要

当センターの電気設備は、次の3つの視点に配慮して整備している。

①省エネルギーへの配慮

省電力変圧器、省電力照明器具の採用、照明点滅区分の細分化による使用電力の低減を図っている。また、共用部分の照明は、集中制御として、使用電力の低減を図っている。さらに、宿泊室の電源は、キーを室内のキーホルダーに入れなければ、電源ONにならない方式とし、外室時には、必ず電源OFFとなる省エネルギーシステムとなっている。

②容易な維持管理

安全性、快適性を高めるため、主要機器の故障、異常を中央監視室に表示し速やかに保守対応が図られるよう整備されている。中央監視室には、中央監視盤、自火報受信機、セキュリティ盤、ITVモニター、防災アンプ等を設置し、日常の操作・保守管理を一元的に管理する仕組みとなっている。

③自然エネルギーの積極的な利用

自然光を積極的に取り入れ、昼光センサーによる照明制御により使用電力の低減を図るほか、太陽光発電システムの導入により自然エネルギーの活用を図っている。

(1) 受変電設備

① 受電方式

契約電力は、533kw、受電電圧は 6600V となっている。

3相3線 6. 6KV 受電 設備要量 2100KVA

② 設備機器

高圧部、変圧器部、配電部は、安全性に優れかつ保守点検が容易な屋内キュービクルとしている。

③ 主要機器

遮断器・・・高圧は真空遮断器(VCB)、低圧サーキットブレーカ(MCB)

変圧器・・・自己消火性があり、コンパクトでしかも強い短絡強度のあるレジンモールド変圧器

コンデンサ・・・力率改善用及び高調波対策用コンデンサを設置し、制御は自動力率調整器で行う。

監視盤・・・受変電設備の監視は中央監視室で監視する。

(2) 非常用発電機設備

商用電源停電時に自家用発電設備より電源を供給する負荷として、次のものを整備している。

① 消防法、建築基準法に必要なもの

各種消火ポンプ類、排煙ファン、非常照明、発電機室換気電源、非常コンセント

② 運用上必要なもの

給排水ポンプ類、重要通信機器、保安照明、厨房用冷蔵庫類

主要機器

・3相3線 6. 6KV 高圧発電機

・ディーゼルエンジン発電機 300VA(屋内パッケージ型)

(3) 直流電源装置

① 蓄電池

② 整流器

(4) 幹線動力設備

電気室より各階の電灯分電盤及び動力制御盤に至る幹線設備を敷設している。

また、動力制御盤から電動機に至る配管配線を敷設している。

動力 3相3線 200V

電灯 単相3線 200-100V

(5) 電灯コンセント設備

電灯分電盤及び照明器具の取付け、電灯回路・コンセント回路の配管配線設備を敷設している。

各室の照度は、JIS照度基準に定める範囲で、次により設定している。

照明 セミナー室・ブリーフィングルーム 照度 500 ルクス蛍光灯

食堂ホール 照度 300 ルクス蛍光灯

エントランスロビー 照度 200 ルクス放電灯

宿泊室 照度 100 ルクス蛍光灯

OAフロア H=60(事務室、一部実習室に採用)

使用光源は、蛍光灯を主体とし、高天井部分は、高効率なダイクロハロゲンランプを使用している。また、玄関ロビー、ホール等は建築化照明にするなど建築デザインにあった雰囲気を作り出している。

小間仕切の部屋の照明に対しては、室別のリモコンスイッチ及び、タンブラスイッチで対応し、共用部分の照明点滅は中央制御からのスケジュール発停及びローカル個別スイッチにて対応している。

(6) 照明制御設備

- ①個別制御: アナシエーター、カラーLCD(タッチパネル)、壁スイッチより個別回路よりの制御が可能とする。
- ②パターン制御: あらかじめ登録したパターンを、アナシエーター、カラーLCD(タッチパネル)、壁スイッチより個別回路よりの制御が可能とする。
- ③グループ制御: あらかじめ登録したパターンを、アナシエーター、カラーLCD(タッチパネル)、壁スイッチより個別回路よりの制御が可能とする。
- ④スケジュール制御: あらかじめ登録したパターンを、パターンもしくは、グループ毎にON/OFFを可能とする。(年間スケジュールを有する)

(7) 電話設備

地下1階にMDF室を設け、構内は地中埋設配管方式にて引き込まれている。

MDF盤以降、中間配線盤、各電話アウトレットまで配管している。また、光ケーブル引き込み用配管も敷設している。

①配線方式

MDF～端子盤間はケーブルラック配線とし、端子盤以降は配管配線及びOAフロア内配線としている。

②端子盤

端子盤の接地場所は、EPS内とし、盤の形式は自立型または壁掛型としている。

③アウトレット

電話アウトレットは各室に設置しているが、内線電話機は主要な諸室のみに設置している。

宿泊室の電話機は、モジュージャックに接続する方法とし、必要に応じてモデム付ノートパソコンに接続替えできるようになっている。(自室からインターネット接続、E-mailができる)

④電子交換機設備(平成24年度更改予定)

形式	デジタル交換機
構造	キャビネット式
制御	蓄積プログラム制御方式
収容回線	外線数 54回線程度
	内線数 300回線程度
機能	外線発信規制、個別着信音指定
	自動転送、一斉/グループ呼び出し、内線代表、内線転送

(8) 放送設備

消防法に基づく非常放送と一般業務放送の機能を兼用した設備になっている。

①主装置

消防法認定品自立ロッカー型とし、中央監視室に設置している。

②系統

階別の放送が行えるとともに、ブロック別放送のできるよう機器の構成と系統の設備を敷設している。

③配線方法

幹線は廊下天井内及びEPS内の弱電ケーブルラックに敷設し、各階端子盤以降はケーブル配線としている。

「業務用、非常用放送系統図」



(9) テレビ共聴設備

UHF、VHS、BS用アンテナを屋上に設置し、また、地域のCATV(H23 年時点で計画無し)の共聴も可能なテレビ共聴設備を設置している。

①主装置

1階中央監視室にヘッドエンドを設置している。

②電界強度

各系統の終端直列ユニットにおける電界強度は、国交省「建築設備設計基準」の数値による。

(10) インターホン設備

①夜間受付用インターホン

夜間通用口と中央監視室との間を夜間来放者のためにインターホンを設置している。

②保守管理用

保守管理用としては電気室、発電機室、機械室、中央監視室、フロントに内線電話機を設置している。

(11) ITV設備

セキュリティの補助としてITV監視を行う。

<機器>

①ITV架

中央監視室にITV架を設置して監視する。また、事務室、フロント、執務室でモニター必要な箇所にもモニターのみを設置している。

・モニター

・スイッチャー

・24時間ビデオ

②テレビカメラ

・電動式、固定式

<電源>

電源は防犯用なので発電機回路とし、停電時でも監視可能になっている。

(12) 表示設備

身障者トイレ〔多目的〕呼出表示設備と催物案内表示設備を設置している。

①身障者トイレ呼出表示設備

身障者便所内での異常をフロントの身障者警報表示器に通報するシステムを設置している。

②催物案内表示設備

セミナー室での講義科目を1階トライアングルプラザ、4階エレベーターホールにて案内表示するシステムを設置している。

(13) 同時通訳設備

ブリーフィングルームと、オリエンテーションルームに同時通訳システムを設置している。(使用中止中)

(14) 車路管制設備

駐車場入り口に、発券機・精算機を設置し、1階フロントにて駐車券の認証を行ったものについて、出庫できるシステムとなっている。

(15) 避雷針設備

建築基準法により高さが20mを超える部分に避雷設備を設置している。

①機器

JIS避雷針基準により、次の機器を設置している。

・突針 鋼製クロムメッキ・JIS中型

・支持管 鋼管

- ・棟上導体 銅管
- ・保護角 受雷部の保護角は60度である

②接地方法

鉄骨溶接により、建物下部に接地極を埋設している。

(16)AV設備

当センターにあっては、ブリーフィングルーム、大会議室、オリエンテーションルーム、中会議室、小会議室、体育館、セミナールームにAV設備を設置している。

①ブリーフィングルームAV機器

国際セミナー、講演会、集会など多目的に利用できるようAV機器を設置ビデオプロジェクター、ビデオ装置、OHP、自動スクリーン、会議用マイクロホン、同時通訳用機器など

②オリエンテーションルームAV機器

オリエンテーションルームを目的に利用できるようAV機器を設置ビデオプロジェクター、ビデオ装置、OHPなど

③大会議室AV機器

会議を目的に利用できるようAV機器を設置ビデオプロジェクター、ビデオ装置、OHP、自動スクリーン、会議用マイクロホンなど

④体育館AV機器

式典を目的に利用できるようAV機器を設置ビデオプロジェクター、ビデオ装置、など

⑤セミナールーム・中会議室AV機器

講義中心のセミナールームとして利用できるようAV機器を設置スクリーン、スライドプロジェクター、OHPなど

(17)防災

- ①自動火災報知、防排煙設備
- ②誘導灯、非常照明設備
- ③非常放送設備
- ④非常コンセント設備

(18)防犯

JICA職員、宿泊者、外来者の導線ルートを考慮したセキュリティを設置。

- ①主装置
- ②カードリーダー
- ③人感センサー
- ④スイッチストライク

(19)太陽光発電設備

①設置の目的

当センターにおいては、クリーンエネルギーの利用により新しい省エネルギー対策を打ち出し、太陽光発電を電気エネルギーとして組み入れることにより、自然エネルギー利用による環境の保全について考え、多くの人々に話題を提供することを目的としている。

②太陽光発電システム

太陽光発電システムとは、太陽光を吸収し、電気エネルギーに変換する太陽電池の出力(直流)をそのまま若くは変換装置で交流に変換し、負荷に電力を供給する発電装置である。太陽光発電の出力は太陽光に比例するので、発電した電力が余る場合や不足する場合(夜間は発電しない)があるので安定して使用できるよう商用電源と併用連携したり、または蓄電池と併用し、夜間でも使用できるよう用途に合わせ、それらを系統的に運用ものである。

③設置場所

太陽電池アレイ(ソーラーパネル)は、屋上及び、サークルウォーク側壁面に設置している。

以上

入 館 者 予 測

1. 主要実績

ア 年間で70%近い入館率（人泊数/客室数）を維持している。今後も概ね同様の傾向が続くと予想している。

イ 来館者数はセンター周辺の開発が進むに従って増加している。さらに、平成26年度中には市民向け体験（広報）施設がセンター内に開設される予定であり、さらなる来館者の増加が見込まれる。

		平成22年度	平成23年度	平成24年度
宿泊	入館率%	67.6	69.1	74.1
	泊数	26,640	27,308	29,208
来館者	総数	103,682	111,248	130,563
	内、移住資料館	26,531	30,231	36,491
学校訪問	件数	130	128	234
	人数	5,312	5,382	7,661
セミナー	件数	－	21	50
	人数	－	4,920	2,772
食堂	食数	81,557	87,719	95,556

2. 繁忙期

ア 例年、年度末及び年度当初は研修コースが少ない。

イ センターは観光地に立地するために、土日に来館者数が多くなる。また、天候により来館者が左右される。大型連休、夏休みシーズンには特に多くの来館者が訪れる。

ウ 就学旅行シーズンに当たる5、6月には、学校訪問の受入が多くなる。

3. 繁閑時間

多くの研修コースでは9：30から17：00の間に講義が行われる。

ア フロントはコースの開始前、終了後の時間帯が繁忙時間帯となる。

イ 講義時間帯（9：30から17：00）は、客室清掃に適した時間であるが、セミナールームある4階の清掃（音を発生させる場合）は困難。

4. 詳細実績（平成 24 年度）

●宿泊 受付数

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
チェックイン	145 名	161 名	101 名	111 名	131 名	123 名	79 名	151 名	68 名	221 名	146 名	217 名
チェックアウト	74 名	143 名	120 名	87 名	138 名	113 名	80 名	171 名	114 名	139 名	198 名	263 名

●1F フロント 受付数

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
講師、来訪者	289 名	432 名	432 名	260 名	619 名	427 名	422 名	255 名	351 名	349 名	381 名	229 名
業者	153 名	177 名	210 名	219 名	254 名	206 名	243 名	197 名	191 名	214 名	196 名	214 名

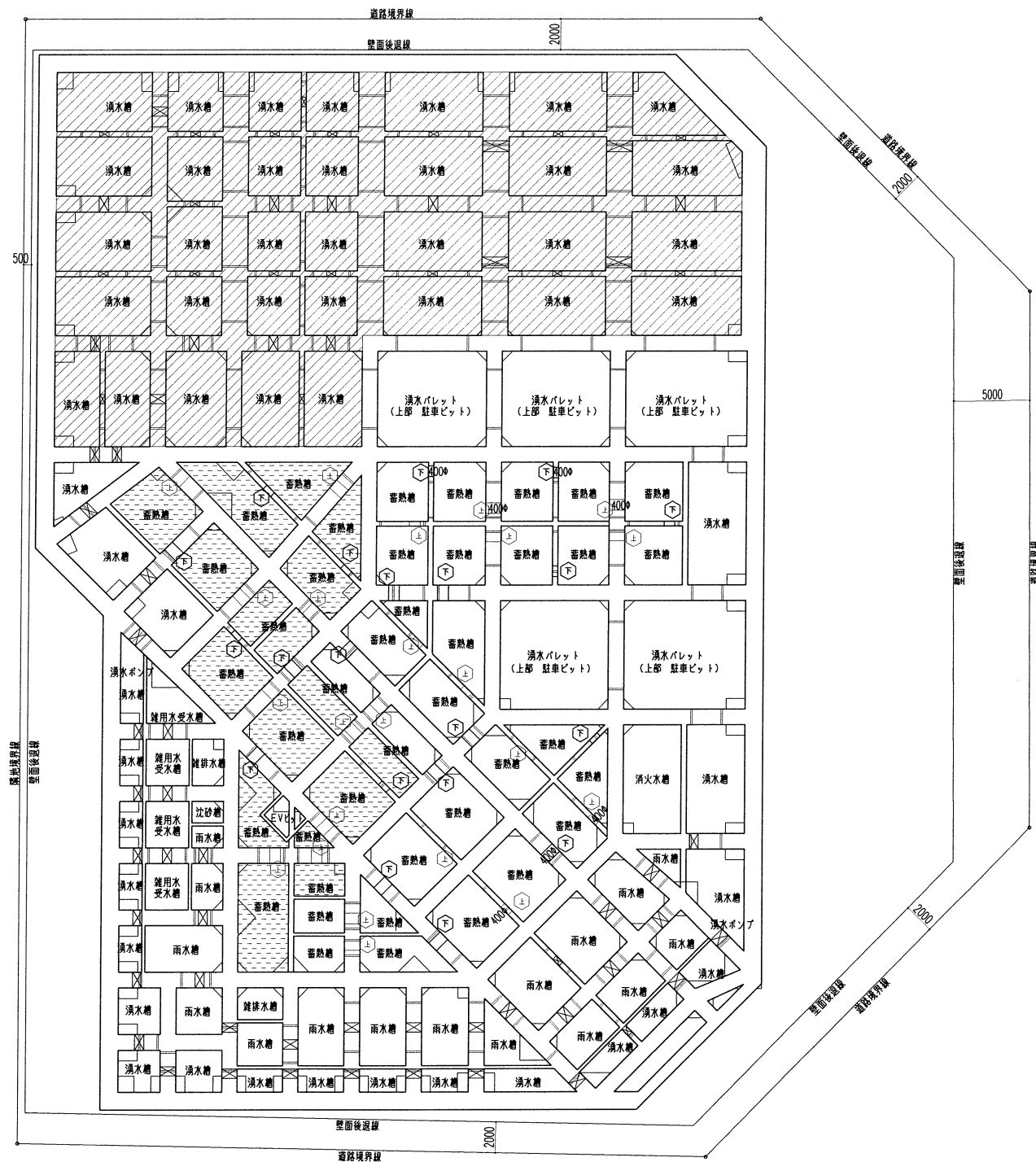
●自動カウンター

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
1階正面入口からの入場総数	3920 名	5784 名	6155 名	4663 名	5022 名	5175 名	5221 名	5120 名	3993 名	4214 名	5437 名	4448 名
2 階正面入口からの入場総数	5145 名	8134 名	4002 名	3456 名	6309 名	4230 名	5175 名	3699 名	4181 名	4919 名	5262 名	4545 名

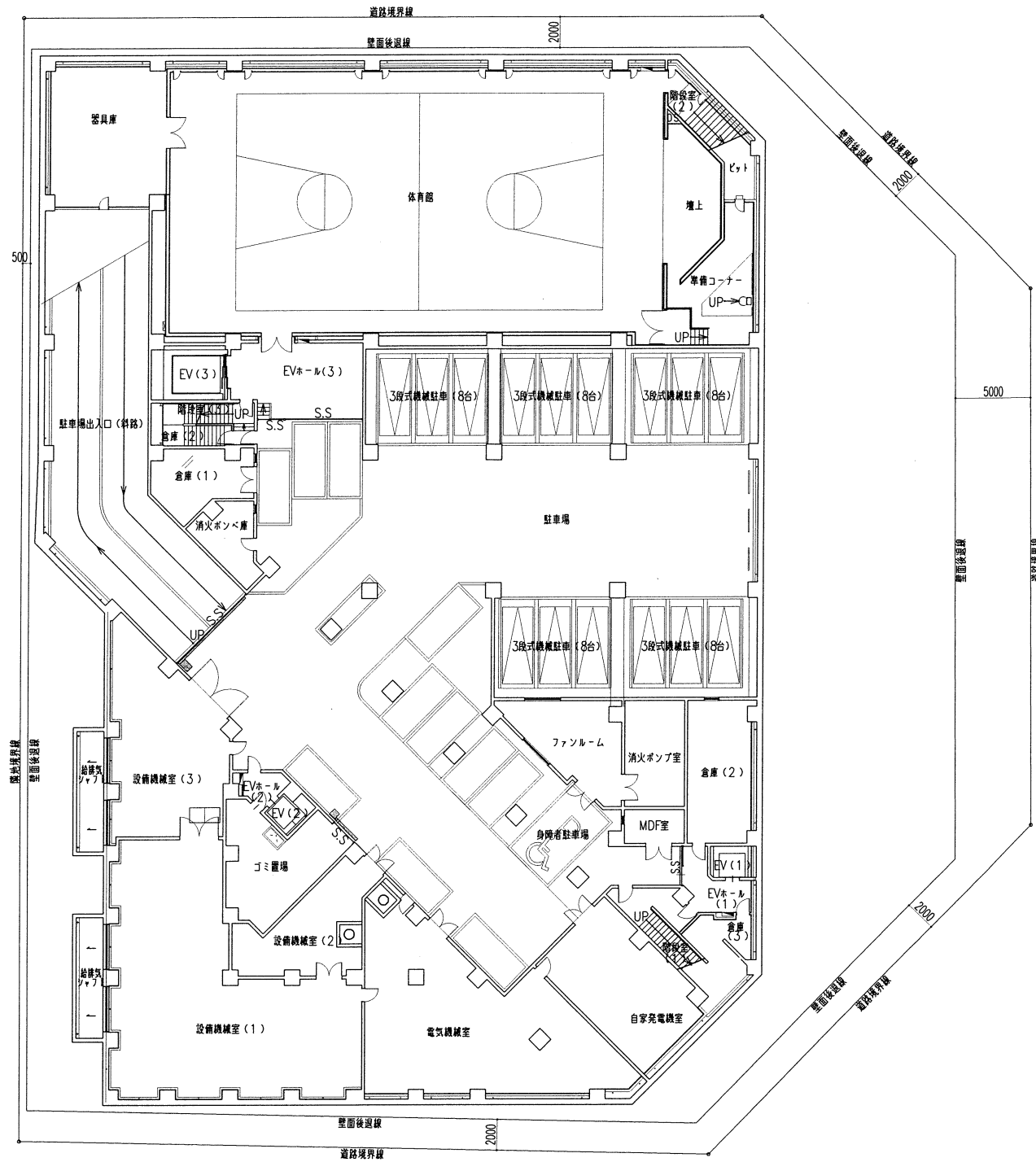
5. 準高級研修員宿泊実績（平成 24 年度）

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
宿泊者総数（人泊）	1380	2433	2710	3037	2115	2827	2900	2795	2301	2597	2316	1797	29208
準高級宿泊数（人泊）	14	3	6	26	27	22	13	18	116	0	222	81	548
対宿泊者準高級比率	1.01%	0.12%	0.22%	0.86%	1.28%	0.78%	0.45%	0.64%	5.04%	0.00%	9.59%	4.51%	1.88%

以上



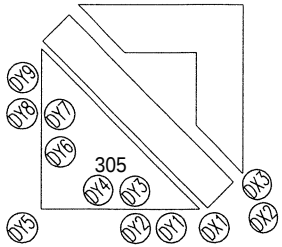
B 2 F

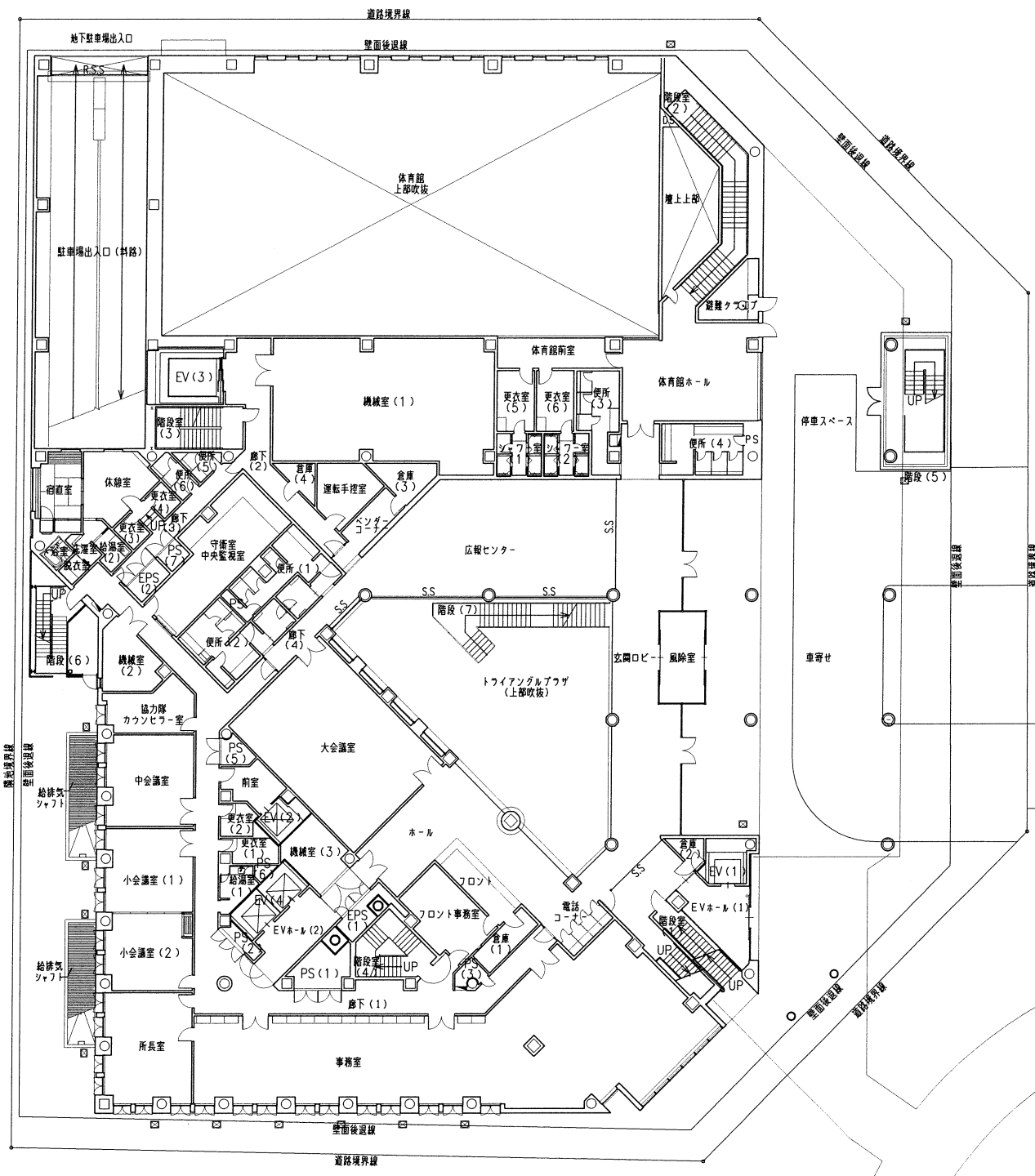


B 1 F

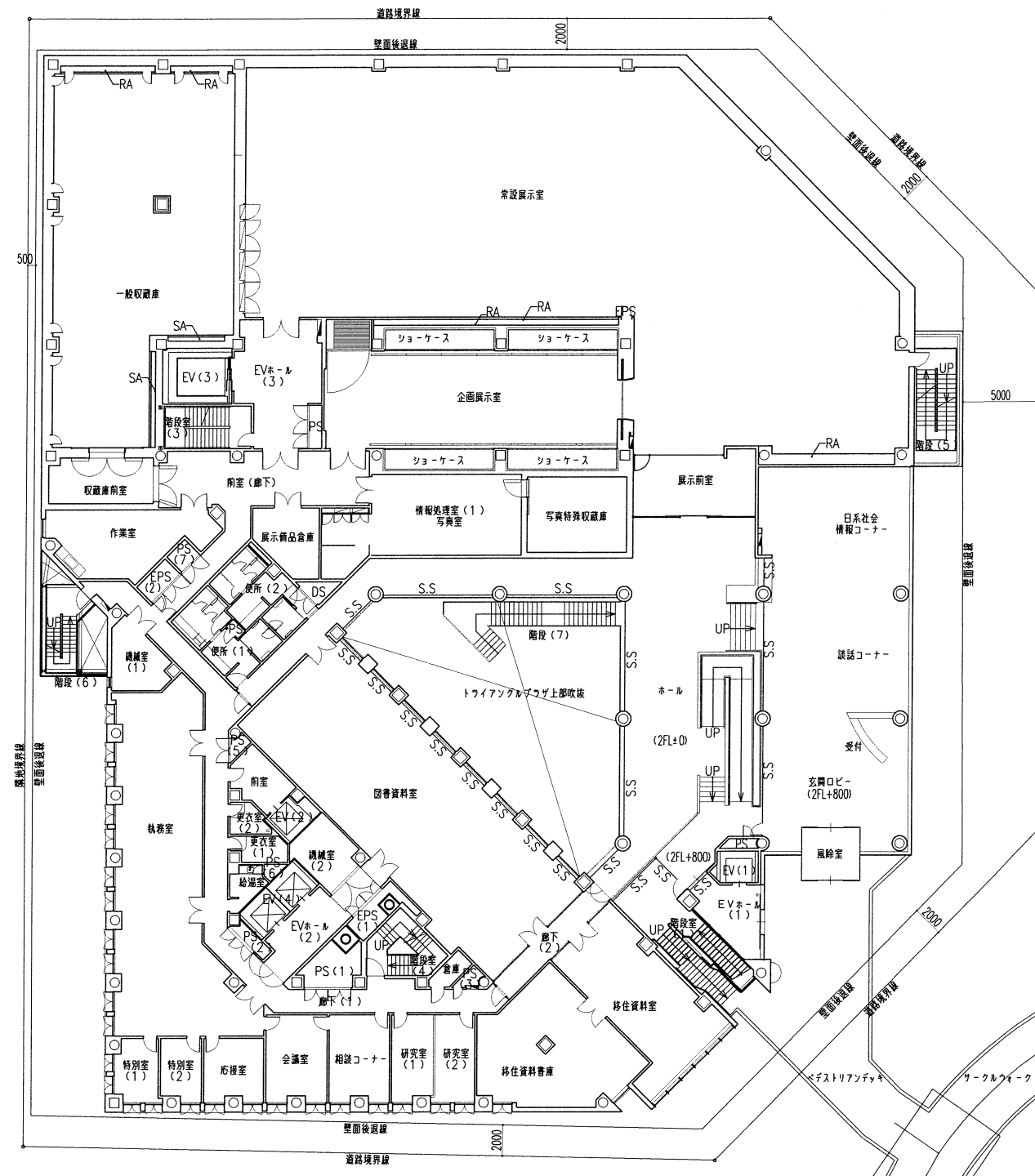
凡 例	
	消火栓（設備工事）
	消火警ボックス（壁埋込型）
	蔵罐（特記なき限り125φとする）
	RD（特記なき限り125φとする）
	マンホール 600φ （ピット内クワップ）
	床点検口 600×600（ピット内クワップ）

▽WL



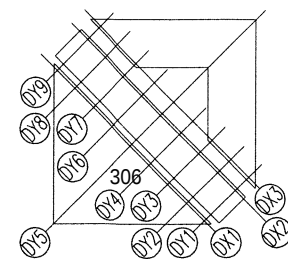


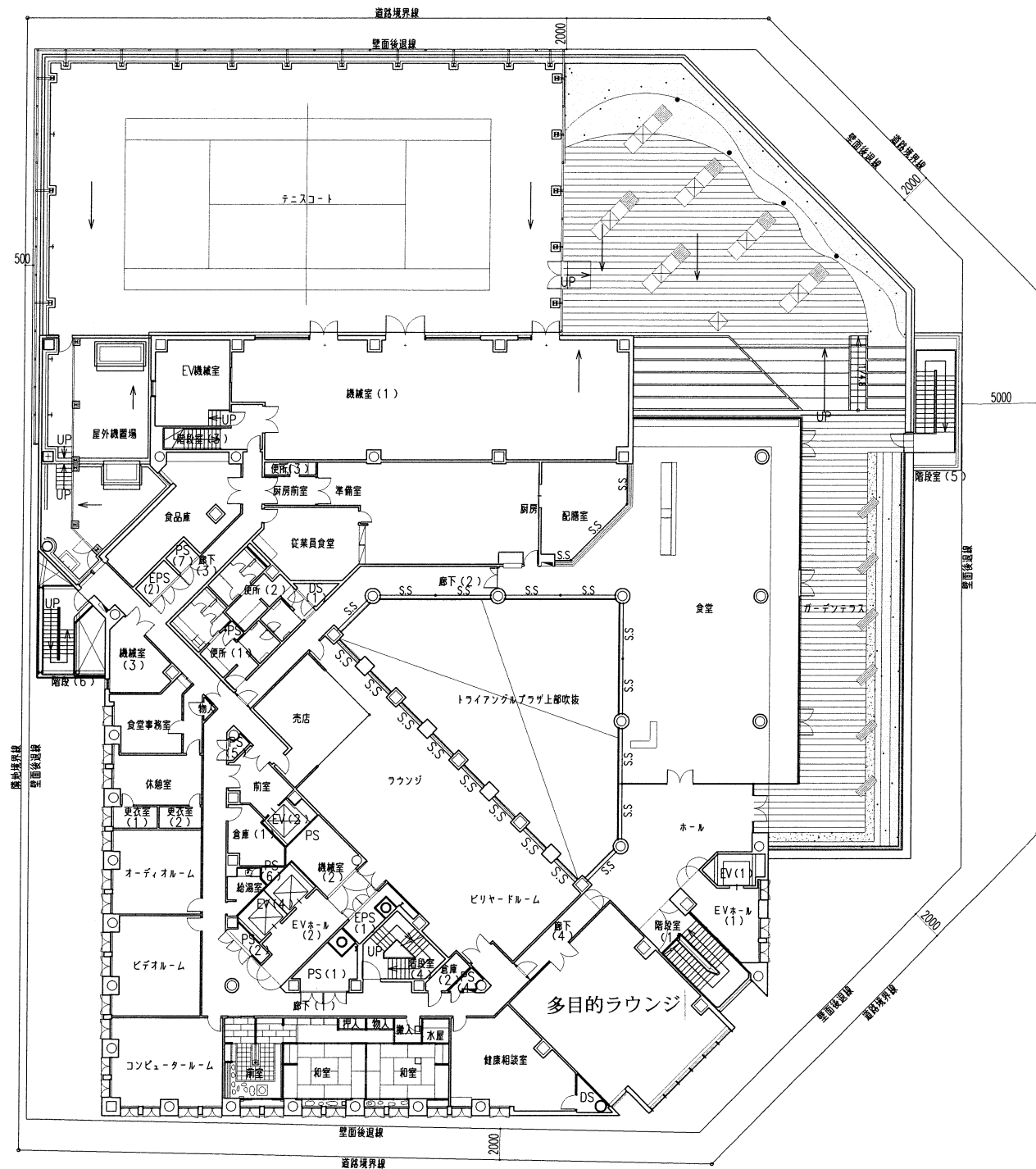
1 F



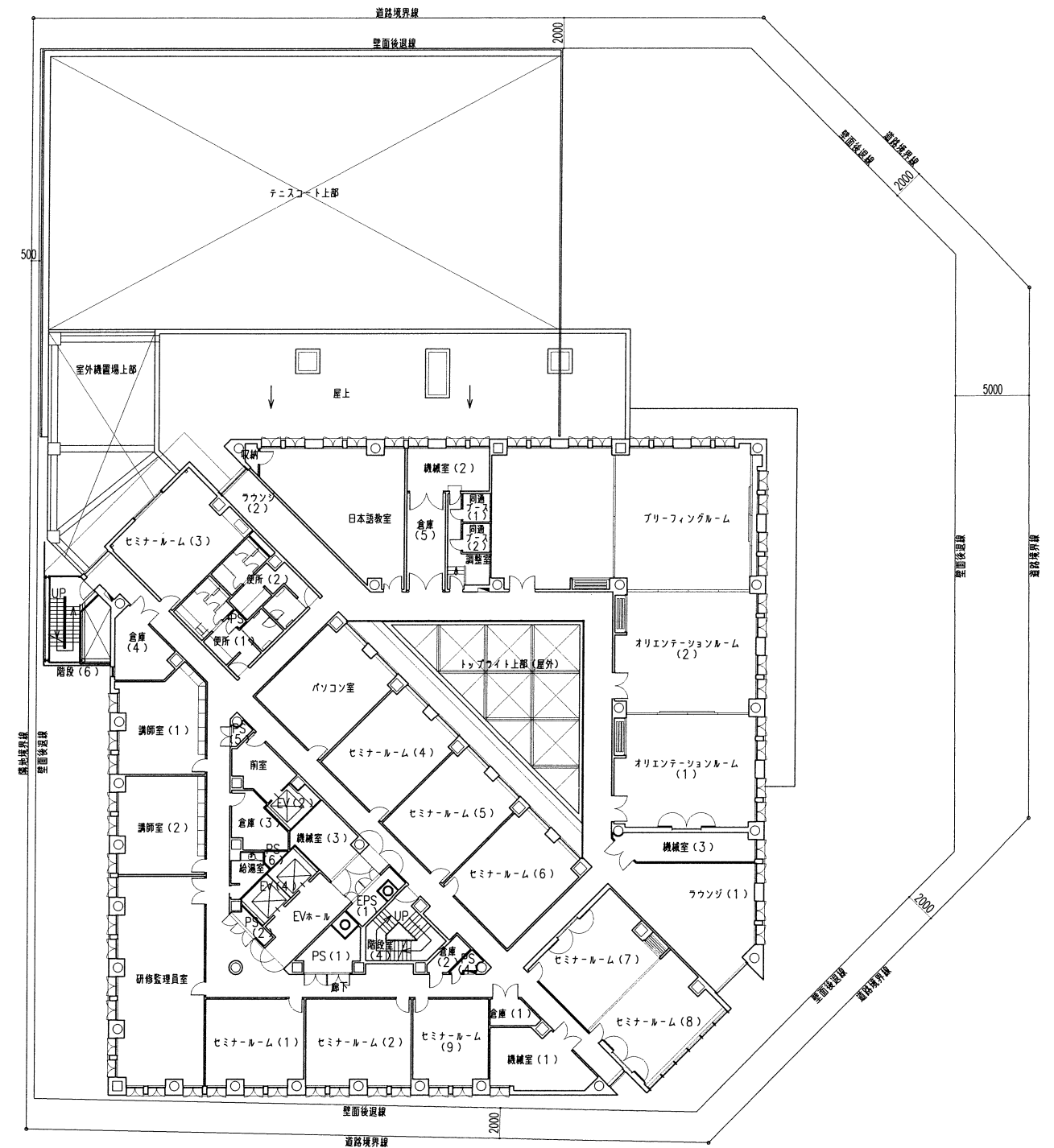
2 F

凡 例	
	消火栓 (設備工事)
	消火器ボックス (壁埋込型)
	床板 (特記なき限り125φとする)
	RD (特記なき限り125φとする)
	マンホール 600φ (ビッド内タフ)
	床点検口 600×600 (ビッド内タフ)



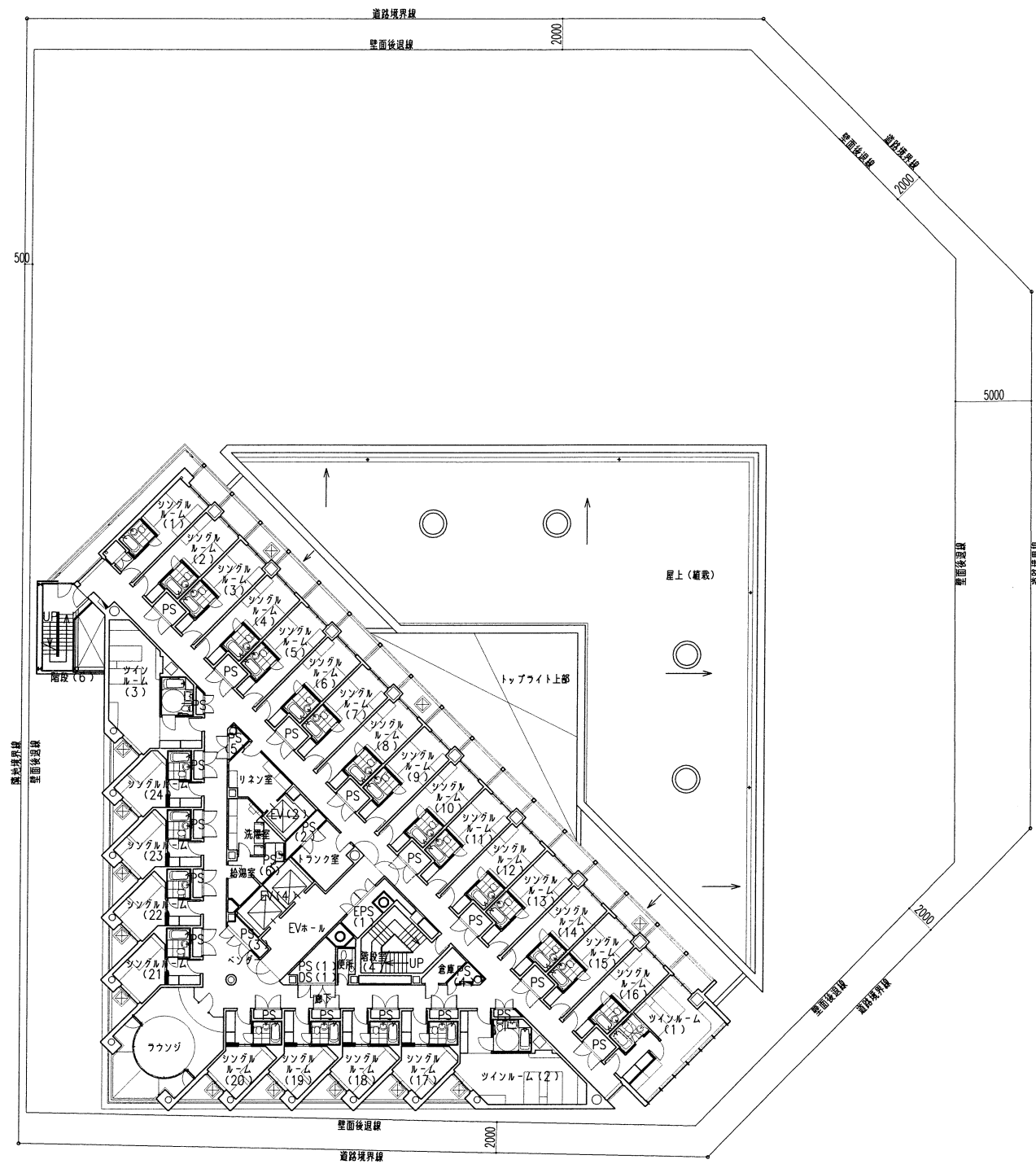


3 F

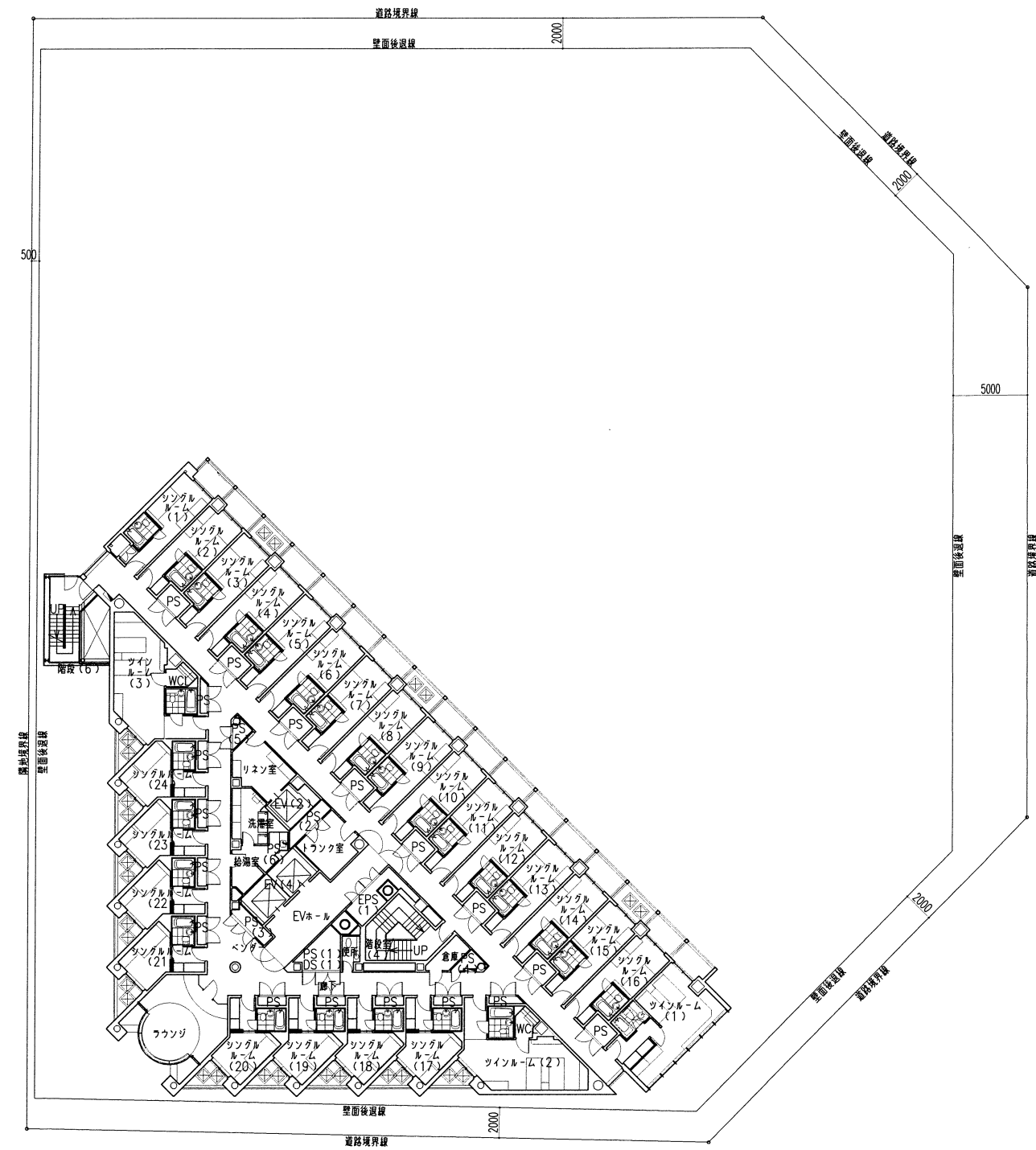


4 F

凡 例	
	消火栓 (設備工事)
	消火器ボックス (壁埋込型)
	塵樋 (特記なき限り125φとする)
	RD (特記なき限り125φとする)
	マンホール 600φ (ビッド内クランプ)
	床点検口 600×600 (ビッド内クランプ)

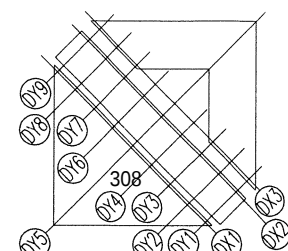


5 F



6 F ~ 8 F

凡 例	
	消火栓 (設備工事)
	消火器ボックス (壁埋込型)
	底層 (特記なき限り125φとする)
	RD (特記なき限り125φとする)
	マンホール 600φ (ピット内クワップ)
	床点検口 600×600 (ピット内クワップ)



JICA 環境方針

1. 基本理念

この豊かな地球環境を次の世代へ引き継いでいくことは、私たち地球に生きる者全員に課せられた重大な責務です。

現在、この地球では人類の活動範囲・規模の拡大、内容の多様化に伴い、温暖化やオゾン層の破壊、大気・水・土壌の汚染、森林の減少、砂漠化など、人類の存亡にかかわる深刻な環境問題が生じています。

独立行政法人 国際協力機構（JICA）は、世界の一員として、社会の繁栄や持続的発展との調和を図りながら、人類や全ての生命にとって有益な地球環境の保全へ向けて最善を尽くします。

2. 基本方針

私たちは、独立行政法人国際協力機構法に明記された「開発途上地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通して、国際協力の促進ならびにわが国及び国際経済社会の健全な発展に資する」という使命に基づき、環境関連の法規制を遵守しながら地球環境保全に貢献するとともに、自らの活動により生じる環境負荷を予防・低減するために、環境マネジメントシステムの活用を通じ、継続的にこれを改善していきます。

(1) 国際協力を通じた環境対策の推進

政府開発援助（ODA）の実施機関として、我が国の援助政策を踏まえ、環境の保全や改善に貢献する協力を推進します。

- 開発途上国における環境保全に貢献する国際協力の推進
- 環境社会配慮ガイドラインの遵守による、開発事業等が引き起こす可能性のある環境影響の緩和

(2) 環境啓発活動の推進

環境に関する知識・情報を集積し、人々の環境意識の向上を図ります。

- JICA の環境への取り組みの紹介等を通じた啓発・教育活動の展開
- 環境問題についての継続的な調査・研究の実施及び提言
- セミナー開催、オリエンテーションの実施等による、JICA 役職員、JICA 業務に従事する者に対する継続的な研修・訓練の実施

(3) オフィス及び所有施設における環境配慮活動の推進

事務・事業の活動から生じる環境負荷の軽減に向けて、環境に配慮した活動を推進します。

- 廃棄物の削減、省資源、省エネルギー、資源リサイクル活動の推進
- グリーン購入法等に基づく環境配慮物品の調達の促進

(4) 環境法規制等の遵守

JICA が適用を受ける環境法規制等を遵守します。

この環境方針は全役職員及び関係者に周知徹底し、一般に公開します。

平成24年4月1日

独立行政法人国際協力機構

理事長

田中明彦

横浜国際センターの防災対策措置

目 次

1. 建築設計上の措置
 - (1) 用途
 - (2) 屋内避難階段及び屋外避難階段の設置
 - (3) 避難階
 - (4) 敷地と道路
 - (5) 防火対象物（消防法）
 - (6) 防火区画の設定
 - (7) 排煙設備の設置
2. 防災設備システム
 - (1) 消火設備
 - (2) 防災設備システム
 - 1) 自動火災報知設備
 - 2) 初期消火設備
 - 3) 消防機関への通報設備
 - 4) 非常放送設備
 - 5) 非常用の照明設備及び避難誘導灯
 - 6) 避難指令の方法
3. 排煙及び消防活動用設備
 - (1) 排煙設備
 - (2) 屋内消火栓
 - (3) 連結送水管設備
 - (4) 連結散水設備
 - (5) 泡消火設備
 - (6) 消火器具
 - (7) 特殊ガス消火設備
 - (8) 非常コンセント設備
4. 管理・運営
 - (1) 守衛室（中央監視室）の機能
 - 1) 守衛室（中央監視室）の位置
 - 2) 管理・運営
 - 3) 防災監視盤における監視制御機能
 - (2) 防災設備の維持管理
 - 1) 防災管理体制の確立
 - 2) 防災設備の維持・管理
 - 3) 避難・消火訓練の実施
 - 4) 火災予防上の管理
 - 5) 建築基準法第12条による定期報告
 - 6) 建築基準法第8条による維持保全計画

横浜国際センター防災対策措置

1. 建築設計上の措置

(1) 用途

当センターの主要用途は「複合施設」であり、「宿泊施設」「展示施設」「駐車施設」を有する。

(2) 屋内避難階段及び屋外避難階段の設置

4階から8階の研修・宿泊部分には、屋内避難階段1か所と屋外避難階段1か所を設置し、それぞれの2方向避難が可能になっている(別添4階、5～8階平面図参照)。

特に、宿泊室内からの2方向避難を考慮し、避難廊下に加え避難バルコニーを設け避難器具(6～8階:避難タラップ、5階:緩降機)又は屋外避難階段にて避難できるようになっている。

2階や3階など研修員以外の一般利用もある部分(展示室等)には、屋内避難階段1か所、専用の屋内避難用階段2か所、専用の屋外避難用階段2か所を設置し、それぞれの2方向避難が可能である。(別添2階、3階平面図参照)

地階については、専用の屋内避難用階段3か所を設置し、体育館、駐車場のそれぞれから2方向避難が可能である。(別添1階、地下1階平面図参照)

(3) 避難階

避難階は1階とする。但し2階ペDESTリアンデッキ(サークルウォークと接続)への避難も考慮し誘導灯を設置している。

(4) 敷地と道路

敷地と周辺道路の関係は別紙建物配置図に示す通りであり、敷地内への車の出入口は東側道路(巾員28m)と北側道路(巾員18m)に設けられる。

(5) 防火対象物(消防法)

本建物は、消防法施行令による防火対象物別表16項(イ)(駐車場:13項イ+B1F～4F研修所:15項+5F宿泊室:5項イ+6～8F宿泊室:5項ロ)の扱いとなっている。

(6) 防火区画の設定

層間区画(水平区画)を原則とし、全施設 1500 m²以内毎に防火区画を設定している。

低層部の吹き抜けについては、各階ごとに防火シャッターによる区画を行う。

一般開放の展示室や地下駐車場では、用途の異なる部分との間に防火区画を設置している。

厨房(配膳室・従業員食堂・前室)を他の部分と防火区画している。

宿泊室間(3室かつ100m²以下)及び廊下側を耐火構造壁としている。

(7) 排煙設備の設置

火災時の排煙については、基本的には各階ごとに自然排煙を行う。

中廊下等排煙窓を設けることのできない室、また展示室は将来の展示替えにフレキシブルに

対応できるように機械排煙設備を設置している。

100 m²以下の居室で排煙窓の設けられないものについては、建築基準法告示に従い、内装制限を行っている。

原則として廊下及び主要室間仕切りは下地材を含め不燃材・準不燃材を使用している。

2. 防災設備システム

(1) 消火設備

消防法に準拠し、次の消火設備を設置している。

- ① 屋内消火栓設備(1号)
- ② 連結送水管設備
- ③ 連結散水栓設備
- ④ 泡消火設備
- ⑤ 消火器具
- ⑥ 特殊ガス消火設備(展示室収蔵庫)

※消火設備の設置状況については、別表「防災設備機器一覧表」参照。

(2) 防災設備システム

1) 自動火災報知設備(感知・通報設備)

- ① 早期に火災発生を感知するために煙感知機を設置している。
- ② 感知表示は守衛室(中央監視室)内の防災盤に警戒区域ごとに表示される。
- ③ 厨房等煙感知器の設置が不適当な部分には熱感知器を設置している。

2) 初期消火設備

初期消火設備として屋内消火栓設備を各階に設置している。

3) 消防機関への通報設備

守衛室(中央監視室)に火災報知機を設置し、消防機関へ通報できるようになっている。

4) 非常放送設備

- ① 自動火災報知設備等による情報を判断し、適切な避難誘導放送を行なうため、非常放送設備を各階ごとに設置し、まず出火階・直上階への放送を行ない、次に延焼の恐れが認められれば上階又は下階の選択ボタンを操作することにより、選択的に非常放送を行なうことができるようになっている。
- ② また、選択ボタンの操作で広範囲にも放送できる。
- ③ 非常放送設備は、自動火災報知設備と連動して、音声警報メッセージを放送することができる。

5) 非常用の照明装置及び避難誘導灯

- ① 停電時の避難を容易にするために、非常用の照明装置を設置している。
- ② 避難口又は避難口に至るルートを明確にする誘導灯を設置している。
- ③ 非常用の照明装置は電源別置型器具とし、予備電源は蓄電池設備と自家用発電気との併用方式となっている。
- ④ 誘導灯は電池内蔵型器具とし、高輝度誘導灯を主体としている。

6) 避難指令の方法

非常放送により避難誘導することになるが、その誘導については、出火階、出火場所を確認して平常時の避難訓練に基づく誘導を行う必要がある。

3. 排煙及び消防活動用設備

(1) 排煙設備

各展示室、2階図書資料室、3階ラウンジ、共用廊下等に機械排煙設備を設置している。

(2) 屋内消火栓

初期消火用として屋内消火栓を各階に設置している。

(3) 連結送水管

屋外(北側駐車場入口付近)に送水口を設け、屋外階段(6)内(3階以上)及び屋上に放水口が設置されている。

(4) 連結散水設備

屋外(北側駐車場入口付近)に送水口を設け地階体育館天井に散水口が設置されている。

(5) 泡消火設備

地階駐車場に設置されている。火災発生時、一斉開放弁(手動式)が作動し、泡消火口から発泡し消火を行う。

(6) 消火器具

粉末(ABC)消火器10型(一般部)、大型粉末消火器(地階電機室)及び移動式粉末消火器(1階車寄せ・ペDESTリアンデッキピロティ部)が設置されている。

(7) 特殊ガス消火設備

2階一般収蔵庫及び写真特殊収蔵庫に不活性ガス(イナージェンガス)消火設備を設置している。

火災発生時、警報設備が作動した後、自動警報放送により当該室内からの避難を促し、一定時間経過後消火ガスが放出される。

イナージェンガスは特定ハロンガスには含まれない。また短時間であれば吸引しても人体に

害はない。

(8) 非常コンセント設備

消防隊が有効に消火活動を行なえるように、階段(3)の地階部分に非常コンセントが設置されている。

4. 管理・運営

(1) 守衛室(中央監視室)の機能

1) 守衛室(中央監視室)の位置

- ・ 守衛室(中央監視室)は1階(避難階)にあり、消防隊は外部から容易に進入できる。
- ・ 守衛室(中央監視室)は耐火構造壁としている。

2) 管理・運営

- ・ 建築設備の中央監視設備を併設し、空調機停止等集中監視制御を行なう。
- ・ 常時複数の係員を交代制で24時間体制で常駐させ、防災監視盤による適切な監視制御と現地確認を分担する。
- ・ 防災活動の指揮本部は、中央管理室となり、避難誘導及び消火活動の支援を行なう。

3) 防災監視盤における監視制御機能

- ・ 防災監視における監視制御機能については、別紙「防災監視盤における監視制御機能一覧」のとおりである。

(2) 防災設備の維持管理

建物に設置した各種防災設備の機能を有効に働かせ、非常時の避難を円滑に行うために、火災予防の体制を普段から整えておくことが必要となる。そのために、以下の措置を講ずるものとする。

1) 防災管理体制の確立

防災対策本部を設置するとともに防火管理者(センター総務課長)の下で、火元責任者、通報係、避難誘導係、搬出係、初期消火係等を組織する。防火管理は守衛室(中央監視室)にて24時間常駐とする。

2) 防災設備の維持・管理

防火戸・消火器等の各種防火設備・消火設備について、常時適法かつ正常に作動する状態を維持するために、各法の定めるところにより定期点検を行なうものとする。防火区画シャッターについては、閉鎖障害の起きないように管理面での指導を行なう。

3) 避難・消火訓練の実施

避難・通報消火等火災発見より消防隊消火までの一連の総合訓練を行なうものとする。

4) 火災予防上の管理

火気取扱い機器の定期点検・書類等可燃物の整理・清掃状況の点検を行なう。消防用設備の点検期間・方法については、別紙「消防用設備等の点検期間・方法」による。

5) 建築基準法第12条による定期報告

建築物を定期的に点検調査し、横浜市へ報告する。

建築物については3年毎、建築設備については毎年。

6) 建築基準法第8条による維持保全計画書

建築物や建築設備のライフサイクルに合わせ、常時適法な状態を保ち、防災設備が有効に機能することができるよう維持保全計画書を作成する。

別紙 1. 建物配置図

2. 防災設備システム

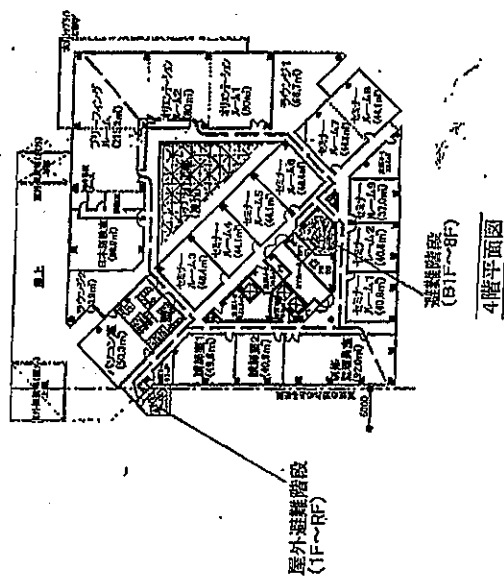
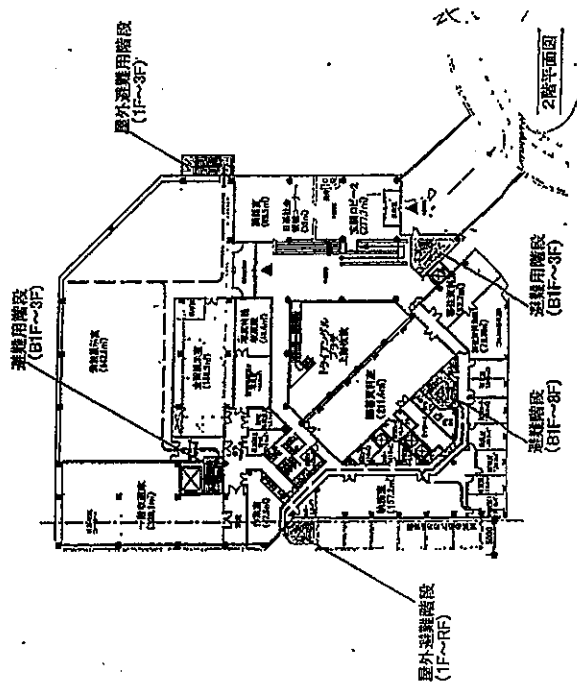
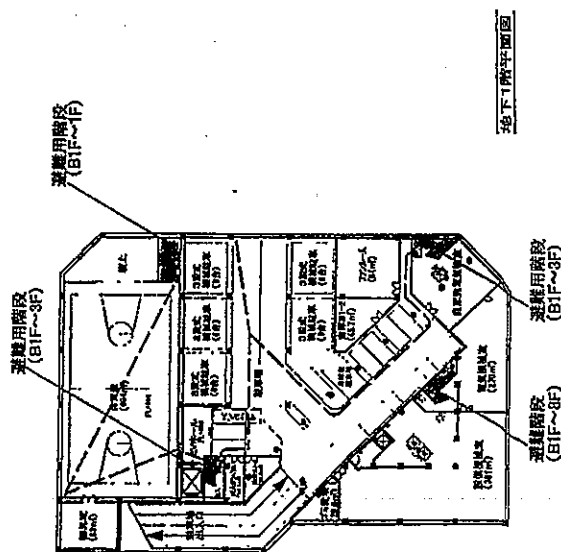
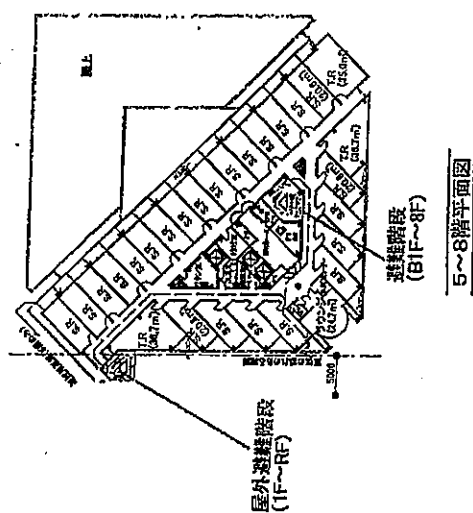
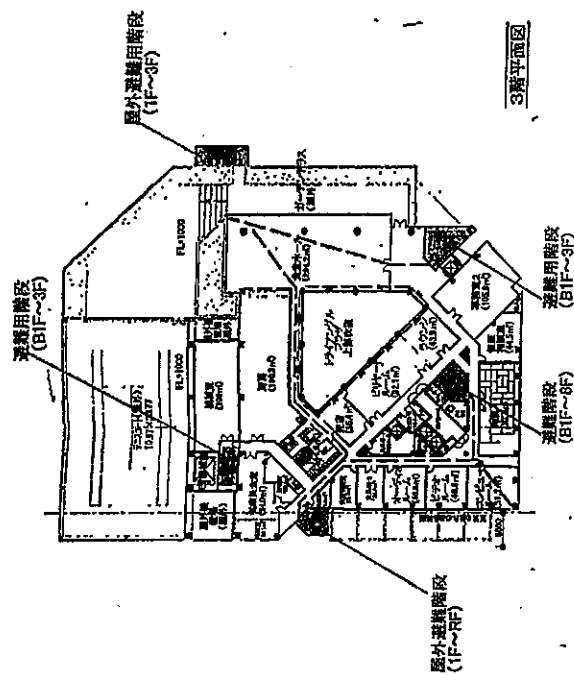
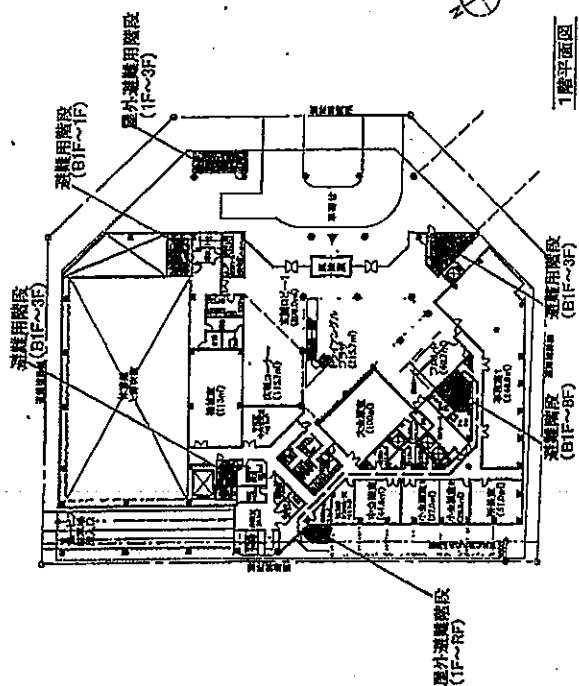
3. 防災設備の作動手順

4. 防災設備機器一覧表

5. 床・壁・天井の不燃材

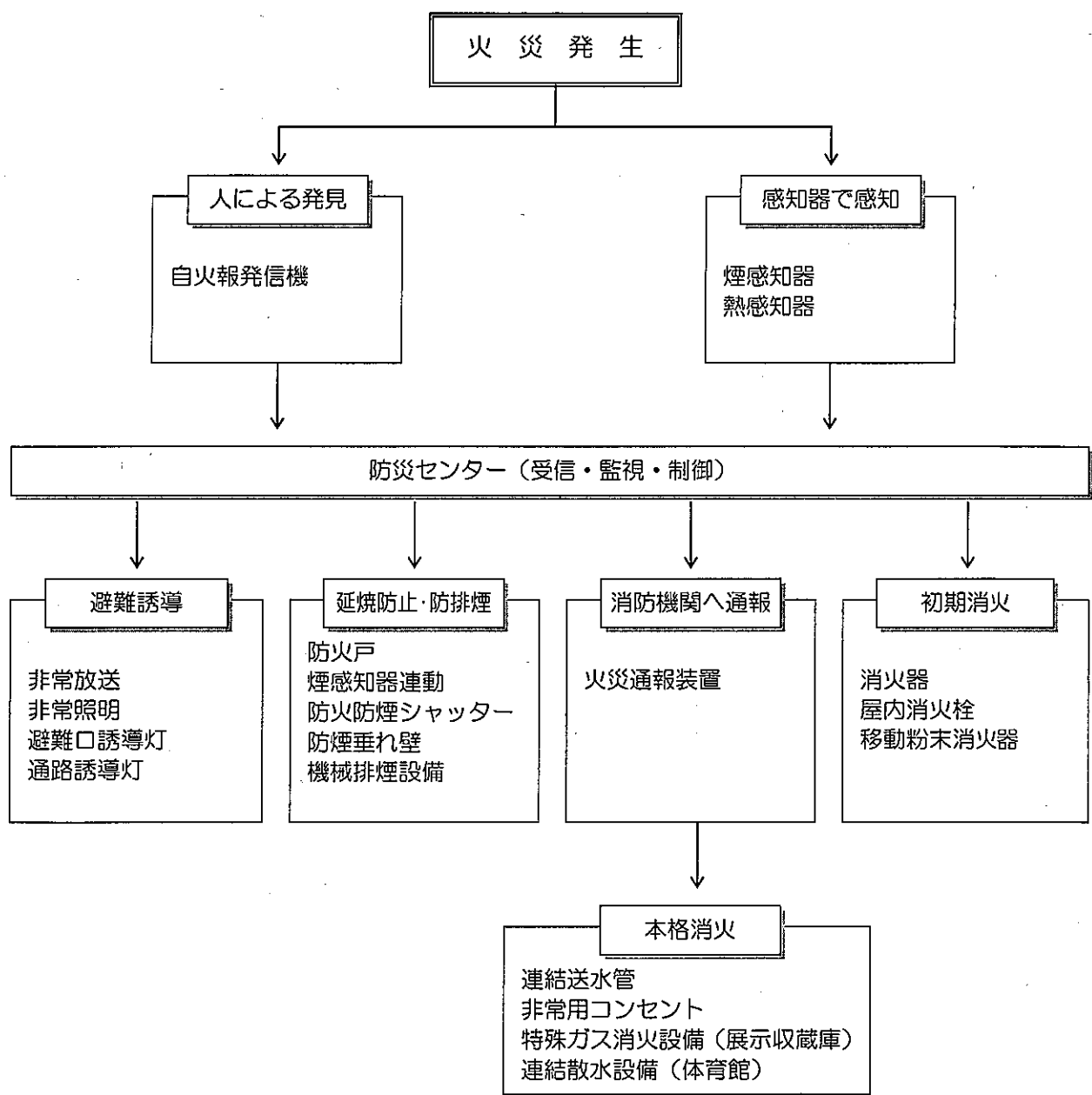
6. 防災監視盤における監視制御機能一覧

7. 消防用設備の点検期間・方法

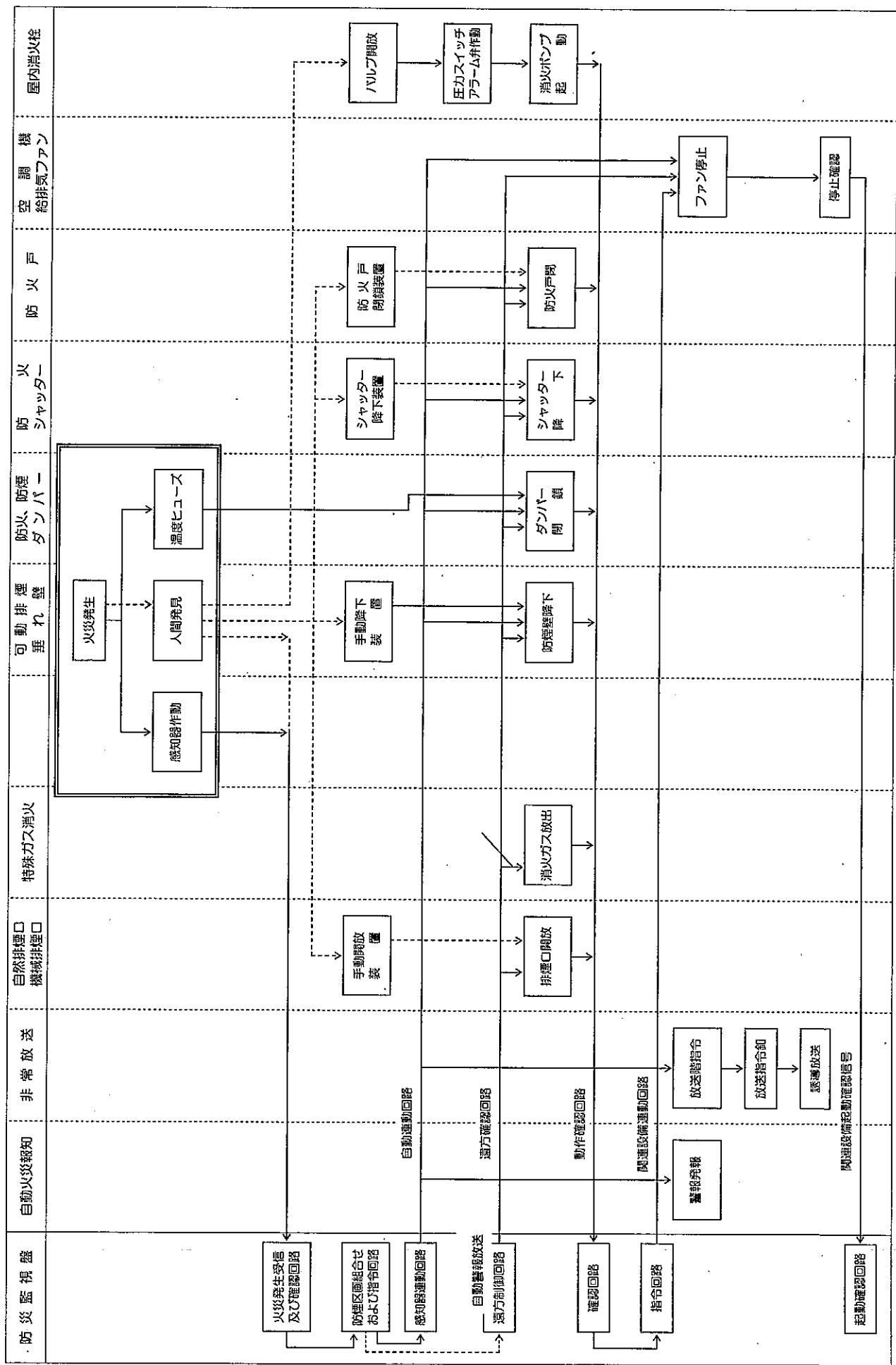


— : 防火区画
- - - : 避難経路

別添 2. 防災設備システム



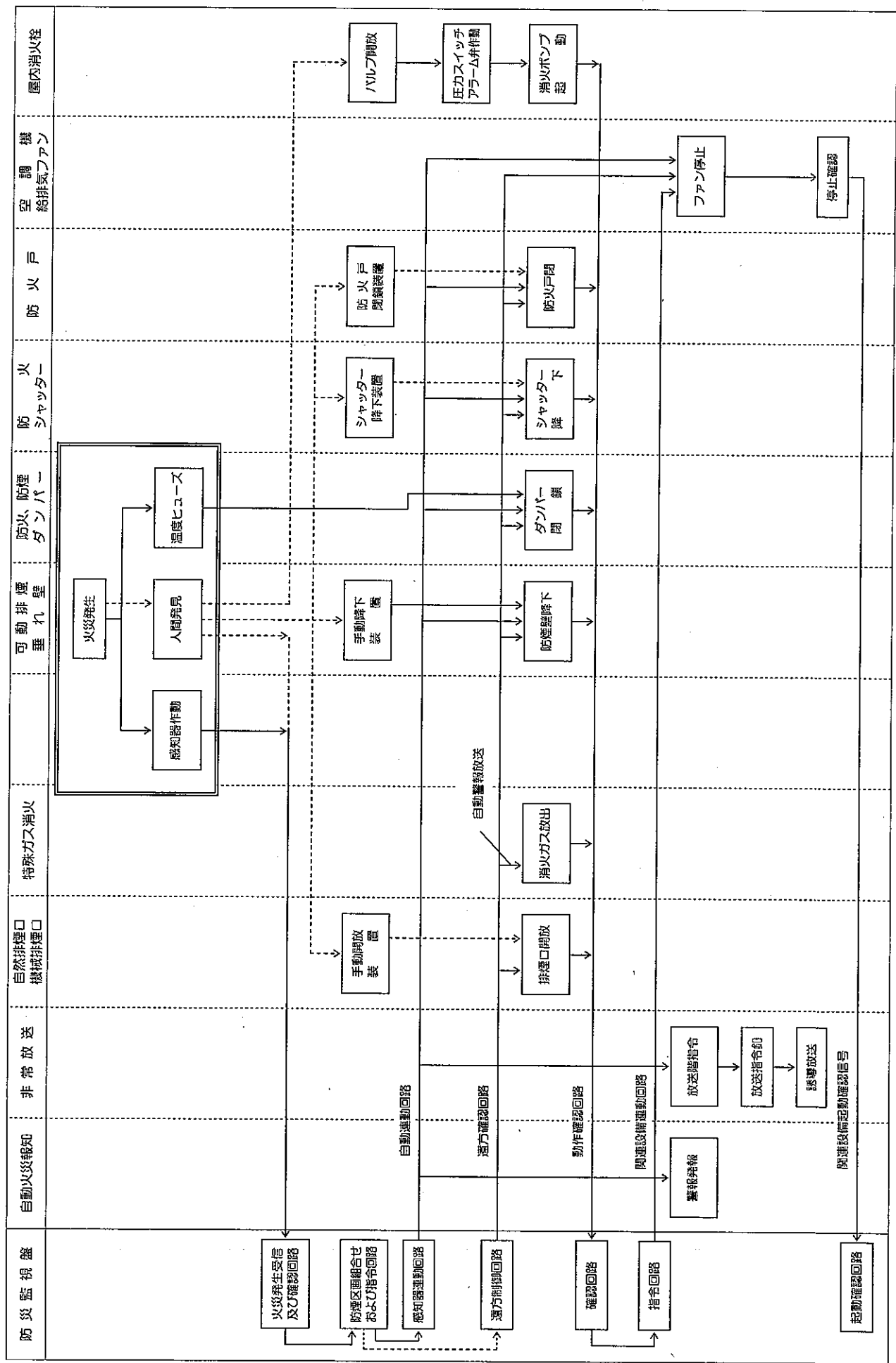
別添3. 防災設備の作動手順



c. 防災設備機器一覧表

階	室名	補助散水栓	厨房・ド・グ・外 消火	自動火災 報知設備	誘導灯	非常放送	運送水管 (3F以上)	消火器 (備品)	自然排煙 又は区画	非常照明	非常通報	機械排煙	備考
1	広報センター	○		○	○	○		○	○	○		○	
	フロント事務室	○		○		○		○	○	○	○		
	エントランスホール	○		○	○	○		○	○	○			
	事務室	○		○		○		○	○	○			
	所長室	○		○		○		○	○	○			
	会議室	○		○		○		○	○	○			
1～	トリアングルプラザ												
2	展示室												
	収蔵庫												
	移住資料室												
	談話室												
	エントランス												
	図書資料室	○		○	○	○		○	○	○		○	
3	食堂	○	○	○	○	○		○	○	○			
	セミナールーム	○		○		○	○	○	○	○			
	和室	○		○		○	○	○	○	○			
3～	ラウンジ	○		○	○	○	○	○		○			
4	フリーフィングルーム	○		○	○	○		○	○	○			
	オリエンテーションルーム	○		○		○		○	○	○			
	パソコン室	○		○		○		○	○	○			
	日本語教室	○		○		○		○	○	○			
	オーディオ・ビデオルーム	○		○		○	○	○	○	○			
5～8	宿泊室	○		○		○		○	○	○			
B1	体育館兼講堂	○		○	○	○		○	○	○			
	駐車場												

3. 防災設備の作動手順



別添5. 床・壁・天井の不燃材

層	室名	床	壁	天井	*床及び腰壁を除く
5～8階	宿泊室	タイルカーペット	石膏ボード+クロス	石膏ボード+クロス	準不燃
	ラウンジ	タイルカーペット	石膏ボード+クロス	岩綿吸音版	準不燃
	廊下	タイルカーペット	石膏ボード+クロス塗装	岩綿吸音版	準不燃
4階	ブリーフィングルーム	タイルカーペット	石膏ボード+クロス	岩綿吸音版	準不燃
	オリエンテーションルーム	タイルカーペット	石膏ボード+クロス	岩綿吸音版	準不燃
	同通ブース・調整室	タイルカーペット	石膏ボード+塗装	岩綿吸音版	不燃
	セミナー室	タイルカーペット	石膏ボード+塗装	岩綿吸音版	準不燃
	パソコン室	タイルカーペット	石膏ボード+塗装	岩綿吸音版	準不燃
	日本語教室	タイルカーペット	石膏ボード+塗装	岩綿吸音版	準不燃
	研修監理員室	タイルカーペット	石膏ボード+塗装	岩綿吸音版	準不燃
	講師室	タイルカーペット	石膏ボード+塗装	岩綿吸音版	準不燃
	廊下・ラウンジ	タイルカーペット	石膏ボード+クロス塗装	岩綿吸音版	準不燃
	ラウンジ・ビリヤードルーム・売店	タイルカーペット	石膏ボード+クロス塗装	岩綿吸音版	準不燃
3階	食堂	フローリング	タイル・塗材	岩綿吸音版	準不燃
	厨房・配膳室	塗床・ビニルシート	石膏ボード+塗装	珪カル板+塗装	不燃
	従業員食堂	ビニルシート	石膏ボード+塗装	岩綿吸音版	不燃
	更衣室(1)(2)	ビニルシート	石膏ボード+塗装	化粧石膏ボード	不燃
	健康相談室	タイルカーペット	石膏ボード+クロス	岩綿吸音版	準不燃
	和室	フローリング・畳・花崗岩	石膏ボード+クロス	化粧石膏ボード	難燃
	インターネットルーム	タイルカーペット	石膏ボード+塗装	岩綿吸音版	準不燃
	ビデオルーム	タイルカーペット	石膏ボード+塗装	岩綿吸音版	準不燃
	オーディオルーム	タイルカーペット	石膏ボード+塗装	岩綿吸音版	準不燃
	事務室(国際協力連絡室)	タイルカーペット	石膏ボード+クロス	岩綿吸音版	準不燃
	廊下(1)	タイルカーペット	石膏ボード+クロス塗装	岩綿吸音版	準不燃
	廊下(2)(4)・ホール	フローリング	石膏ボード+クロス塗装	岩綿吸音版	準不燃
	廊下(3)	ビニルシート	石膏ボード+塗装	岩綿吸音版	準不燃
	移住資料館(常設展示室)	タイルカーペット	石膏ボード+クロス塗装	グリッド天井・岩綿吸音板	準不燃
	(企画展示室)	タイルカーペット	石膏ボード+クロス塗装	岩綿吸音版・アルミパネル	準不燃
2階	展示前室	タイルカーペット	タイル	岩綿吸音版	不燃
	一般収蔵庫	フローリング	調湿板	調湿板	制限なし
	写真特殊収蔵庫	タイルカーペット	調湿板	調湿板	制限なし
	作業室	ビニルシート	石膏ボード+塗装	岩綿吸音版	準不燃
	情報処理室・写真室	タイルカーペット	石膏ボード+クロス塗装	岩綿吸音版	不燃
	更衣室(1)(2)	ビニルシート	石膏ボード+塗装	化粧石膏ボード	不燃
	事務室(海外日系人協会)	タイルカーペット	石膏ボード+クロス	岩綿吸音版	準不燃
	研究室(1)(2)(3)	タイルカーペット	石膏ボード+クロス	岩綿吸音版	準不燃
	移住資料室	フローリング	タイル・塗材	岩綿吸音版	準不燃
	図書資料室	フローリング	タイル・塗材	岩綿吸音版	準不燃
	日系社会情報コーナー・談話コーナー	フローリング	タイル	岩綿吸音版	準不燃
	2Fエントランスホール	花崗岩	タイル	岩綿吸音版	準不燃
	廊下(1)	タイルカーペット	石膏ボード+クロス塗装	岩綿吸音版	準不燃
	廊下(2)・ホール	フローリング	タイル	岩綿吸音版	準不燃

1階	所長室	タイルカーペット	石膏ボード+クロス	岩綿吸音版	準不燃
	事務室(JICA)	タイルカーペット	石膏ボード+クロス	岩綿吸音版	準不燃
	更衣室(1)(2)(3)(4)	ビニルシート	石膏ボード+塗装	化粧石膏ボード	不燃
	会議室1	タイルカーペット	石膏ボード+クロス	岩綿吸音版	不燃
	会議室4	タイルカーペット	石膏ボード+クロス・腰壁 化粧珪カル板	岩綿吸音版	準不燃
	会議室2、3	タイルカーペット	石膏ボード+クロス	岩綿吸音版	準不燃
	トライアングルプラザ・エントランスホール	花崗岩・タイル	タイル・塗材	岩綿吸音版	準不燃
	JICAプラザ	花崗岩・タイル	タイル	岩綿吸音版	準不燃
	中央監視室	タイルカーペット	石膏ボード+塗装	化粧石膏ボード	不燃
	運転手控室	タイルカーペット	石膏ボード+塗装	化粧石膏ボード	不燃
	休憩室・宿直室	ビニルシート・畳	石膏ボード+塗装・クロス	化粧石膏ボード	準不燃
	体育館ホール(ジム)	タイルカーペット	石膏ボード+塗装	岩綿吸音版	制限なし
地下1階	体育館	フローリング	化粧複合板	岩綿吸音版	制限なし
	駐車場	塗床	コンクリート打ち放し	グラスウール	準不燃
	ゴミ置場	塗床	コンクリート打ち放し	コンクリート打ち放し	準不燃
	機械室・電気室	塗床	コンクリート打ち放し	グラスウール	準不燃
その他	屋内階段(1)	花崗岩・フローリング	タイル・塗装	石膏ボード・塗装	準不燃
	屋内階段(2)	タイルカーペット	石膏ボード+クロス塗装	岩綿吸音板	準不燃
	屋内階段(3)	ビニルシート	石膏ボード+塗装	石膏ボード・塗装	準不燃
	屋内階段(4)	タイルカーペット	石膏ボード+塗装	石膏ボード・塗装	不燃
	倉庫	塗床・ビニルタイル	塗装・素地	化粧石膏ボード・素地	準不燃
	1・2階トイレ	花崗岩	大理石	岩綿吸音板	準不燃
	3・4階トイレ	ビニルシート	化粧珪カル板	岩綿吸音板	準不燃

別添4. 防災設備機器一覧表

建物概要			初期消火			警報・通報			避難誘導			本格消化			その他設備					
階	主要用途	床面積	無窓居室	消火器	泡消火設備	屋内消化栓設備	特殊ガス消火設備	自動火災報知設備	移動式粉末消火設備	非常放送設備	非難器具	誘導等	屋内避難階段	屋外避難階段	連結散水栓設備	連結送水管設備	非常コンセント設備	非常電源設備	機械排煙設備	防火戸・シャッター
5~8	宿泊施設	2,730.08		○		○		○		◎	○		○	○		○		○		○
5~8	共用部分	996.24		○		○		○		○		○	○	○		○				○
4	研修施設	1,229.39		○		○		○		○		○	○	○		○		○		○
4	共用部分	432.19		○		○		○		○		○	○	○		○				○
3	食堂・厨房	487.85		○		○		○		○		○	○	○		○		○		○
3	食品庫・従業員室	124.49		○		○		○		○			○	○		○				○
3	厚生施設	435.64		○		○		○		○		○	○	○		○		○	○	○
3	機械室	109.00		○		○		○		◎					○					○
3	事務室 (国際協力連絡室)	103.63		○		○		○		○			○	○		○				○
3	共用部分	625.88		○		○		○		○		○	○	○		○		○		○
2	移住資料館展示室	1,024.88	○	○		○		○		○		○	○	○				○	○	○
2	展示収蔵庫	553.28		○		○	○	○		○		○						○		○
2	図書資料室	210.33		○		○		○		○		○	○	○					○	○
2	事務室他	608.40		○		○		○		○		○	○	○				○		
2	玄関ロビー	277.70		○		○		○		○		○	○	○						○
2	共用部分	1,191.35		○		○		○		○		○	○	○					○	○

別添 6. 防災監視盤における監視制御機能一覧

設備項目		主な機能		
		監視（表示）		制御（操作）
		警報	運転動作確認	
警報設備	自動火災報知設備 非常放送設備 消防機関への通報設備	○区域別 ○選別	○確認	○階別、区域別 ○通報（非常通報装置）
消火設備	屋内消火栓設備	○故障 ○呼水槽減水	○ポンプ始動	
	泡消火設備	○故障 ○呼水槽減水	○ポンプ始動	
	特殊ガス消火設備	○警報 ○電路異常	○起動表示 ○放出	○弁閉鎖
防火排煙設備	防火防煙戸 防火防煙シャッター		○作動 ○作動	○閉鎖 ○閉鎖
	排煙口（機械排煙） 排煙ファン		○開放 ○ファン起動	○開放 ○ファン起動
他	空気調和設備 給気ファン 排気ファン 自家発電設備 受変電設備	○故障 ○故障	○停止 ○停止 ○停止 ○起動表示 ○安全装置の状態表示	○起動・停止 ○起動・停止 ○起動・停止

これらの機能を十分に発揮させるために、防災監視盤に「ガイダンス（取扱説明書を含む）」を装備し、かつ火災の進行状況の経緯を表示する印字装置をもうける。

別添 7. 消防用設備の点検期間・方法

消防用設備等の種類		点検の内容及び方法				点検の 期間
		総合点検	作動点検	機能点検	外観点検	
消火器具・消防機関に通報する火災報知設備・誘導灯・誘導標識・非常コンセント設備				○	○	6ヶ月
自動火災報知設備・非常警報器具及び設備・排煙設備				○	○	6ヶ月
連結送水設備・連結散水設備・泡消火屋内消火栓設備・特殊ガス消火設備		○				1年
非常電源 (配線の部分を除く)	蓄電池設備			○	○	6ヶ月
		○				1年
	自家発電設備		○	○	○	6ヶ月
		○				1年
配線		○				1年

- ・外観点検 消防用設備等の機器の適正な配置・損傷等の有無・その他主として外観から判断できる事項を定められた定期基準により確認する。
- ・機能点検 消防設備等の機器の機能について、外観または簡易な操作により判別できる事項を定められた基準により確認する。
- ・作動点検 消防用設備等に付置される非常電源（自家発電設備）の正常な作動を基準により確認する。
- ・総合点検 消防用設備等の全部又は一部を作動させ又は当該設備等を使用することにより設備の総合的な機能を定められた基準により確認する。

上記内容は、1年毎に所轄消防署長に報告を行う。

JICAエコオフィスプラン

(第3版)

～全員で取組む地球温暖化防止のための環境配慮活動～

平成 22 年 8 月

独立行政法人 国際協力機構

1. 目的

独立行政法人国際協力機構（以下、JICA）の環境重点テーマである「オフィス業務に伴う資源・エネルギーの消費及び廃棄物の排出」、「施設・設備の稼働に伴うエネルギーの消費」の削減のため、勤務者全員がオフィス及び所有施設における環境配慮活動を自主的に取り組めるよう手順を定める。

また、エネルギー使用の合理化に関する法律（省エネ法）におけるエネルギー削減のための行動基準としても位置付ける。

2. 対象

JICA 環境マネジメントシステムの対象施設（環境マネジメントシステム要領第 9 版 1.1 適用範囲）における勤務者全員を対象とする。

- * 勤務者には、JICA 役職員のほか、常勤嘱託、派遣スタッフ、アルバイトや常駐の委託作業員等を含む。研修員や隊員候補生、研修講師等は含んでいないが、この取り組みについては勤務者同様の協力を依頼するものとする。

なお、在外事務所については行動目標として定める。¹

3. 基本方針

事務・事業の活動から生じる環境負荷の軽減に向けて、環境に配慮した活動を推進する。

- （１）省エネルギー・省資源化
- （２）環境に配慮した製品等の購入・使用
- （３）廃棄物の減量化とリサイクル

4. 省エネ・省資源における中長期目標

平成 22 年度～26 年度の 5 ヶ年を中長期目標期間とし、表 1 のとおり削減数値目標を定める。

- * 当手順書は環境配慮における共通の行動基準であり、部署独自の取り組み及び設備更新等の計画については、別途「部署別環境マネジメント計画書」及び「部署別省エネ計画書」に定める。

¹ 在外事務所については各国の事情に応じて、実施できるものについては積極的に推進していくものとする

表 1. 省エネ・省資源における中長期目標（数値目標）

項目	対象施設	数値目標
用紙使用量の削減	本部	平成 21 年度比 20%削減
	国内機関	平成 21 年度実績維持
水道使用量の削減	国内機関	平成 21 年度実績維持
車両燃料の削減	共通	平成 21 年度実績維持
廃棄物（全体）の削減	国内機関	平成 21 年度実績維持
廃棄物（一般可燃物）の削減	国内機関	平成 21 年度実績維持
電力使用量の削減	本部	平成 21 年度比 10%削減
	国内機関	平成 21 年度比 5%削減
ガス使用量の削減	国内機関	平成 21 年度比 5%削減
燃料（車両燃料以外）の削減	国内機関	

5. 活動の推進及び勤務者への啓発

- （１）総務部総合調整課（ISO 事務局）は、当手順書の最新版をグループウェアへ掲載し、勤務者が閲覧可能な状態とする。
- （２）各部・機関の環境管理推進員は、対象施設以外からの異動者や新規採用者に対し、着任時に当手順書の周知、徹底を図る。
- （３）ISO 事務局は、全勤務者向けの研修を通じて、当手順書の理解促進を図る。

6. 省エネ・省資源実績の記録及び報告

（１）実績の記録【毎月】

各部の環境管理推進員または担当者は、「エネルギー等使用量報告シート²」に毎月のエネルギー使用量や廃棄物排出量等の実績を入力し、進捗状況等を管理する。³

（２）実績の報告【10 月、4 月】

各部・機関（本部においては資金・管理部）の環境管理推進員は、半期ごとの環境レポートにて、目標の進捗状況や達成状況、その要因分析等を ISO 事務局に報告する。

² 「エネルギー等使用量報告シート」の格納先：T:¥040_総務部¥1_公開¥ISO 事務局

³ 本部については、電気・ガス・水道・公用車燃料の使用量については資金・管理部管理課を、またコピー用紙購入量については総務部総合調整課を入力担当とする

JICA エコオフィスプラン実施手順

1. 省エネルギー・省資源

(1) 電気使用量の削減

■OA 機器等のスイッチオフの徹底	☐ 各自のパソコンは、帰宅時に必ず「シャットダウン」を行い、同時にモニターの電源もオフにします。 ☐ 昼休みや会議等で 30 分以上使用する見込みのないパソコンは、必ず「スタンバイ」または「シャットダウン」にし、同時にモニターの電源もオフにします。 ☐ 全ての OA 機器には、省エネモードを設定します。 ☐ OA 機器等電気機器を長時間使用しないときは主電源を切り、支障がない場合はコンセントからプラグを抜きます。(待機電力の抑制)
■照明	☐ 昼休みは、接客や業務等で支障がある場合を除き必ず消灯します。 ☐ 残業する者は、必要な箇所のための部分消灯を行います。 ☐ 最後に退出する者は、全体の消灯確認を行います。 ☐ 会議室、給湯室、トイレ等を使用していないときは消灯を行います。 ☐ キャビネ上や廊下等の照明については、支障のない程度に間引きを行います。
■エアコン温度の適正管理	☐ 原則、冷房時は室温を 28 度、暖房時は室温を 20 度に保つようにします。 ☐ 夏季はノーネクタイ等の軽装（クールビズ）、冬季は重ね着（ウォームビズ）等により弱冷暖房環境に適応します。 ☐ ブラインド、カーテン等を活用し、冷暖房の効率を上げます。
■エレベーターの使用	☐ 重い物や大きな荷物を運搬する場合を除き、2、3 階程度の移動には階段を利用します。
■業務の効率化とノー残業デーの徹底	☐ 時間外勤務を削減します。 ☐ ノー残業デー（毎週水曜日）を徹底します。
■省エネ機器の導入	☐ OA 機器等の購入・更新時には省エネ型の機器を導入します。
■温室効果ガス排出削減に配慮した電力の供給契約	☐ 電気の供給を受ける契約に当たっては、価格のみでの判断ではなく、温室効果ガス等による環境負荷についても考慮した契約を推進します。 (環境配慮契約法に基づく契約の推進)

省エネ効果

例えば、パソコンを 1 人 1 日 1 時間シャットダウン／スタンバイモードにした場合…

65W（本体+モニター）×1 時間×240 日＝約 16kwh

1kwh あたり 19.3 円で計算すると、本部の場合、年間 401,440 円のコスト削減！

(16kwh×19.3 円×1300 人＝401,440 円)

（２）燃料使用量の削減

■施設で使用する燃料の削減 【該当課】	☐ 空調設備、ボイラー等の運転・保守管理を徹底します。 ☐ ボイラー等の適正な運転と燃料効率の向上を図ります。 ☐ 設備の購入・更新時には、環境配慮型の機器を導入します。
■車両燃料の削減 【該当課】	☐ 走行距離や燃費等を把握・管理し、合理的かつ効果的な使用に努めます。 ☐ 経済速度で走行することを心がけるとともに、急発進、急停止、不要なアイドリングは行わないなど、環境に配慮した運転に努めます。 ☐ 空気圧等の車両整備を徹底します。 ☐ 同一方面への相乗りを徹底し、車両の効率的な使用を図ります。 ☐ 車両の購入・更新時には、低公害車、低燃費車を積極的に導入します。（環境配慮契約法に基づく契約の推進）
■タクシーの使用制限	☐ タクシーの使用は、必要最小限に留めます。

（３）水使用量の削減

■日常的な節水の励行	☐ 水の流し放し（食器の流し洗い等）の無駄使いは行いません。 ☐ 洗剤は適量で使用し、洗いの使用量を最小限にするように努めます。
■節水コマ等節水機器の設置	☐ 節水コマ等の器具を取り入れ、節水に努めます。【該当課】
■漏水点検の徹底	☐ 各施設において、水使用量の把握及び管理を行います。【該当課】

(4) 用紙類使用量の削減

■印刷、コピー枚数の削減	□会議資料は、パワーポイント等の使用で資料を減らす工夫をします。 また、配布資料は両面印刷とし、配布部数の適正化を図ります。 □可能な限り2アップ～8アップ等のコピー機／プリンターの機能を活用し、印刷枚数を削減します。 □ミスコピー、ミスプリントを防ぐため、原稿内容・サイズ・枚数等の確認を行います。また、コピー機使用後にはリセット（オールクリア）ボタンを押すことを徹底します。
■裏紙の利用	□片面印刷済用紙は、法人文書管理規程の「機密文書」に当たらず、かつ個人情報や予算等の不開示情報に該当する可能性のある情報が記載されていない場合は、裏紙としてメモ用紙や個人用資料、内部打合せ資料、試し刷り等に再活用します。（片面コピー用紙のストックボックスを設置し、裏紙活用を推進します。）
■印刷部数の最小限化	□ホームページやグループウェアへの掲載、電子メールの活用等、代替手段によっても対応が可能なものは、印刷物による配布を行いません。また、印刷するものについても、それら手段を併用することで、印刷部数を削減します。
■通知文書や回覧文書の削減	□内部の連絡事項等は可能な限りグループウェアや電子メール等を活用し、文書の削減に努めます。 □回覧文書等は課で一部にする等、必要最小限にします。
■ペーパーレス化の推進	□ペーパーレス会議を推進します。 □事務手続き等の電子化により、ペーパーレス化を推進します。

2. 環境に配慮した製品等の購入・使用

■グリーン購入の推進	□備品・消耗品等、物品を購入する場合は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」に係る調達方針（調達部制定）に基づき、特定調達品目に指定されている物品については、見積り条件に「グリーン購入法適合商品であること」と明記し、100%の調達実績を確保するようにします。 □特定調達品目に指定されていない物品を調達する場合にも、上記方針に基づき、エコマーク・グリーンマーク等の第三者機関が認定する環境ラベル製品、またはこれと同等のものを調達するように努めます。
■グリーン購入の報告	□特定調達品については、上記方針に基づき、本部については調達部が一括して実績取りまとめを行い、国内機関では指定の「実績表」に調達状況を入力し、実績を調達部に報告します。

3. 廃棄物の減量化とリサイクル

■ゴミの分別	□本部及び国内機関ごとに作成している「ごみ分別表」に則って分別廃棄を徹底し、リサイクルラインを確立します。(個人用ごみ箱を設置した場合には、各自が回収対象のごみ箱に持ち込み、自ら分別廃棄することとします。)
■Reduce (発生抑制)	□マイカップの持参を推進します。(本部においては、来客のあるエリアを除いて給茶機横の紙コップ設置を取りやめます) □イベント等を開催する場合は、可能な限り弁当や飲み物は簡易包装とし、再利用できる商品等を使用します。【該当課】
■Reuse (再使用)	□文具(筆記用具、バインダー、クリップ、クリアファイル等)の個人所有は必要最小限とし、各部に「事務用品リユースボックス」を設置する等の方策により、文具類のリユースを推進します。 □JICA 内部の書類のやり取りには、使用済み封筒を連絡使用に再利用することとし、新規封筒は使用しません。また、定期的な書類のやり取りがある関係機関への書類送付にも、同様に可能な限り新規封筒は使用しません。 □ペットボトルのキャップについては、専用の回収ボックスを設けて回収します。(エコキャップ推進協会の実施する「世界の子もたちにワクチンを届けよう」の活動に参加します) □使用済みの切手、プリペイドカードについては、各部ごとに専用の回収ボックスを設けて回収します。(ISO 事務局でまとめてジョイセフに送付します)
■Recycle (再資源化)	□用紙類を廃棄する場合は、保秘のための措置が必要なものを除き、所定のリサイクルボックスに投入します。(秘密文書等はシュレッダー) □外注印刷にかける製本については、リサイクルしやすいように仕様を定めます。(表紙にプラスチックを使用しない等) *「グリーン購入法に係る調達方針」では、納入印刷物におけるグリーン購入の調達目標は 100%となっています。 □食事の食べ残しや残渣等は、極力出さないようにし、可能な限り肥料化、堆肥化等のリサイクルを図ります。【該当課】

以上

設 備 点 検
業 務 一 覧 表
(平成 2 5 年度版)

参考までに平成 25 年度の日常巡視業務一覧を次のとおり示す。

1. 建築関係（外装）

建築区分	日常巡視点検業務項目	点検周期	
	(目視点検による異常の発見)	2 ヶ月	随時
[屋根・屋上]	天災時（台風前後・地震後など）の状態を点検		○
・アスファルト防水 (押え保護層付き)	排水溝、ルーフドレン廻りの詰まり・植物	○	
・シート防水（露出）	防水層のふくれ、はがれ、溝、ルーフドレン廻りの汚れ	○	
・金属板葺屋根	葺材のめくれ、浮きの有無、軒・谷樋の詰まり及び堅樋のはずれ、損傷	○	
・パラペット廻り、出入口 、機器廻り	ひび割れの有無、モルタルの浮き、はがれ	○	
・鉄製金物類	発錆の有無	○	
[外壁など] ・コンクリート、PC、ALC パネル	天災時（台風前後・地震後など）の状態を点検		○
・タイル張り、石張り	はがれ、ひび割れの状態	○	
・サッシ、ガラス	ガラスの割れ、建て付けの状態	○	
・金属板張り	貼り材のめくれ、浮きの有無	○	
・バルコニー（避難用ハッチ・排水溝含む）庇、外階段（コンクリート）	避難ハッチの開閉状態、水はけの状態	○	
・袖看板・エキスパンションジョイント等の金物	取付け状態	○	

2. 建築関係（内装）

建築区分	日常巡視点検業務項目	点検周期	
	（目視点検による異状の発見）	2ヶ月	随時
[床]	天災時（地震後など）の状態を点検		○
・コンクリート直ならし仕上げ、塗り床	塗布材のはがれ、ひび割れ	○	
・ビニール床タイル張り（ビニール床シート張り）（フリーアクセスフローアー）	（フリーアクセス）がたつき、ひび割れ	○	
・床点検口、排水溝、ノンスリップ	取付け状態（ガタつき）、詰り	○	
[壁]	天災時（地震後など）の状態を点検		○
・タイル石張り、ボード張り、金属成形板張り			
[天井]	天災時（地震後など）の状態を点検		○
・吸音板張り			
[建具]	天災時（地震後など）の状態を点検	○	○
・防火戸、防火防煙シャッター、防煙垂れ壁、排煙口、シャッター、鋼製ドア	変形、作動不良		
・アルミ製建具	変形、作動不良	○	
・木製建具	変形、作動不良	○	

3. 電気設備関係

設備区分	日常巡視点検業務項目	点検周期		
	(目視点検による異常の発見)	日	週	月
[受変電設備]	①変圧器の外観点検（油温、油量、油漏れ、異音、異臭、異常振動、過熱、変色、汚損、破損、腐食等）			○
・ 断路器				
・ 遮断器				
・ 変圧器	②変圧器温度の点検			○
・ 電力コンデンサー	③遮断器の外観点検（油温、油量、油漏れ、異音、異臭、異常振動、過熱、変色、汚損、腐食等）			○
・ 計器用変成器				
・ 配電用変圧器	④電力ヒューズの外観点検（過熱、変色、汚損、破損、腐食等）			○
	⑤その他の外観点検（異音、異臭、過熱、汚損、破損、腐食等）			○
[配電設備]	①各計器の指示値確認、記録		○	
・ 配電盤	②外観点検（異音、異臭、過熱、汚損、破損、腐食等）			○
・ 幹線				
・ 分電盤	③信号灯、表示灯の点灯確認			○
[負荷設備]	①電動機の外観点検（異音、異臭、異常振動）	○		○
・ 電動機	②照明設備、不点灯	○		
・ 制御盤	③各計器の指示値確認、記録	○		○
・ 操作盤	④操作盤、制御盤内部の外観点検（異臭、過熱、変色、汚損、ゆるみ等）	○		○
・ 照明設備				
・ コンセント	⑤その他の外観点検（異音、異臭、過熱、汚損、破損、腐食等）	○		○
	⑥信号灯、表示灯の点灯確認	○		○
[非常用発電設備]	①各計器の表示値確認、記録	○		
・ 原動機	②外観点検（異音、異臭、異常振動、過熱、汚損、破損、腐食、漏油、漏水、漏気等）	○		
・ コンプレッサー				
・ 発電機	③信号灯、表示灯の点灯確認	○		
・ 発電機盤	④潤滑油、燃料油の油量確認	○		
	⑤冷却水量、空気タンクの圧力確認	○		
	⑥油、水、系統の弁類の開閉状態確認	○		
	⑦試運転による各計器指示値の確認、記録			○

設備区分	日常巡視点検業務項目	点検周期		
	(目視点検による異常の発見)	日	週	月
[直流電源設備]	①外観点検（異音、異臭、過熱、汚損、破損、腐食等）	○		○
	②信号灯、表示灯の点灯確認	○		○
	③充電電圧、電流の適否確認	○		
[避雷針及び接地線]	①外観点検（破損、損傷）			○
	②接地線の接続状態の適否			○
[弱電設備] ・ 拡声設備 ・ インターホン ・ TV 共聴設備 ・ AV 設備	①作動確認		○	
	②外観点検（破損、汚損等）			○
[太陽光発電設備] ・ 太陽電池パネル	①パネルガラス面の汚れ			○
	②外部の損傷及び腐食の有無			○
	③取り付け固定状況の確認			○
	④温度制御装置の作動の確認			○
	⑤発電電圧、電流の適否確認	○		○
[コージェネレーション] ・ 発電機 ・ エンジン ・ バッテリー ・ ホース ・ 排ガス浄化装置 ・ ガスメーター	①電圧・電流・電力の測定	○	○	○
	②発電機軸受温度測定	○	○	○
	③エンジンの冷却水・油圧点検	○	○	○
	④オイルレベルの点検	○	○	○
	⑤バッテリー液量・比重の点検			○
	⑥その他必要な点検	○	○	○

4. 給排水衛生設備関係

設備区分	日常巡視点検業務項目	点検周期		
	(目視点検による異常の発見)	日	週	月
[水槽設備] ・ 受水槽	①外観点検（汚損、破損、腐食、施錠、防虫網等）	○		○
	②作動確認、調整（警報装置、制御装置、ボールタップ、FMバルブ等）			○
	③槽内汚れの点検			○
[ポンプ及び配管設備] ・ 加圧給水ポンプ ・ 圧力ポンプ ・ 給湯循環ポンプ	①作動試験（圧力、電流値の確認）	○		○
	②作動時の異音、異常振動の点検	○		○
	③外観点検（異音、油量、排水等）	○		○
	④フート弁、チャッキ弁の作動確認			○
	⑤メカニカルシールよりの漏水	○		○
[給湯設備] ・ 真空温水ボイラー ・ 貯湯槽 ・ 湯沸器	①外観点検（貯湯量、湯温、燃焼、漏水、ガス等）	○		○
	②各計器の指示値確認、記録（圧力、電流値、湯温、水頭圧等）	○		○
	③作動確認、調整（ボールタップ、水量等）	○		○
[衛生器具] ・ 洗面器 ・ フラッシュ弁 ・ 大便器・小便器 ・ ウオシュレット	①外観点検（破損、漏水、排水詰まり等）			○
	②作動確認、調整（ボールタップ、水量等）		○	○
[排水管設備]	①排水状態の点検			○
[排水槽・貯水槽] ・ 雑排水槽 ・ 湧水槽 ・ 雨水槽	①外観点検（密閉状態、害虫、浮遊物、沈殿物等）			○
	②制御装置、警報装置の作動確認			○
	③害虫の発生状況の点検			○
	④マンホールふたの密閉状態確認			○
[排水ポンプ] ・ 雑排水ポンプ ・ 湧水ポンプ	①外観点検（異音、排水等）			○
	②各計器の指示値確認、記録（電流、圧力）			○
	③チャッキ弁の作動確認			○
	④ポンプの作動確認			○
[生ゴミ処理設備]	①日常点検（メーカー基準による）			○
	②定期自主点検	○		

5. 空調設備関係

設備区分	日常巡視点検業務項目	点検周期		
	(目視点検による異常の発見)	日	週	月
[冷凍機] ・ スクリュー冷凍機 ・ 付属装置	①各計器の指示値確認、記録（電流値、冷温水、冷却水、油圧、油量、蒸発圧力、凝縮圧力等）	○		
	③自動制御装置の機能確認			○
	④保安装置の機能確認（高圧・低圧遮断装置、油圧リレー等）			○
	⑤冷媒漏れ点検			○
	⑥外観点検（異音、異臭、異常振動、損傷等）			○
[吸収式冷温水発生機] ・ 冷温水発生機	①各計器の指示値各認、記録（冷温水、冷却水、圧力、真空度、液質等）	○		○
	②ポンプの作動点検（冷媒、吸収液、抽気ポンプ）	○		
	③抽気ポンプの油面確認	○		
	④保安装置の作動確認（感知装置、不着火等）	○		
	⑤各種機器、配管のガス漏れの有無		○	
	⑥自動制御装置の機能確認			○
	⑦外観点検（異音、異臭、異常振動、損傷等）			○
[熱交換機] (第二圧力容器)	①水温、水頭圧、の指示値記録	○		
	②外観点検（破損、発錆、水漏れ等）		○	
[配管及び配管付属品]	①外観点検（破損、発錆、漏れ、腐食等）			○
	②弁類の開閉状態の確認			○
[薬液注入装置] (防錆剤用)	①液量の確認		○	
	②外観点検（異音、振動、破損、漏水等）			○
[空気調和設備及び 付属装置] ・ 空気調和機 ・ パッケージ空調機 ・ 空気洗浄装置 ・ 加湿装置 ・ ファンコイルユニット ・ エアークリナー	①各計器の指示値確認、記録（電流値、冷温水温度）	○		○
	②汚れ状況の点検（フィルター、コイル、ドレンパン、エリミネーター等）			○
	③自動制御装置の機能確認			○
	④モーター、ファン、Vベルト点検、調整			○
	⑤外観点検（異音、異臭、異常振動、破損、腐食、詰まり、汚損、水漏れ等）	○		○
	⑥エアークリナーの洗浄			○

設備区分	日常巡視点検業務項目	点検周期		
	(目視点検による異常の発見)	日	週	月
[空調付属設備] ・ 冷却塔 ・ 冷温水ポンプ ・ 冷却水ポンプ	①各計器の指示値確認、記録（電流、圧力、温度）	○		○
	②メカニカルシール漏水の確認	○		
	③回転部異音、異臭、異常振動、過熱の点検	○		○
	④水槽内、循環水の汚れ点検			○
	⑤V ベルト、カップリングの点検、調整			○
	⑥外観点検（異音、異臭、異常振動、破損、腐食、詰まり、汚損、水漏れ等）	○		○
[送風機、排風機付属装置] ・ 送風機 ・ 排風機 ・ 付属装置	①電流値の確認、記録	○		○
	②ダクト内、吹出口、換気口の汚れ点検			○
	③V ベルトの点検、調整			○
	④キャンバス部の破損点検			○
	⑤外観点検（異音、異臭、異常振動、破損、腐食、過熱、汚損等）	○		○
[風道及び付属装置]	①厨房ダクト、フード、グリスフィルター等の汚れ点検、グリスフィルターの清掃			○

6. 中央監視制御設備関係

設備区分	日常巡視点検業務項目	点検周期		
	(目視点検による異常の発見)	日	週	月
[監視制御盤]	①各計器の指示値確認、記録	○		
・ 保護継電器 ・ 監視盤	②自動記録計の機能確認	○		
・ 交換器盤 ・ 補助継電器	③信号等、表示灯の点灯確認	○		
・ 中継端子盤 ・ 故障表示盤等	④警報装置の作動確認	○		
[遠方監視制御盤] ・ コンピュータ設備 ・ 交換器盤 [無停電電源装置] (UPS)	①外観点検（汚損、損傷、スイッチ位置等）	○		

7. 防災設備関係

設備区分	日常巡視点検業務項目	点検周期		
	(目視点検による異常の発見)	日	週	月
[消火器]	①外観点検（位置、標識等）			○
[消火設備]	①外観点検（表示、標識、破損、腐食等）			○
・ 屋内消火栓設備	②ホース、ノズル等の格納状態の格認			○
・ 連結散水設備	③バルブ類の漏れ、開閉位置の確認			○
・ 連結送水管	④加圧ポンプの起動状態の確認			○
	⑤指示圧力の確認			○
	⑥呼水槽水位、復帰ボタン等の定位置確認			○
	⑦グラント滴下水量の確認			○
[特殊消火設備]	①外観点検（変形、損傷、腐食等）			○
・ 泡消火設備	②各種表示、標識等の確認			○
・ 特殊ガス消火設備	③保護板の損傷確認			○
・ 粉末消火設備	④選択弁、復帰ボタン等の定位置確認			○
[各種警報設備]	①外観点検（電圧、表示灯、スイッチ定位置）			○
・ 自動火災報知設備	②発信器保護板の損傷確認			○
・ 非常警報設備				
[防火・排煙設備]	① 外観点検（表示標識、破損、汚損等）			○
・ 防火戸	② 閉鎖障害の確認			
・ 防火ダンパー				
・ 排煙機				
・ 自動ドアエンジン				
・ ダンパー				
・ 排煙窓				
[非常コンセント設備]	①外観点検（点灯、破損等）			○
[非常電源設備]				○
・ 自家発電設備	①外観点検（異音、異臭、汚損、破損、発錆、 液量、漏液脱落、変色等）			○
・ 蓄電池設備				
・ 非常電源	②計器指示値の確認、記録（電圧、電流、 回転数、油量、周波数等）			

8. 厨房設備関係

設備区分	日常巡視点検業務項目	点検周期		
	(目視点検による異常の発見)	日	週	月
[弱電設備]	①作動確認		○	
・厨房器具	②外観点検（破損、汚損等）	○		

9. 輸送設備関係

設備区分	日常巡視点検業務項目	点検周期		
	(目視点検による異常の発見)	日	週	月
エレベーター	①日常点検（メーカー基準による） ②定期自主検査			○

10. 駐車場設備関係

設備区分	日常巡視点検業務項目	点検周期		
	(目視点検による異常の発見)	日	週	月
[機械式駐車場設備]	①作動確認		○	
	②外観点検（破損、汚損等）		○	

11. その他設備

設備区分	日常巡視点検業務項目	点検周期		
	(目視点検による異常の発見)	日	週	月
[電動シャッター設備]	①開閉状態の目視点検			○
[自動ドア設備]	①開閉状態の目視点検			○

以上

様式 1

企業の代表責任者及び本業務担当者

■入札に参加する事業者の代表責任者及び本業務の担当者を記載する。なお、入札参加グループで参加する場合は、入札参加グループの一覧、入札参加グループの代表事業者、入札参加グループ員の代表責任者及び各業務の担当者を記載すること。

（入札参加グループ結成に関する協定書又はこれに類する書類を添付すること。）

様式 2

業務実績			
■本実施要項 1 (1) イ. で示す業務毎に過去 3 年間の実績を記載すること。			
(1) 総括業務			
業務名	発注者	時期	業務内容
			施設規模 請負金額等
(2) フロント業務			
業務名	発注者	時期	業務内容
			施設規模 請負金額等
(3) 清掃業務			
業務名	発注者	時期	業務内容
			施設規模 請負金額等
(4) 警備業務			
業務名	発注者	時期	業務内容
			施設規模 請負金額等
(5) 設備管理業務			
業務名	発注者	時期	業務内容
			施設規模 請負金額等

(6) 設備定期点検業務			
業務名	発注者	時期	業務内容
			施設規模 請負金額等
(7) 車両運行業務			
業務名	発注者	時期	業務内容
			施設規模 請負金額等
(8) 植栽管理業務			
業務名	発注者	時期	業務内容
			施設規模 請負金額等
(9) 客室用寝具・リネン設置・クリーニング業務			
業務名	発注者	時期	業務内容
			施設規模 請負金額等
(10) 会議室設営業務			
業務名	発注者	時期	業務内容
			施設規模 請負金額等

様式 3

本業務実施の考え方

■本業務を実施するにあたっての基本的な方針、業務全般において特に重視するポイント等を記載すること。

様式 4

本業務全体及び各業務の実施体制、法的資格等を有する者等の配置

■本業務全体について及び本実施要項 1. (1) イ. で示す業務毎に実施体制及び業務全体の管理方法等を具体的に記載し、必要とされる法的資格等を有する者及び条件を満たす者の配置を記載する（必要とされる資格を証明する書類の写しを添付すること）。業務毎に実施する企業が異なる場合は、業務全体の管理方法に加え、業務毎の実施体制及び管理体制を記載すること。

様式 5

質の確保及び業務コスト等削減に対する考え方

■以下の 2 項目について、A4 判 2 ページ以内に簡潔にまとめること。また、各業務についても、それぞれ A4 判 1 ページ以内の提案書を作成することができる。

(1)本業務の実施全般に対する質の確保及び業務コスト等削減についての考え方

(2) 本業務の実施全般に対する質の確保及び業務コスト等削減についての提案事項

様式 6

※表の枠が不足する場合は適宜追加すること。

従来の実施方法に対する改善提案（総括表）			
■ 1. (1) イ. で示す各業務について、改善提案を行う場合は、改善を行う業務の項目と提案の概略を整理すること。なお、下記に改善提案のない業務項目については、センターが提示する最低水準としての従来の実施方法に基づいて業務を行うものとする。			
(1) 総括業務		提案の有無	有 無
業務項目 ※各業務を明記	提案の概略		
(2) フロント業務		提案の有無	有 無
業務項目 ※各業務を明記	提案の概略		
(3) 清掃業務		提案の有無	有 無
業務項目 ※各業務を明記	提案の概略		

(4) 警備業務		提案の有無	有	無
業務項目 ※各業務を明記	提案の概略			
(5) 設備管理業務		提案の有無	有	無
業務項目 ※各業務を明記	提案の概略			
(6) 設備定期点検業務		提案の有無	有	無
業務項目 ※各業務を明記	提案の概略			
(7) 車両運行業務		提案の有無	有	無
業務項目 ※各業務を明記	提案の概略			

(8) 植栽管理業務		提案の有無	有 無
業務項目 ※各業務を明記	提案の概略		
(9) 客室用寝具・リネン設置・クリーニング業務		提案の有無	有 無
業務項目 ※各業務を明記	提案の概略		
(10) 会議室設営業務		提案の有無	有 無
業務項目 ※各業務を明記	提案の概略		

様式 7

従来の実施方法に対する改善提案（各業務）

■提案を行う各業務の 1 項目につき A4 判 1 ページ以内とする。

(1) 改善提案を行う業務及び項目

(2) 改善提案の趣旨

(3) 改善提案の内容

(4) 最低水準の確保に対する説明

様式 8

緊急時の体制及び対応方法

■緊急時（管理・運営業務の実施にあたり想定していた通りの業務実施が困難になる未知の事故・事象が生じた場合）の緊急連絡網、緊急時の業務フローチャートを記載すること。

様式 9

再委託に関する事項			
再委託する業務	再委託先の名称	住所	再委託先の業務履行能力並びに報告聴取その他の業務管理の方法